

令和7年第2回定例会会議録目次

会期日程	1
第1号（6月10日）（火曜日）	
1. 開 会	5
1. 開 議	5
1. 日程第 1 会議録署名議員の指名	5
1. 日程第 2 会期の決定	5
1. 日程第 3 諸般の報告	5
1. 日程第 4 行政報告	6
1. 日程第 5 一般質問	7
<b>福 岡 兵八郎 議員</b>	7
改正種苗法	
農業委員会の業務について	
畑総地区道路整備関係	
（廣農林水産課長、白坂農業委員会事務局長、 水野耕地課長、高岡町長）	
<b>広 田 勉 議員</b>	13
学力・学習状況調査について	
畜産について	
花徳の浜について	
本町の観光地・整備管理について	
（太学校教育課長、福教育長、高岡町長、 廣農林水産課長、吉田おもてなし観光課長）	
<b>宮之原 剛 議員</b>	34
物価高対策について	
環境整備について	
防災対策について	
亀徳新港周辺整備について	
（村上総務課長、吉田健康増進課長、中島企画課長、 吉田おもてなし観光課長、廣農林水産課長、高岡町長、 作城建設課長）	
<b>木 原 良 治 議員</b>	47

サーフィンアジア大会について

「宿泊税」について

(吉田おもてなし観光課長、高岡町長、新田税務課長)

1. 散 会 ..... 55

第2号(6月11日)(水曜日)

1. 開 議 ..... 59

1. 日程第 1 一般質問 ..... 59

**是 枝 孝太郎 議員** ..... 59

福祉政策について

情報通信整備について

職場環境整備について

(福田介護福祉課長、高岡町長、村上総務課長、

太学校教育課長、吉田健康増進課長)

**竹 山 成 浩 議員** ..... 71

祝祭日に国旗掲揚を推進してはどうか

教職員住宅の環境整備について

航空運賃の軽減や直行便開設へ向けての考えは

(安田社会教育課長、福教育長、作城建設課長、

太学校教育課長、中島企画課長、高岡町長)

**勇 元 勝 雄 議員** ..... 82

子供医療費について

入札について

副町長の選任について

町政について

(高岡町長、村上総務課長、作城建設課長、尚花徳支所長、

中島企画課長、吉田おもてなし観光課長、

清瀬地域営業課長、廣農林水産課長、太学校教育課長、

安田社会教育課長、大山住民生活課長、

吉田健康増進課長、奥村水道課長、福田介護福祉課長)

1. 散 会 ..... 102

第3号(6月12日)(木曜日)



1. 日程第 7	議案第 29 号	工事請負契約の締結について（東天城中学校プール新築工事（2 工区））	140
1. 日程第 8	議案第 30 号	工事請負契約の締結について（東天城中学校プール新築工事（3 工区））	141
1. 日程第 9	議案第 31 号	令和 7 年度一般会計補正予算（第 1 号）について	141
1. 日程第 10	議案第 32 号	令和 7 年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	144
1. 日程第 11	議案第 33 号	令和 7 年度介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	145
1. 日程第 12	議案第 34 号	令和 7 年度水道事業会計補正予算（第 1 号）について	146
1. 日程第 13	議案第 35 号	令和 7 年度下水道事業会計補正予算（第 1 号）について	147
1. 日程第 14	報告第 1 号	繰越明許費について	148
1. 日程第 15	報告第 2 号	繰越明許費について（水道事業）	150
1. 日程第 16	報告第 3 号	繰越明許費について（下水道事業）	151
1. 日程第 17	陳情第 1 号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引き上げをはかるための、2026 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について	151
1. 日程第 18	陳情第 2 号	「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情について	153
1. 日程第 19	発議第 3 号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引き上げに係る意見書について	154
1. 日程第 20	発議第 4 号	「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書について	155
1. 日程第 21		委員会の閉会中の継続調査の申し出について	156
1. 日程第 22		委員会の閉会中の継続調査の申し出について	156
1. 日程第 23		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について	156
1. 閉 会			156

# 令和7年第2回徳之島町議会定例会

## 会 期 日 程



令和7年第2回徳之島町議会定例会会期日程（案）

令和7年6月10日開会～令和7年6月13日閉会 会期4日間

月	日	曜日	会議別	日程
6	10	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開会</li> <li>○開議</li> <li>○会議録署名議員の指名</li> <li>○会期の決定</li> <li>○諸般の報告</li> <li>○行政報告</li> <li>○一般質問（福岡・広田・宮之原・木原）4名</li> </ul>
	11	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般質問（是枝・竹山・勇元）3名</li> <li>○総務文教厚生常任委員会</li> </ul>
	12	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般質問（政田・植木・松田）3名</li> </ul>
	13	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議案（条例・補正予算等）審議、採決</li> <li>○報告</li> <li>○委員長報告</li> <li>○発議</li> <li>○閉会</li> </ul>



# 令和7年第2回徳之島町議会定例会

第1日

令和7年6月10日



令和7年第2回徳之島町議会定例会会議録  
令和7年6月10日（火曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第1号）

○開 会

○開 議

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 会期の決定

○日程第 3 諸般の報告

○日程第 4 行政報告

○日程第 5 一般質問

福岡兵八郎 議員

広田 勉 議員

宮之原 剛 議員

木原 良治 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	内 博行 君	2番	政田 正武 君
3番	宮之原 剛 君	4番	植木 厚吉 君
5番	竹山 成浩 君	6番	松田 太志 君
7番	富田 良一 君	8番	勇元 勝雄 君
9番	徳田 進 君	10番	池山 富良 君
11番	是枝 孝太郎 君	12番	広田 勉 君
13番	木原 良治 君	14番	福岡 兵八郎 君
15番	大沢 章宏 君	16番	行沢 弘栄 君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 長 清原 美保子 君 主 査 中野 愛香 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	高岡 秀規 君	教 育 長	福 宏人 君
総務課長	村上 和代 君	企 画 課 長	中島 友記 君
建設課長	作城 なおみ 君	花徳支所長	尚 康典 君
農林水産課長	廣 智和 君	耕 地 課 長	水野 毅 君
地域営業課長	清瀬 博之 君	農委事務局長	白坂 貴仁 君
学校教育課長	太 稔 君	社会教育課長	安田 誠 君
介護福祉課長	福田 博文 君	健康増進課長	吉田 忍 君
おもてなし観光課長	吉田 広和 君	税 務 課 長	新田 良二 君
住民生活課長	大山 寛樹 君	会計管理者・会計課長	田畑 和也 君
水道課長	奥村 和生 君	選管事務局主幹	元田 大貴 君
選管事務局長	藤 康裕 君		

△ 開 会 午前10時00分

○議長（行沢弘栄君）

おはようございます。

ただいまから、令和7年第2回徳之島町議会定例会を開会します。

△ 開 議 午前10時00分

○議長（行沢弘栄君）

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（行沢弘栄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番松田太志議員、8番勇元勝雄議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（行沢弘栄君）

日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月13日までの4日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から6月13日までの4日間に決定しました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（行沢弘栄君）

日程第3、諸般の報告を行います。

一般的な事項については、お手元に文書で配付してありますので、口頭報告は省略いたします。

なお、この際、特に報告いたしますことは、監査委員から令和6年度の例月現金出納検査3月分、4月分及び令和7年度の例月現金出納検査4月分、5月分の結果報告がありました。

なお、関係資料等は事務局に常備してありますので、御覧いただきたいと思っております。

また、今期定例会におきまして、本日まで受理した陳情、請願は、会議規則第92条の規定に

より、陳情・請願書の写しの配付とともに、所管の常任委員会に付託することにしましたので、御報告をいたします。

これで諸般の報告を終わります。

#### △ 日程第4 行政報告

##### ○議長（行沢弘栄君）

日程第4、行政報告を行います。

##### ○町長（高岡秀規君）

詳細につきましては、資料を配付してありますので、主なものを申し上げたいと思います。

3月27日、鹿児島県町村会各種総会に出席。そして、鹿児島県のスポーツコンベンションセンター整備に係る説明会に出席をしております。

4月4日、全国町村会正副会長会に出席。

4月9日、相撲協議会発足記者会見に出席しております、これはSUMO EXPO2025実行委員会の発足式でありまして、日本全国から5市4町村が実行委員になります。まずは北海道福島町、奈良県葛城市、奈良県桜井市、大阪府堺市、島根県隠岐の島町、島根県出雲市、大分県宇佐市、鹿児島県徳之島町、鹿児島県瀬戸内町が実行委員になっており、8月4日には催しものが企画されております。

4月25日、全国町村会正副会長会に出席。そして全国町村会政務調査会、全国町村会理事会、都道府県町村会長会に出席しております。

4月29日から4月30日、沖縄県庁訪問をしております。これは奄振で沖縄との交流をうたっているということから、今回の法改正によって農産物の運賃コストについても補助が出るようになりました。沖縄県で不足する農産物について奄美から供給できる可能性はないか、そしてまた沖縄での農産物を我々のところで加工品として6次産業化をし、沖縄県内で売ることができないか等々、1次産業の構築についての可能性を調査するために沖縄県庁訪問しております。

5月9日、鹿児島県庁訪問。これは人事異動に伴う鹿児島県庁への挨拶回りでございます。

5月13日、全国道路利用者会議に出席。

5月14日、第46回通常総会及び命と暮らしを守る道路づくりの全国大会に出席しております。

5月20日は、伊仙町で奄美群島市町村議会議員大会がございまして出席しております。

5月25日、地域医療支援センター、これは5月24日です、地域医療支援センター地域枠20周年記念行事に出席しております、まず挨拶の中で地域枠ということで鹿児島県は全国的にはドクターというものは供給できているんですが、地域の偏在によってお医者さんがいない地域が存在する、離島が存在するということについて、しっかりと地域枠というもので確保していただきたい、ドクターを確保していただきたいということを挨拶の中で要望しております。

奄美×尼崎AMAフレンドシップ事業開始記念懇親会に出席。これは尼崎市の子供たちとの交流の事業のスタートができないかということでした。尼崎の子供たちが奄美に来て自然体験であったり、そしてまた子供たちとの交流がしたいということから尼崎市市長が見えられています。そしてまた来年度は、徳之島に子供たちを派遣したいということでのお話がございました。

5月29日、奄美群島農業農村整備事業推進協議会第1回中央要請活動について参加をしております。

5月30日、令和7年度県市町村連携会議に出席しております、その中で高校無償化に対する公立高校離れが起きないよう魅力化することを強く要望をしております。さらには離島における医療体制についての要望をしております。

そして、この後にコンベンションセンターへの要望を大島郡市町村会、鹿児島県町村会としての要望を実施しております。まず内容については、PFI方式では毎年の負担額は約20億7,000万、15年返済であります。これが当初の計画であります。そして事業費が増額をすることによって、今課題となっておりますが、そのやり方をPFI方式ではなくて従来型で行いたいということで予算の増額はあるんですが、毎年の負担額は10億強となるということが調べますと数字が出ておりましたので、今回この施設は必須の施設であります、必要な施設でございますので、奄美群島では子供たちのスポーツ大会では場所がばらばらで、レンタカーを借りたりバスをレンタルしたり相当な負担が個人にかかってきますので、港に近い施設を整備することによって負担軽減につながることから、計画どおりの実施を要望したところであります。

6月5日、千の自然・千の時間私たちと世界自然遺産5地域を万博での開催で、5地域の魅力を紹介したところであります。

6月9日、鹿児島県市町村振興協会令和7年度第1回通常理事会に出席しております。

以上で報告を終わります。

## △ 日程第5 一般質問

### ○議長（行沢弘栄君）

日程第5、一般質問を行います。

福岡兵八郎議員の一般質問を許可します。

### ○14番（福岡兵八郎君）

おはようございます。

傍聴席の皆様には先ほど議長から御挨拶がありましたので、割愛をさせていただきます。

今月、何といても話題になったのは、大相撲会における日本人8年ぶりの横綱大の里の誕生であります。大の里関は、場所前から昨年石川県が地震災害で甚大な被害を受けた。石川県

の皆様どうしても元気にしてもらいたいということで、今場所は頑張るんだという有言実行をしたわけであります。りりしい姿、立派な体軀、そしてさわやかな笑顔、これを見たときに、以前、先代若乃花親方が墨田川を歩きながら某インタビューに対して、「世界から強い男が集まるけれども、最後に横綱になるのは人間性ができている人でないとなれないんだ」という言葉を思い出しました。私たちもやはり大の里のこの言葉を心にしむいて、また頑張っていかなければいけないと思います。

さて、社会は今、米と関税が話題であります。今回は農政に絞って3項目を取り上げました。

食料・農業・農村基本法に、食料については人間の生命維持と健康維持増進の基礎として食料安全保障の確保を図らなければならないとあります。不足時においては措置として、備蓄する食料の供給、食料の輸入の拡大、その他必要な施策を講ずるものとするとしてあります。

いろいろ調べているうちに出会った本がございました。心に留まった本です、御紹介をしてみたいと思いますが。かつて農林水産大臣を歴任されました山田正彦先生は御承知のとおりであります。その著書に、まず「消された種子法」、そして次は「日米食料戦争」、そして「輸入食品に日本は潰される」、そして「アメリカに潰される日本の食」、そして「日本の食料の最大の危機を明らかにする」、そして「子どもを壊す食の闇」等々ありました。ぜひ皆様方には御購読していただきたいと思います。

また町長には、出張の際にはぜひ山田正彦先生にお会いして、徳之島での御講演をトップダウンで御依頼していただけないか、町長お願いしたいと思っております。

さて14番、福岡が通告の3項目について一般質問いたします。今日は北区の皆様ですから、私の後に広田議員が控えておりますので、もうポイントだけ絞って簡潔に手短かにしたいと思いますので、町長並びに主管課長の明快な答弁をお願いいたします。

まず初めに、改正種苗法についてお伺いいたします。

#### ○農林水産課長（廣 智和君）

お答えいたします。

改正種苗法については、令和4年3月の定例会についても質問がございまして回答しておりますが、新品種の保護のための品種登録制度、種苗の適正な流通を確保するための指定種苗制度について定められているところです。品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図るということで、農林水産業の発展に寄与することを目的としているところです。

島内での栽培品目については、さとうきび23、22、30、27号、また野菜では実エンドウ、まめこぞう、さつまいも、紅はるかがあります。それぞれ自家増殖の許諾手続は不要ということになってはいますが、遵守事項を遵守する必要があるというところです。

果樹では、農研機構の育成品種である津の輝がありますけれども、こちらは自家増殖する場合は許諾手続が必要で許諾料は有償ということで、そういったことで種苗法は徳之島のほうで

も影響があるところがございます。

以上です。

#### ○14番（福岡兵八郎君）

これは2度取り上げた理由がございましてね、表情報と裏情報があるんですね。登録権者が国であればまだ安心ですけども、これが企業に委譲する。企業に委譲した場合はもう自由ですから、例えば種子にしたらもう価格も10倍、20倍になる。それに肥料、資材、農薬などみんなセットして使ってください、またそれが来るということなんですよ。

だから今、誰もがまさかと思っておりますが、例えばさとうきびも自家増殖ですよ、さつまいももそうですが。これが民間に委託されたときに、それも許可がなければできませんよという方向に向かっているわけですね、裏情報で行きますと。

だから今、自由にしていて当然だと思っているんだけど、社会は今大きく変わってきている。地球儀を見て判断をしないといけない状況になっておりますので、私は議会人としている間に、こういう問題を取り上げていたんだと、もう記録としてどうしても残しておきたいと思って取り上げたわけでありまして。

緊急事態条項ですね、これも非常に私たちの今島でやっているものは全く関係ないと、本当に人ごとだと、対岸の火事だとみんな思っているわけですよ。しかし裏情報によりますと、だんだん侵略してきているというのがあるわけですね。ですので、やっぱり担当課長としてはいろんな角度から情報を得て、常に先手を打っていくということをお願いしたいなと思っているわけでありまして。

それから、米の問題であります、徳之島は1970年代からの減反政策によって米がもうゼロです、100%委譲ですよ。台風が来ると、1週間台風がとどまると、スーパーから野菜が全部なくなる、そういう環境に今あるわけですよ。

だから、私は学校給食の運営委員会において、例えば120トンぐらい年間学校給食で米を使っていますけれども、それをやはり鹿児島県の安心できる米産地との行政と徳之島町はやっぱり契約をして、そういう直接行政で動く時代に来ていますよという運営委員会で申し上げたんですけども、これが全てこのテーマにどこかにつながっているわけですよ。

ですので今、廣課長が、もう課長、農政課長になられて、いっぱい勉強されたと思いますが、今の答えは間違っていないと思いますが、もう少し幅広く突っ込んで情報を集めていただきたいなと思っているわけでありまして。

同じく関連してくるわけですけども、さとうきび、園芸品目ですね。幅広く、何品目か上げましたけれども、やはりもう少しまた突っ込んで調べてほしいなと思っております。

それから関税の問題、これは今さとうきびにしても、13.1度から14.3度までの間の基準等だとすると、会社から7,088円、交付金が1万6,860円、1トン当たり2万3,948円のお金行くわ

けですけども、70%が関税なわけですよ。だから、この関税で賄われているわけですよ。だから、これが今後とも行くのかどうか。それと、そのきびとの改正種苗法との関連ですね。非常に複雑に多様化してきておりますので、担当する農政課長は大変だと思っておりますが、職員の皆さんも一丸となって勉強していただきたいなと思っております。

次に行きたいと思っております。農業委員会の業務についてであります。今やはり農地法第3条、第4条、第5条とはどういう法律なのかをまずお願いいたします。

○農業委員会事務局長（白坂貴仁君）

福岡議員の質問にお答えいたします。

農地法第3条とは、農地または採草放牧地について所有権を移転し、または地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権もしくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないときに、この農地法第3条の申請が必要とされております。

次に、農地法第4条ですが、農地を農地以外のものにするときに、この農地法第4条申請が必要とされております。

最後に、農地法第5条ですが、農地を農地以外のものにするため、または採草放牧地を採草放牧地以外のものにする場合に、この農地法第5条の申請が必要とされております。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

農地法第3条、4条、5条については、どういう法律かというのがよく理解できたと思っております。

昨年申請件数と諸問題について伺います。

○農業委員会事務局長（白坂貴仁君）

令和6年度の申請件数であります。3条が77件、4条が0件、5条が8件、うち1件取消しでありました。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

この農業委員会で審議されましたが、どのような問題が出たか、ありませんでしたか。

○農業委員会事務局長（白坂貴仁君）

5条の1件取消しの件だったんですが、申請許可後に当該場所の土地に湧水ですね。湧き水が出るとのことで取下げをしたということがありました。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

分かりました。3条が77件、4条がゼロ件、5条が8件ということですが、借り手の

島外の2件、この内容についてお願いいたします。

第5条ですね。5条で貸し手8件みんな島内が6件、島外が2件ですがね。借り手はゼロ、法人ですね、法人で島外が2件ありますよね、借り手、昨年。そういう、どのような法人なのかということです。

○農業委員会事務局長（白坂貴仁君）

建設業者と不動産業者であります。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

建設業者と不動産業者は分かるけど、どちらの方ですか。

○農業委員会事務局長（白坂貴仁君）

県外になります。

○14番（福岡兵八郎君）

私が聞きたいのはね、県外とか島外とかじゃなくて、とにかく島外、県外から来たときに、国外から来たときに、どういう類いの業種ですかということなんですよ。中国がバックにいませんかということなんです。

○農業委員会事務局長（白坂貴仁君）

3番目の問題でよろしいでしょうか。

○14番（福岡兵八郎君）

その内容がまだ言えないのか、分からないのか分かりませんが、じゃ、これまた後で教えていただければいいかなと思っております。

今この問題を出したのは、ゆうべも今お客さんみえていまして、お話ししたんですけども、あちこちで例えば中国から来られて、普通は日本人が雇用のために外国からの働き手研修ということでやっているんですけどもね、もうゆうべの話では中国から来られて、その人たちが社長になって日本人を雇用しているという話もありました。

東京都の20%が中国が買収されているということでありまして、火葬場の6件、9件のうち6件と言いましたかね、これ裏情報ですが。中国が、企業が買収している。今問題になっているのは、遺骨を売買しているというのが問題になっているということで、まさかサプリメントつくっているわけじゃないと思いますけれども、やはりセキュリティが日本は甘い、また島もみんな高齢者で不動産いっぱい持っているけども、置いていてもしょうがないなど。それを国外資本家にみんな買われていく。国内の水資源ね、水資源もどんどん買われていっているわけですよ、今ね、具体的な数字は示しません。

もうちょっとね、しかし、軍艦マーチの歌に「守るも攻めるもくろがね」とありますけども、やはりもうちょっと、これを子々孫々のために、ふるさとをしっかりと守るために、その辺を調

査研究したりとか、行政の警察隊みたいな、そういうのが必要かなと思っているわけです。だから、その辺を農業委員会しっかりとまた検討されて、枠組みを少し広げて、やはりしていただきたいなと希望を持ってお願いしたいなと思っているところであります。

それから、畑総地区道路整備関係ですが、今2件取り下げたということがありましたね、湧水ありましたということでもあります。この県営、国営における整備面積について、それから整備地区内における道路整備と今後の計画ですが、それから整備地区における湧水圃場対策ですね、(1)、(2)、(3)まとめて結構であります、お願いします。

#### ○耕地課長（水野 毅君）

お答えいたします。

まず最初に、県営、国営における整備面積についてお答えします。

約1,530ヘクタールとなっております。

続きまして、整備地区内における道路整備、舗装率と今後の計画についてをお答えいたします。

農道の整備率は74.7%です。今後の計画につきましては、整備事業継続6地区で約4キロを予定しており、また多面的事業の長寿命化でも対応してまいります。

続きまして、3番の整備地区内において、湧水圃場対策について伺うをお答えいたします。

湧水が確認された場合、耕地課に連絡をいただければ各地区担当者がおりますので現地を確認し、県の地区担当者との協議の上、対策を取っています。

また、事業整備地区内でスプリンクラーを設置する際には、工事着手前に試掘を行いまして、湧水が確認された場合は湧水処理、これは暗渠排水管による排水改良を行っております。

以上です。

#### ○14番（福岡兵八郎君）

1,530ヘクタール整備地区、この地区内における道路整備は、今年は6地区4キロということですが、年次計画ですとこの地区内全部何年かかるか分かりませんが、計画的に整備されていくということによろしいですか。

#### ○耕地課長（水野 毅君）

整備地区内におきましても基本上りとか、現在基本は砂利舗装で終わりなんです、洗掘されたりとかスプリンクラーの配管の保護の目的とかではアスファルトなり、コンクリートなりで対応していけると。そういうふうな県のほうから回答はいただいております。なので、全体的に全てにおいて舗装をするというのはちょっと難しいかと聞いております。

以上です。

#### ○14番（福岡兵八郎君）

そうですね。今ちょっと角度が高いなというところを何件かいろいろ相談を受けているんで

すが、その辺のところは整備されるということでもあります。

湧水、せっかく整備したんだけど、ずっと水が湧き出て作物ができないということ、これは必ず整備するというのでよろしいですね。

○耕地課長（水野 毅君）

湧水につきましては、現在畑かん事業終了地区とか、その他の地区におきましては、多面的事業を活用しまして、その多面的事業で各地区点検作業とか湧水がすごいひどいところとかは土側溝とか、そういった感じで対応、現在はしております。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

農家の皆さんが今の課長の答弁を聞いて、希望を持ったことと思います。

最後に町長、冒頭の挨拶で申し上げましたが、今度出張のとき山田正彦先生にぜひお会いしていただきたい、いかがですか。

○町長（高岡秀規君）

御紹介いただければしっかりとお会いして、今後どうするか等のヒントがあれば招いて講演会等も必要であれば開催したいというふうに思います。

○14番（福岡兵八郎君）

ありがとうございます。私の質問はこれで終わります。

○議長（行沢弘栄君）

次に、広田勉議員の一般質問を許可します。

○12番（広田 勉君）

おはようございます。

12番、広田が提出してある4項目についてお尋ねしたいと思います。福岡議員がいろいろ気を使ってもらって30分以内で終わっていただけましたので、ゆっくり時間をいただきましたので、順番にはこだわりなくゆっくりやらせていただきます。

群馬県の太田市にジャパン・スネークセンターというのがあるんですけども、世界のヘビ、大体400匹ぐらいを飼育展示しておるところらしいんですけど、今年で開園60周年ということらしい。2月に我々議会が参加した代々木公園で行われている徳之島フェスタ、その先駆けとなるような50年前に、私たちは関東奄美青年祭りというのを昭和47年頃に板橋区の公園で一応開催しました。

そのときにやっぱり目玉というのは生きたハブがいるだろうというふうに考えまして、宇検村から持ってきていただきました。普通ああいうのは移動は大変なんですけども、もう50年前の話ですので時効ですので言いますけども。そのハブを一応展示して、あとお祭りしたりいろいろ開催したことあれなんですけども、やっぱり今までハブは持ってきてもらったものの、そ

の処理まで考えていなかったんだけど、たまたま参加者の中に獨協大学の教授がおられて、自分くださいと喜んでそのハブを持っていってくれたので、処理はできたんだけども。

最近ハブの毒性分がアルツハイマーにいいんじゃないかというふうな研究がされているらしい。私の同級生にも2人かまれたのがいるんだけども、1人はちょっと場所が悪くて即死してしまって、もう1人は今元気であるんだけど、もし皆さんの周りでもハブにかまれた方がおられたら、ちょっと観察してもらえたらなど。アルツハイマーに年いった方だよ、かかっているか、かかっていないかちょっと見ていただきたいと。もしこれがアルツハイマーに有効であれば、我々もアルツハイマーにかかるかハブにちょっと味見をされるか二者択一じゃないかなと思っておりますので、まあ頑張りましょう。

では、第1項目めの鹿児島県の学力・学習状況調査についてですが、令和7年、今年の1月に実施された鹿児島学力・学習状況調査は、県での児童生徒の学習に関する意識などの学習状況、学校の取組把握するために、小学校5年生、中学1年、2年の学力・学習状況、学力向上の取組、校内研修の状況調査が実施されたと思いますけども、まず学習状況調査の結果はどうでしたでしょうか。県の平均正答率とか本町の平均正答率はどんなものだったのかお願いします。

#### ○学校教育課長（太 稔君）

広田議員の御質問にお答えいたします。

鹿児島県教育委員会は、児童生徒の知識技術や思考力、判断力、表現力等に関する学習状況を把握するとともに、情報活用能力の育成につなげるため、また児童生徒の学習に関する意識や学び方等の学習状況及び各学校の学力向上取組等を把握し、併せて分析することで事業改善に資するために、令和7年1月にC B T方式による鹿児島学力・学習調査を行いました。その結果を申し上げます。

小学校5年生の正解率は、国語、本町は62.7%、県は64.6%、社会、本町は59.0%、県は61.8%、算数、本町は61.8%、県は65.6%、理科、本町は64.1%、県は65%です。

中学1年生の正解率です。国語、本町は59.8%、県は62.9%、社会、本町は50.4%、県は52.4%、数学、本町は45.1%、県は48.8%、理科、本町は53.5%、県は57.9%、英語、本町は55.3%、県は58.8%です。

次に、中学2年生ですけども、国語、本町は63.1%、県は66.3%、社会、本町は48.2%、県は47%、数学、本町は34.1%、県は40.9%、理科、本町は48.1%、県は52.4%、英語、本町は45.9%、県は52.8%。以上となります。

#### ○12番（広田 勉君）

その中で、本町での最も高い正答率の教科はどれで、最も低い正答率の教科は何でしたでしょうか。

○学校教育課長（太 稔君）

広田議員の御質問にお答えいたします。

本町の最も高い正解率の教科は、小学校5年生は理科の64.1%、中学1年生は国語の59.8%、中学2年生も同じく国語の63.1%です。

次に、最も低い正解率の教科は、小学校5年生は社会の50.9%、失礼しました59%です。中学1年生は数学の45.1%、中学2年生も同じく数学の34.1%になります。

以上です。

○12番（広田 勉君）

そのほかにまた、授業の理解力に関する調査では、児童生徒が授業が分かると実感できているという回答は大体何%ぐらいあったのでしょうか。

○学校教育課長（太 稔君）

御質問にお答えいたします。

授業がよく分かる、また、どちらかと言えばよく分かるの率ですけれども、小学5年生は、国語が88.3%、社会が97.8%、算数は85.1%、理科が89.4%です。

中学1年生です。国語94%、社会91.5%、数学75.9%、理科84.4%、英語72.3%です。

中学2年生です。国語90.3%、社会86.6%、数学78.1%、理科76.8%、英語70.7%となります。

以上です。

○12番（広田 勉君）

前回、前々回でずっとこれやっているはずなんですけれども、習熟率はどのような推移なのか、ずっと平均いつているのかどうか、上がっているのか下がっているのか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

結果といたしましては、令和6年度、それ以前も同様にほとんどの教科で横ばいとなっております。

以上です。

○12番（広田 勉君）

以前、亀津小学校が全国で学力向上推進校に指定されましたよね。指定されて一応鹿児島大附属小学校から派遣されたり、以前、伊仙小学校が指定されたときに派遣された先生が校長先生で赴任してきたというふうなことで、教員の人事面で最高の布陣だったと私はそう思っていますけれども、その結果がどうだったのか。

その当時の小学1年生が今の中学2年生で、この1年生の結果、中学1年の結果が小学校1年時の反映されているんじゃないかなと私は思うんだけど。指定されて学力向上になってい

るのかどうかあるいはいかがが判定されているのか。

○学校教育課長（太 稔君）

御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるのは、平成26年、7年度に行われた大島地区学力向上研究校として亀津小学校が行われたものだと思っております。その中で国語に関する力をつけることが課題ということで報告を受けております。

その中で平成29年度に附属小学校より国語の専科の方が赴任していきまして、国語のほうに重点をして取り組んでおります。その結果、平成29年度から3年連続で県の児童生徒作文コンクールで地区の審査学校賞やら優秀賞などを受賞しております。

また、令和元年度には県下でも権限のある作文審査会で、南日本コンクールにおいても学校賞、奨励賞などをいただいております。

以上です。

○12番（広田 勉君）

具体的に次の校長先生なんかが、よくなっているよとかそういう報告なんかないもんですか。指定されて、その先生方、大体指定が終わりますよね。それで次、人事異動されて、次の赴任されてきた先生方が、上がっていきましてよとかそういうふうな、よくなったとかそういう報告はないのかどうか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

この件に関しましては、議員の質問をいただきました。それで小学校のほうに確認して、その当時の資料に基づいて判断した結果でありまして、それに関しましてそういった引継ぎがあるとか、そういったものに関してはまだ調べておりません。

以上です。

○12番（広田 勉君）

我々にできるのは教育の環境整備をきちっと整備していくと、学力も上がっていくだろうというふうなずっと考えているもんだから、環境整備についてずっといろいろ要望したりしてきているんだけど、今1人1台端末、そういう時代ですけども、本町の端末活動頻度はどのような状況になっておるのかどうか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

タブレットの利用件数ですけれども、小学校については、これまで同様、高い水準で活用しております。また、県全体の活用率も上がっておりますので、差は大分縮まっていると思います。

また、中学生に関しましては、本町の活用率も上昇しております。特に理科系教科に関しては改善して使用しております。

以上です。

○12番（広田 勉君）

大体やっぱり環境整備が非常に大事ですので、それで、学力調査の平均正答率と1人1台端末使用頻度とは大体正比例するんじゃないかなと私は考えるんですけども、どんなもんでしようか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

I C Tの活用と学力調査の正解率に相違は見られておりません。これは全国的にも言える傾向だと思いますけれども、学習におけるI C T活用に効果がないということではないと思います。また、I C T活用というのが現在普及していることで、今後どのように活用すればより効果があるかということも、教育を推進する上で重要となると思います。

以上です。

○12番（広田 勉君）

あんまり効果がないということ。

○学校教育課長（太 稔君）

効果がないというか、相関が見られないということでございまして、利用することによって、例えば、以前は紙でしていたのがI C Tを使って活用すると。今年、徳之島町ではいろいろなこういうふうにしてシステムを入れております。それによって子供たちの学習能力が向上するものではないかと考えております。

以上です。

○教育長（福 宏人君）

すみません。それでは、議員がおっしゃることについて幾つか申し上げたいと思いますが、まず、議員がおっしゃるとおり、昨年度、議員、9月に全国学テの質問をされました。そのとき、今回は鹿児島県の学習定着度調査の質問ということで、ほとんど似ているようなことなんですけど、併せて学力検査と児童生徒への質問をしています。結局、簡単に言うと、学力と、子供たちにはさっき議員がおっしゃったように週何回I C Tを使いましたかという質問と、いわゆる子供たちの成績と相関させるんです。これは相関関係と言いますけど。ですので、議員がおっしゃるとおり、週3回以上I C Tを使っている子供の学力とそれ以下の学力を比較をしてみるんです。その結果、因果関係ではなくて、使っている子供たちは学力が高い傾向にあると。そういったのは見られるんですが、ただ使っているだけじゃなくて、I C Tをどのように使ったのか。例えば、I C Tで発表とか自分の質問とかを想定してそういうものをまとめたものな

のか。ですので、ICTの使い方と学力とはある程度関連していると。ただ、回数だけとか長い時間だけ使って学力との相関があるかという、これはそういうふうに関連はしていないという、非常に分析的に難しいようなデータが出ているんですけど、要はICTをどういうふうに活用するのか。子供たちの、議員がおっしゃるとおり、亀津小学校、あのときに書く力を国語科でつけているんです。いわゆる思考する力。ですので、これからのICTは、ただ使うんじゃないで、どういうふうに使ったら効果的であるのか。子供たちに自らそういったような主体的な学習者主体の学びを中心にしながら、そういったような使い方をすると、より効果が出るのではないかというふうに、国とか県の方向性、結果についてはそういうふうに指摘をされているところでございます。

以上です。

#### ○12番（広田 勉君）

とにかく、最近、AIを使ったりいろいろして、今おっしゃるとおり、どういうふうにかの問題であって、ただAIに「これは何ですか」って聞いて、「はいはい、こうです」で終わる。それをまともに受けるか受けないかの問題だけですのでね。だから、それは使い方なんだけど、やっぱりそれをどういうふうにかというふうなことをずっと教育していかないといけないと思うし、そのために我々はこういった環境をつくっていくかということに力を入れていかないといけないと、そういうふうに思っておりますので、とにかくICTの機器とか、そういう活用した学習の質、量とともに、ずっと充実させる必要があるなと思います。

それで、次に、自らの学びの資質・能力を効力的に身につける手段として、学習者主体の授業をさらに進めていく必要があります。本町の教育委員会は、今までも御提案されてこられてきているとは思いますが、これを機にまたどのような提案をされているのかどうか。

#### ○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

学習者主体の授業についてですが、これは徳之島われんきや教育ビジョンに基づいて、学習者主体の授業を目指して様々な取組を行っております。具体的に申しますと、総合的な学習の時間における徳之島学の推進、そしてAIドリル「Q u b e n a」の導入、そしてICTを活用した遠隔授業の推進、そして学力向上推進協議会等での研修や実践事例の発表、管理職研修会等での県や地域・地区、町の推進する方向性の共有、そして、先ほどもありましたけれども、地区指定校によります研究、そして、学習者主体の授業実践プロジェクトを尾母小中学校で今年予定しております。

以上です。

#### ○12番（広田 勉君）

とにかく、今、アメリカのトランプ大統領が、ハーバード大学に対する仕打ちなんですけど、

どうもおかしいと、考え方がおかしいと私は思っているんです。これは、以前、カンボジアのポル・ポト政権が知識人を大体100万人ぐらい撃ち殺したと。ほとんど無学者を国民としてカンボジアをやっていくと。本当にこれは原始社会主義なんですよね、その大統領の。無学者の国家をつくろうとしたんだけど。日本が江戸時代に世界中から植民地を狙われておったんだけど、なぜ植民地にならなかったのかというふうなことも考えると、やっぱり国民の識字率が高かったんじゃないかなろうかと。それでならなかったんじゃないかなとも言われているし、台湾・朝鮮の統治時代も、日本は学校数をずっと増やして、全ての国民が読み書きができるようにというふうな国づくりしてきたというふうに聞いています。だから、そういった意味で、我々はこの歴史を見ながら、今のトランプなんかとは逆の時代をつくらんといかんのではないかなと。それで、今でも国は何億という予算をかけて国費留学を全部外国から入れています。さらに、九州大学か何大学かは、「ハーバードに行きたい人は、どうぞ、うちにいらしてください」というふうな募集もかけているみたいですけども、そういった意味で、日本はもっと、町長がよく行かれているOIST、沖縄のね、ああいうところにもっと予算を入れたりして。日本の論文が物すごく落ちているというふうに昨今言われているわけだよね。だから、それを復活するためにもちょうどいい時期じゃないかなと。ハーバードが絶対に受け入れなければね。日本はずっと予算を組んであげるべきだと。そのためにも、やっぱり徳之島町としても教育のほうに予算をずっともう少しシフトして。子供がもう少ないんだから、我々の時代とは違って1人100円かけても数が知れているのよ。だから、ずっと予算をもっともっと積み重ねて。もう徳之島の生きる道は人材育成、もうこれしかないと思うんですよね。だから、そういった意味でぜひ教育のほうに力を入れてもらえたらいいなと。アメリカの逆の方向を日本は走ればいいんじゃないかなと思っています。町長も一言お願いします。

#### ○町長（高岡秀規君）

教育については、徳之島町としましても、今、力を入れているところでございます。ICTにしても、今、教育長のほうからお話がありましたが、活用の仕方だと思います。それでまた一番気になるのが数学の理解力が非常に落ちているということです。もしかしたら、便利になり過ぎて電卓を打つということが簡単にできる時代になってきているのかなと。また、文字を打ちますから、自分で書くことができないわけです。だから、漢字を少し、我々はもう手が覚えているっていう感じで字を書くんですけども、漢字すら書けなくなってくるっていうのを懸念しています。よって、ICTを活用しながら、アナログ的に使うということも必要じゃないかなというふうに思っております。

そしてまた、今後、郷中教育でありますとか、しっかりと学校現場では働き方改革で非常に限界を私は感じているところが一つと、あと、人によって環境が大きく変わるということがありますので、県のほうにも魅力ある学校づくりというものを今要望しておりますし、学校教育

の現場でできなければ、我々は社会教育の現場でしっかりと子供たちの教育ができないか等も含めて、しっかりと対策を打っていききたいなというふうには思います。

○12番（広田 勉君）

我々の長男坊なんかが学校行っておった時代は、読み書きそろばんと、これを主にしようと。その後ゆとり教育というのができてきて、それでちょっとおかしくなったりいろいろして、そのやっぱり読み書きそろばんの、兵庫県のある先生がずっと推奨していたやつで、それでいいんじゃないかと思います。端的にいうと、今、我々がカラオケを歌うんだけれども、歌詞が出ないとほとんど歌えなくなっただけです。あの歌詞のなかった時代は、全部歌詞を覚えてみんな歌っておったんです。今は歌詞が出るもんだから、誰も歌詞を覚える人がいないんです。だから、それと一緒に。それで、今、町長が言われたように、全部手で打ち込むと書く能力が全部落ちていく、それはもう推移しているわけだよね。だから、それがないようにどうするかをやっぱり考えないといけないんだけれども、とにかく予算配分とかそういった配慮をよろしくお願いいたします。

○議長（行沢弘栄君）

広田議員、しばらく休憩します。11時15分から再開をいたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

広田議員。

○12番（広田 勉君）

次に、畜産の件でございますけれども、まず、1項目めの競り市の購買価格が少し上がったように聞こえるが、底値をついたと考えていいのかどうか。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えいたします。

競りの購買価格についてですが、昨年末の12月競り市では雌・去勢平均価格が43万円、年明けの4月競り市では平均価格が55万6,000円でした。次の5月競りでは4月より2万2,000円下げられておまして、現状ではまだ底値を脱したとは言えず、いつ下がるか分からない状況でございます。畜産農家の経営はまだまだ厳しい状況です。

ちなみに、先日行われました6月競りでは、また2万二、三千円ほど戻しておりますので、価格は上がったり下がったりというところです。

以上です。

○12番（広田 勉君）

43万円時代は、もうこれが底値じゃないかな。どの辺が底値と思います。

○農林水産課長（廣 智和君）

市場の問題でなかなかはっきりとは言えないですけども、今、4月から先日の6月までに価格があんまり安定しているような状況ですので、一応、4月の価格がピークじゃないかなというふうには考えております。ですので、今の価格が続くのではないかということです。

以上です。

○12番（広田 勉君）

今、毎月競りされていますけれども、大体何頭ぐらゐの出頭数が徳之島は出ているのかどうか。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えいたします。

多い月で約700頭、少ない月でも約600頭です。平均すると月650頭の上場頭数があるところ  
です。

以上です。

○12番（広田 勉君）

それで、畜産は上がったたり下がったりずっとあるんですけども、ある人なんかは、自分が赤字を出しているからほとんど人が赤字じゃないかなと。前々回ぐらゐまでの競りの関係でね。だから、畜産農家が辞めたというふうな話もよく聞きます。大体どのような状況なのか。何件ぐらゐは辞めているのか分かります。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えいたします。

令和元年からの飼養戸数ですけども、令和元年が189戸、令和2年が210戸、令和3年が222戸、令和4年が232戸、令和5年が231戸、令和6年が211戸となっております。若干減っているように見えますけれども、実際は農家さんが伊仙町に牛舎があるとかそういったパターンがありますので、そこら辺を整理して少し減ったように統計上はなっているということです。

また、ちなみに、この5年の廃業と新規を見ても、大体5年間で廃業が40戸、その分、新規のほうも伸びていまして、この5年で65戸の新規があるところ  
です。

以上です。

○12番（広田 勉君）

この数字から見ると、そんなに今までに廃業した戸数がないというふうに思って安心しているんですけども、二、三日前の知名町の畜産のあれでは、飼育のほう  
がもう4戸減って、今44戸しかない、知名町では。そういうふうな報告が新聞にはあるんですけども、5年間で40戸で、まだ増えてもおるとおっしゃるから、心配はあんまり、じゃないんじゃないかなという

ふうに。この5年間で40戸の廃業があったという主な理由は分かります。こういった理由で辞めているか。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えいたします。

やはり年齢的に高齢になった方とか、あとは少頭農家にとっては非常に厳しかったりするよな、そういったところもだんだん減っているのかなとは思いますが。

○12番（広田 勉君）

本町でいっぱい飼っている方もいらっしゃるんですけども、大体、一番保有数の多い頭数は大体何頭ぐらい飼育しているものか。保有しているか。

○農林水産課長（廣 智和君）

法人農家ですけれども、生産牛の頭数が700頭程度です。また、月の出荷頭数がその中で35から45頭の出荷を出しているということでございます。

以上です。

○12番（広田 勉君）

大体35頭ぐらい出荷していると。従業員は大体何人ぐらいで35頭というのは、それは分からない。やっぱり分からない。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えします。

手元に従業員数まではちょっと把握しておりませんので、後ほどまたお答えさせていただきます。

○12番（広田 勉君）

町の畜産農家をどういうふうにしていきたいかという、個人経営を推進しているのか。多頭化農家を推進している。どっちに重きを置いているの、政策として。

○農林水産課長（廣 智和君）

もちろん、大規模農家さんいろいろな事業もありますけれども、もちろん、小規模農家のほうもやはり重要な畜産農家ですので、どちらに重点を置いているとかはございません。

○12番（広田 勉君）

先ほども言いましたけど、やはり畜産は一応ブームがあって、ブームで下がったときに我慢してやっていた人が次にまたいい目を見て、そしてまた、畜産はいいなといってまたみんなが参入したらまたブームが下がってと、そういうのもあるんですけど、やっぱり自由化っていうのもあるのよね。肉の自由化というあれも。例えば、今までの農産物でパイナップルを徳之島で作っておったんだけど、自由化でほんの二、三年で全部潰れてしまったと。それで、沖永良部なんかはトマト農家どうのこうのと色々な奨励品あるんですけど、やっぱりその自由化によっ

て全部辞めざるを得ないというふうな状況があるんだけど、肉の場合は浮き沈みがちょっとやっぱり多いような感じもするしね。それで、やはり米もしかり、自給率を日本の政策として基軸に置く政治じゃないと、これは大変だと。それで、自分の食べる物を他国に委ねるということは、これはもう大変なことになると思うんですよね。ただ、ふだんはいいよ。ふだんは安くて簡単に手間かからずに全部入ってくるからいいんだけど、いざとなったときに入ってこなくなると。例えば、ウクライナがああいう状態になったら一挙に食料関係が上がったりするので、やっぱり食料安保政治っていうのかな、自給率をやっぱり上げる必要があるんじゃないかなと思うんですけれども、どんなもんでしょうか。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えいたします。

先ほど福岡議員の質問でもありましたけれども、国は食料・農業・農村基本法というものがありまして、その中で、昨年、改正基本法が6月5日に施行されております。また、あわせて、食料供給困難事態対策法というのも令和6年6月に成立・公布されております。その中で、やっぱり牛肉、牛というものは非常に重要な食料ということで、その法律の中で、食料供給困難事態対策法という法の中で特定飼料ということで指定されております。また、現在、畜産のほうでは、肉用牛生産者補給金制度、また、優良和子牛生産推進緊急支援事業、また、和牛生産地基盤強化緊急特別対策事業など、ある標準というか、基準の価格を下げれば、その価格が保障されるなど、いろいろ畜産については国のほうでもしっかりと支援しているというところがございます。

以上です。

○12番（広田 勉君）

これは、知名町の畜産振興会の2つのスローガンがあるんだけど、分娩間隔394日以内を目指そうというのが一つ、もう一つが発育のよい素牛の保留・導入、高齢牛の出荷で繁殖雌牛の更新に取り組もうという、この2点をスローガンにしておるらしいんですけれども、徳之島だって同じことをされていると思うんですけれども、徳之島のスローガンみたいなのはあります。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えいたします。

今、しっかりと把握してございません。すみません。

以上です。

○12番（広田 勉君）

とにかく、前回の内議員の質問でも、畜産はいろいろ報告されているとみんなが言われているけど、実は大変なんだというふうな発言があったんだけど、今、餌が高くなったりいろ

いろしていて、物すごく大変だという話はあっちこっちから聞きはするんですけども、今、普通に毎月競りが行われておりますよね。それで、これはさとうきびもそうだけど、1島1工場構想というのがあるわけよね。1つの島に1つの工場がいいんじゃないかと。さとうきびがだんだんともうちょっと減っていくとこういうことになるのかも分かん。そうすると、今お聞きしたら頭数がずっと、出荷頭数も上がっているはずですけども、これがもし頭数なんか減っていくと毎月競りがなくなる可能性もあるわけだよね。大体何頭ぐらいまででしたら毎月競りが行われるのか。今、沖永良部、与論なんかは二月に一遍ぐらいかな、競りが行われるのは。それで、出荷何頭ぐらいまでは頑張ろうと、毎月競り、そういう限界があるものかどうか。

#### ○農林水産課長（廣 智和君）

お答えいたします。

競り市の開催については、特に何頭以下で開催できないというのは特にないというふう聞いておりますが、現在、大島地区管内で毎月競りを行っているのは徳之島市場のみであります。徳之島では飼養頭数も多くて、農家の要望で毎月競り市になった経緯があるということにして、現在、競り市場が統合されて現在の市場となっているんですけども、当初の建設計画では、競り前につなぐ係留所、競り後に牛につなぐ繋養所はそれぞれ400頭規模で、現在、今は600から650頭で競りが行われているんですが、今はまだ逆に手狭な状態ということで、まだそこまでは、競り市開催がされないとか毎月競りができないというところまでは考えていないというところでございます。

以上です。

#### ○12番（広田 勉君）

やっぱり補助もいろいろ考えたりして出しているはずですよ。保有するには町が幾ら、国が幾らとか、10万ぐらいずつかな、20万補助があるとかいうふうな話もあるんだけど、やっぱりいろいろ団体も考えないといけないと思うんですよ。草の巻く値段とか、やっぱりほかのところと比べて高いんじゃないかという人なんかもいらっしゃるわけですよ。だから、そういったものも、一応、振興にただその補助金を出すだけじゃなくて、草を巻く値段とか、また、牛を出荷するときに運び出さないといけないよね。そのサポートセンターっていうのかな、サポートしてくれる人なんか1頭につき幾らとか。これは車がない人は連れていけないといけないでしょう。だから、そういったものもあると。だから、そういったもののあれとか、いろいろなるべく経費がかからないような状況というのはやっぱり全部チェックしていく必要があると思うんですよ。例えば、廃牛の処理、どうするか。今は大体言い値らしいね、買う人の。それで、廃牛を言い値で大体みんなしている。これも競りにしたらどうねというあれなんかもあるし、何かいろいろ指導するところがあるんじゃないかなと思うんですけど、課長、4月から

のあれですのではなかなかあれだと思いますんですけども、やっぱりいろいろそういう指導とかそういうことなんかも一応みんなで話し合いをしながら、なるべく経費を安くする方向を考えていく必要があるんじゃないかなと思うんですけどね。

#### ○農林水産課長（廣 智和君）

お答えいたします。

現在、今、協議会の名前がちょっと出てこないんですが、一応、JAを含めて、畜産の関係者の中でいろいろと議論されているのを聞いていますので、またそういった意見もまた話しながら、また周知していきたいと思います。

以上です。

#### ○町長（高岡秀規君）

以前より、さとうきびもそうなんですけれども、全ての農産物においてしっかりと所得が確保できるような施策は取らないといけないということでもあります。そしてまた、畜産については、様々な要望活動をしている中で、国の農林水産省はどう考えているかといいますと、畜産は十分な予算が、補助事業がありますよと、ほかの農家からのクレームが非常に今は多いんだってという話もちらっと聞いたことがございます。

そして、町といたしましても、世界的には人口が増えていますので、飼料になる畑っていうものが少なくなったときには価格が高騰するのではないかなということ、10年前にTMRセンターをつくりました。

そしてまた、今後は、敷料とか、都会では稲作のが敷料になったりしますけれども、こと離島においては敷料というものの価格が高騰が見込まれますので、今回はハカマを裁断すること、あとハーベスターと混ぜることによって敷料にできないかなと。そしてまた、コストを安くで農家に提供できないかっていうことも今しているところであります。

そしてまた、畜産のみならず、さとうきびにしても両立、そしてまた、じゃがいも、ばれいしょにしても、しっかりと支えなければいけないということがございます。

畜産については、今後は61万円以下の和牛の平均価格が下回った場合は補助金が出ますが、この61万ってというのがネックになっておりまして、今、先だっては、これは九州と沖縄ブロックでの平均価格になっています。そこで、九州の本土が61万以上になりました。沖縄も61万以上になりました。大島だけが61万を下回ったときには補助金が出ないわけです。

そこで、1年間限りの緊急対策ですが、国のほうには離島での平均単価で見れないかということ、今要望しておりますが、非常にハードルが高いです。森山先生も実はそれを考えていたんですが、落とすどころとして九州と沖縄ブロックというふうになりましたから、これも法改正になって数年しかたっておりません。しかしながら、この緊急対策の補助事業が切れる、いつかは切れますから、その次の段階には、離島における平均単価での補助事業の在り方という

ことをしっかりと要望しなければいけないかなというふうに考えております。

○12番（広田 勉君）

これはあれだけど、前の町長のときなんかは、購買者の案内と言うのかな、いらして下さって、ずっと回って歩いてたんだけど、あんたの場合は。

○町長（高岡秀規君）

ありがとうございます。購買者も実はいろんなことで要望しているんですけども、いろんな事情があって来たくても来れなかったり、来ても買い付けがなかなか厳しかったり、様々な要因がございますので、今回、新たな安くで買えるということで購買者が来たというふうに聞いております。それで平均単価が上がったかもしれないと。安くで買えるから来るのではなくて、いい牛だから買いに来るような施策は取らないといけないですし、購買者については、いつかは購買者それぞれの理解を得ながら、多くの購買者が来れるような対策は必要だというふうに思っております。

○12番（広田 勉君）

ぜひ、公社になりましたので、草のあれなんかもちょっとやっぱり安くなるべくできるようにみんなの中で検討して、そういう面の応援とか、ただ金を出せばいいっていうものじゃなくて、やっぱりいい餌を安くで提供する、また、まき方をするとか、そういういろんなことをその中で考えて、また畜産の応援をしていただきたいと思います。

じゃあ、次に参ります。次に、花徳の浜についてであります。以前の議会でも花徳の浜での闘牛の運動についての質問と要望をいたしました。近年、花徳の浜でのウミガメの産卵が皆無であるとのことですが、本当でしょうか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

広田議員の御質問にお答えします。

ウミガメの保護推進員からの聞き取りによりますと、花徳浜にはウミガメが毎年上陸して産卵を行っているようです。

以上です。

○12番（広田 勉君）

県民手帳の6月、最初の所に、「海岸線が美しく、美しい浜がたくさんある鹿児島県は、ウミガメの上陸数が日本一。2023年度は延べ4,434頭のウミガメが上陸しております」というふうに日本一のあれを書いてあるんですけども、ウミガメはやっぱり生まれたところに帰ってくるというふうに聞いておるんですけども、徳之島町のほかのところでも、花徳以外でも産卵は減少しているのかどうか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

花徳浜と、あとほかの産卵する場所も、以前の先ほど言った数値より低くなっています。日本全体的に見ても減少ぎみにあります。

以上です。

#### ○12番（広田 勉君）

その原因はウミガメに聞かんと分からないところもあると思いますけれども、一応、我が家に毎年巣をつくる鳥が来るのよ。それで、巣立った後、みんな巣を取って取っ払うんだけど、また来年、今年も昨日、おとといぐらいまでピーピーしておったけれども、巣立ったのかもう鳴かないので、また巣を取っ払おうかなと思っているんだけど、それで、やっぱり同じところにずっと来るんだよ。やっぱり安全って分かったら来るのかな。花徳の浜なんかも、我々の若い頃は、子供の頃は野球をするぐらい広かったような感じがするんです。ですので、距離が短いから産まずに帰るのか、台風の時期は奥に、台風の来ない時期は前にというふうな、卵を産む場所の選定がウミガメにはあるとかいうふうに聞いておりますけれども、海岸線が短くなったのかどうか分かりませんが、それで減ったのかなというふうな考えもしますけれども、やっぱり生まれたところに帰ってくると、あの習性はやっぱり必要じゃないかなというふうに思っています。

それで、次に、浜のあれですけれども、牛を浜で運動させるのをやめてほしいってずっと言っているんだけど、なかなか全島から牛を連れてきてやっておるので、それでしたら、この浜の実態というのを見てもらうためにも、7月の海の日、ぜひ、花徳海岸線を海の日、掃除しますので、牛の運動をさせる人なんかもぜひ参加して、浜の状況というのは見ていただきたいと、そしてまた、花徳の人と交流をしていただきたいと、そういう要望があるんです。それで、それぞれは牛のふんを全部処理しているかと思っているかもしれないけど、中にはやっぱりしない人もいて、その人たちの分が一応目についたりしている可能性もあるわけよね。ですので、清掃するときにぜひ一緒に参加して、その実態を把握してもらいたいなというふうにおっしゃっているんだけど、どうでしょう。

#### ○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

この要望については本当にありがたいと思っています。私も闘牛を飼っていて、花徳浜はよく利用しています。それで、以前、闘牛連合会の会のほうでボランティア清掃をできないかということも呼びかけたこともあります。今回、7月の20日、ボランティア清掃の日に、町の闘牛協会長から参加を呼びかけることになっていますので、多くの牛の主の参加が期待されると思います。また、花徳浜を利用している天城町の牛主さんからも、参加したいということで希望されているので、また参加すると思います。

以上です。

○12番 (広田 勉君)

今、花徳の浜は県道から見るとやっぱり真っ白できれいな浜ですので、与論なんかも浜が売  
りなもんだから、ボランティアを徹底して浜の掃除を、ごみ拾いをしていますので、毎日やっ  
ています。ですので、ある程度はやっぱりきれいな浜を保ってもらいたいなというふうに思っ  
ております。

それともう一つ、牛の運動の仕方、波打ち際を歩かせてもらいたいなとかいうふうなことも  
あるんだけど、その運動の仕方もちょっとやっぱりいろいろ意見交換してもらいたいなと思っ  
ますので、よろしくお願いします。

次に参ります。次に、本町の観光地整備管理についてであります。本町を観光や所用で来  
られた方々に案内をするにはどのようなコースがあるのか。まず初めに、初めて来られた方々  
をどういうふうなところを御案内するのか。課長。

○おもてなし観光課長 (吉田広和君)

お答えします。

初めての方については、島の景勝地を回ったり、ナイトツアーをしたり、あと、道の駅と遺  
産センターができていますので、そちらに案内したほうがいいんじゃないかなと思っています。

○12番 (広田 勉君)

ここへ何回か来られる方がいらっしゃるのよね。そういう方々にはどの辺を案内しますか。

○おもてなし観光課長 (吉田広和君)

お答えします。

何回か来られているリピーターの方については、もう一度これがしたいとか、あの人に会っ  
てみたいとか、触れ合いたいとか、そういった目的がしっかりしていますので、観光案内を必  
要としない方が多いと思われれます。それでも問合せがあれば、ニーズに合わせた対応をしたい  
と考えています。

以上です。

○12番 (広田 勉君)

いや、都会から来られている人は、どこか見たことのないところがあるんじゃないのという  
ふうにみんな考えておられると私は思うんです。この7月の16日も関西のほうから訪問団が来  
られるみたい。この方々は島の出身であり、また、しょっちゅう帰ってこられるんだけど、  
こういった方を案内するにはどの辺を案内されたらいいかってお尋ねしているんですよ。

○おもてなし観光課長 (吉田広和君)

先ほど言われていたように、前回見ていないところを案内したり、体験できなかったことや  
体験したいこととかを案内できればと思っています。

以上です。

○12番（広田 勉君）

最近よく新聞で、瀬戸内町なんかがそうだけど、戦跡巡りをしたいと。それで、この間、我々が代々木行ったときも「ぜひ戦跡巡りをしたいんだけど」とある男が言ってきて、「それだったらこうこうしたらどうね」と言ったら、2泊3日でしているって言うから、だったらちょっと時間がないんじゃないのと、こういうところがいいんじゃないのというふうに案内してきたんだけど、こういう人たちもだんだんブームで多くなってくる可能性があるんですよ。それで、瀬戸内町はそれに対応していろいろ今考えておられるみたいだけど、徳之島の場合は、この戦跡巡りっていうのはどの辺を考えていますか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

本町でいえば、山小学校の校舎になります。米軍機の機銃掃射の跡があるというところと、あと、黒潮の塔、母間の花時名にありますけれども、陸軍特攻隊の藤野軍曹の慰霊塔があるところもあります。あと、なごみの岬があります。輸送船・富山丸と疎開船・武州丸の慰霊碑が建っています。

その中で、島の歴史と戦跡をメインとした周遊観光ということで、今、観光連盟のほうがあるういった提案をしていて、その中に山小学校とか遺産センター、なごみの岬のほうもそのコースに入っていて、予定しているところです。

以上です。

○12番（広田 勉君）

車椅子などの障害者が観光したいというときには、どの辺りを案内できるものか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

その件につきましては、今、ユニバーサルツーリズムといいまして、高齢者や障害がある方が安心して旅行を楽しめるような取組を行っている業者が、本町にある介護福祉輸送サービスの事業所が今現在実施しています。その業者については、もうそういったバリアフリーの場所とか多目的トイレを全部把握しているので、そちらのほうに案内したら安心して観光ができると思います。

以上です。

○12番（広田 勉君）

ここに趣味で訪れる方ってあるんだけど、スキューバダイビングで来られる方とか、あと、登山で来られる方とかいう趣味の人たちが来たときはどの辺りを、どこの会社、何社ぐらいあるのかね、紹介できる場所は。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

スキューバにつきましては、本町については1社しかないと思います。それぞれその案内については季節に応じて、冬場がザトウクジラが来たり、いろんな季節によって案内を行っているとと思います。登山につきましては、エコツアーガイドと一緒に付けて登っていただいたら一番安心して楽しく勉強しながら登れるとと思います。あと、闘牛とかに興味がある方については、闘牛触れ合い体験とかがお勧めじゃないかと思います。

以上です。

## ○12番 (広田 勉君)

これは全部、全て私の課題なんです、本当は。ほかの人はどういうふうにするのかなというふうに思って聞いているんだけどね。初めての方がそうして来られる方、それで何回も来られている方。ごく最近の話題ですけれども、この10月に東中の73歳の方々が全島1周なんかをするってちょっと聞いたんだけど、「金見崎どうするの」って聞いたたら、歩くのが長いからパスしていると。自分で勝手に1泊でもして、次、勝手に行ってくれと。しかし、徳之島町である金見の展望台を除くと見るところないよ。だから、ずっと言っているように、バスをなるべく近くまで、県道で止めるんじゃないかと、なるべく近くまで入れるようなことをしなくちゃいけないというふうに。

知り合いが道の駅に二、三日、行ったらしい。そうしたら、売店まで行って帰ってきているのよ。「何で」と言ったんだけどね。「え、ほかにもあるの」って言ってね。それは彼らが知っていなかったからしょうがないんだけど、やっぱりもう少し分かりやすくまたしていただきたいのが一つと、それで、障害者の件も、これは以前、大阪から障害のダイビングをずっと誘致してみようかなと思っていろいろしたことがあるんですよ。そうしたら、飛行機に乗れる数が決まっているんです。1人につき5人ぐらい介助の人がつきはするんだけど、そういうのは一切無視して、そのときのスチュワーデスの数の分しか乗れませんと。2人か3人しかいないもんだから、二、三人以外乗れないわけよね。もう10人ぐらえば一と来ていただいて案内してみようかなというふうに思っていたんだけど、二、三人しか乗れないというふうなこともありまして。

それともう一つは、当時、トイレが、障害者が入れるトイレが物すごく限られておったんです。福祉センターとか、何か所か全部チェックして、そこへ時間時間で合わせられるように行けるように見たりしているわけよね。もう一つは登山、これは高齢者登山なんだけど、午前中に天城岳登って、午後から井之川岳登るというふうな人たちが何組か来られたんです。それで、私は天城岳下りてきた頃に迎えに行って、昼食をどこそこでさせて、昼から井之川岳の登山口まで案内するというふうなことで、これも当時、高齢者のブームだったの、一つは。それで、これもいっぱい誘致したらどうかなというふうに思っていたんだけどね。それで、何組かは

らしたんだけど。

それで、やっぱりスキューバダイビングもその当時は山のほうで2つあって、花時名に1つあって、徳和瀬あってというふうな絡みもあったのかな、もう結構ダイビングの会社も多かったんだけど、今は1社っていったら非常にあれだなというふうに思いますけれども。それで、じゃあ、ダイビングのスポットをどうするかと。スポットづくりとかそういったこともいろいろやったことあるんですよ。そうしているものだから、ずっとどういうふうに組んでいるのかなと、課長が考えているのかなと思ってこれをちょっとお聞きしたんだけど、今後もいろいろ検討してみてください。

それで、それと、新たに集落の方々に見てもらいたいと。集落の島の人たちにも見ってもらいたいというところをやっぱり観光課としてもいろいろ考えているはずなんだけど。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

集落の場所一つ一つはちょっと考え切らないんですけれども、集落の方々が地元を探索するのであれば、徳之島町史、島の記憶が非常に役立つと思っています。物を見るのではなく、土地に残る記憶を共有する感覚になると、今まで知っていた場所もより価値を感じるんじゃないかなということで、一応、それをお勧めしたいと思います。

以上です。

○12番（広田 勉君）

一応、いろいろチェックしていただいて、方策をまた練ってもらいたいと思います。徳之島には指定された海水浴場があるのかないのか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

徳之島町には、海水浴場はありません。

以上です。

○12番（広田 勉君）

恐らく、海水浴場というのは監視員とかいろいろ置かないといけないのがからだと思いはするんだけど、では、自己責任の中においてはやっぱり里久浜なんかがいいんじゃないかなと思いはしますけどね。なるべくだったら海水浴場もこういうのがありますよとか、できるような体制に持って行っていただけたらなというふうに思います。

それで、新たに書いたんだけど、33か所巡りとか、いろいろ歩いて巡る、トレイル等の認知度があまりにもね。できた頃にはもう皆さん知っておったんだけど、何年か過ぎると認知度が物すごい低いんですよ。原因は何があると思われますか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

広田議員がおっしゃるように、私も観光課にいるんですけども、33か所巡りやトレイルコースについての問合せというのは本当に少ないんじゃないかなと思っています。原因についてはちょっと分かりませんが、一応、このコースっていうのは自己責任で回るもので、実際にその方が回ったか回っていないかっていうのは数字として取れないので、その辺がちょっと分からないところですけども、観光課としては、尋ねられたときはコース案内とかやりたいと思っています。

以上です。

### ○12番（広田 勉君）

町長、やっぱり観光は必ず金を落としてくれるんですよ。それで、そういった意味で観光立島も目指さないといけないんですけども、それで、今、やっぱり見るところ、徳之島町で見るところ、見せたいところとかいろいろあるんですけど、高千穂神社は有志の方々が整備して、今、亀津を一望できるような整備を今しておられるんですよ。あとは花徳の宮城山、通称・びんだれ山ですけどね、その上に菅原道真を祀ってあるというふうに聞いてあるんですけど、私自身も行ったことがないんです。それで、向こうは毎年、花徳の新村の方々が山道をずっと整備しているんですけど、今年も一応予定はされているみたい、12月ぐらいにね。それで、1回登ってみたいなど。それで、戦争当時は向こうで武運長久をお願いしたりいろいろしておった。あの頂上でしておったらしいんですけど、もうほとんど登る人がなくなったんですけど、山道のほうはずっと草刈りをしております。

それと、花徳の駐在所の裏の山に公園があるんですけど、これは、我々の子供の頃なんかはもう公園といってよく遊び場にしておったんですけど、これも前川集落の人たちがずっと草を刈って山道、道を整備しておったんですけど、区長が替わったからかは知りませんが、それを全然やっていないもんだから、ほとんどもう登れなくなっていると。天城町は轟木松原線、あれをずっと行くと天城町が一望できる場所があるんです。以前は木がずっとあってちらちららしか見えなかったのが、全部、下の木を伐採して全部見えるように一応展望台にして整備してあるんですよ。それで、夜景がやっぱりきれいです。それで、線刻画のほうも、天城町の線刻画のほうもバスが駐車できるようなスペースと、あとはきれいなトイレをつくってあります。天城町はずっと手入れしているのに、徳之島町は1つも手入れしていないからなぜかなと思っています。

### ○町長（高岡秀規君）

観光地巡りについては我々も課題がある、多くの課題を抱えているなというふうに思っております。そしてまた、33か所巡りにしても、様々な景勝地、そしてまた場所についても、しっかりと整備をしながら、しっかりと説明ができる。そしてまた、今、先ほど菅原道真が祀って

あるということなのですが、そこであれば学問の神様であるとか、そこに、入学のとき、受験のときは必ずそこにお参りするといいいですよとか、様々な意味を持たせるっていうストーリーが必要かなというふうに思っております。

今回、今年度は、海中アートを海の中に沈めますけれども、これは一年一年、多分景色が変わってくると思うんですね。やはりその変化っていうものも必要だろうというふうに思いますので、今後はさらなる努力を重ねて、また、課長のほうからも話がありましたが、徳之島の町史、そして、なぜ生涯学習センターの上のほうで歴史、いろんなの置いてありますが、そこになぜ観光客が来ないかっていうこともまた一つ一つ洗い出して、メニューを開発したいというふうに思います。

○12番（広田 勉君）

最後なんですけれども、徳之島町が世界自然遺産になって、道の駅以外で世界自然遺産を体験できる場所、ありますか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

エコツアーガイドを伴う剥岳林道の散策や井之川岳登山、山クビリ線でのナイトツアーがお勧めになります。

以上です。

○12番（広田 勉君）

このエコツアーは、これ、金が要るよね。どうしても金を使ってしか案内できないと思うんだけど、やっぱりその知り合いが来たときに、ちょこちょこっと見える場所とかね。例えば、奄美の場合はいろんな自然遺産ではないんだけど、それらしき雰囲気のところがあるんですよ。行けば「ああ、これが奄美の自然か」っていうふうな感じのところがあるんですけれども、やっぱり徳之島の場合は、山クビリ行くにしてもエコツアーの方に金払って案内してただかないと入れないというふうなことです。そうじゃなくて簡単にできる場所なんか、「ここへ行ってごらん」と。それで、もしくは、またそれをつくってもらいたいのもあるんだよね。自然でいろいろ考えられると思うんですよ。いろいろ植えたりしてね。ぜひ、観光客が「自然遺産っていうのはこんなもんかな」というふうに少し実感できるような場所をどこかつくってもらえたらというふうに思っていますので、課長、頑張ってください。

以上です。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。13時30分より再開します。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時30分

## ○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、宮之原剛議員の一般質問を許可します。

## ○3番（宮之原剛君）

議場の皆様、町民の皆様、中継を御覧の皆様、こんにちは。

先月26日に奄美市名瀬にて奄美広域事務組合と尼崎市の奄美・尼崎のAMAフレンドシップ事業の締結がなされたことが新聞に掲載されておりました。翌27日には尼崎市市長、副議長、関係部局の方々が徳之島へも来島され、視察交流をされました。

この事業は、尼崎市内の児童生徒が奄美群島を訪れ、豊かな自然文化を体験し、島民との交流を通じ次世代のリーダーを育成することを目的とした事業です。尼崎市は奄美、徳之島出身の方も多く、この事業締結はこれまでの高岡町長、また教育長や関係者の皆様の地道な交流、努力のたまものだと思います。

本町も、6月の広報紙にも載っておりましたが、児童生徒の様々な教育事業に取り組んでおります。これから両地域の子供たちがこの事業を通し絆を深め、未来を担う人材に成長していくよう期待をいたします。

さて、令和の米騒動、備蓄米の活用や随意契約による売渡しは公明党が提案し、要請、実現につなげました。そのことは石破総理や小泉農水大臣も国会答弁しているところであります。この場を借りて訴えておきたいと思っております。

それでは、令和7年6月第2回定例会において、議長の許可を得て、3番、公明党の宮之原剛が町民の皆様の声を、身近な問題から喫緊の課題まで4項目にわたり一般質問をいたします。執行部の明快かつ簡潔な答弁をお願いいたします。

通告いたしました1項目めの物価高対策についてであります。昨日おとつ、直近の物価の商品の値段、町内のスーパー7か所を回り、価格を見て回りました。備蓄米はまだ届いてはおりませんが、米が5キロ、平均税込みで4,200円でありました。安いのは3,700円とか、それから4,600円まででありましたけども、それから卵Mサイズ税込み310円、平均ですね。それから、弁当が幕の内600円から650円と上がっておりますね。

エンゲル係数、家計の総支出のうちの食料品の支出割合は28.3%。これは20%が理想だと言われておりますが、かなり高くなっております。43年ぶりの高水準であります。

総菜、弁当、食パン、それから食料品はもとより、全ての商品の値上がりが止まりません。ガソリン、電気、ガス代や、物価高騰への国の対策が早く効果が出るように期待をいたしますが、通常でも離島物価は高い中、町でも物価高騰に対する支援対策を講じるように強く要望いたします。

(1) 物価高対策としての地域の実情に応じて使える国からの重点支援地方交付金について、

①今年度の町への重点支援地方交付金は幾らか、また5月27日に閣議決定された追加分も分かればお願いをいたします。

○総務課長（村上和代君）

宮之原議員の御質問にお答えいたします。

令和7年度における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、令和6年度に国の補正予算にて措置された低所得世帯支援枠等給付費分7,044万円、低所得世帯支援枠等事務費分625万5,000円、推奨事業メニュー分5,463万6,000円、合計1億3,133万1,000円が本町へ配分されております。

低所得世帯支援枠等分については、令和7年3月定例会における補正予算にて計上し、令和7年度へ繰越しして事業を実施しています。令和7年度に事業計画を提出して事業を実施していますが、令和7年度の国の予備費による追加措置として推奨事業メニュー分932万9,000円が配分される予定となっております。

○3番（宮之原剛君）

ありがとうございます。当初がこの交付金1億3,133万1,000円、先日の追加分として932万9,000円ということで、合計が1億4,066万ということですね。

それでは、この予算でもって今年の物価高騰対策をどのようにしていく予定か、それと併せて、その対策の内容と、それから予算化の時期、または実施期間はどうか、分かる範囲で結構ですから、よろしく申し上げます。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

令和7年度におきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、5つの事業を現在考えております。

医療機関等物価高騰対策支援事業、これは後ほど健康増進課のほうで内容のほうを説明いたします。

地域公共交通事業者支援事業、これは企画課のほうで内容の説明をいたします。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金地域活性化プレミアム付商品券事業、これはおもてなし観光課のほうで事業を行います。

さとうきび燃料価格高騰緊急対策支援事業、これは農林水産課です。

水産業等緊急対策支援事業、この事業も農林水産課となっております。

5事業の実施を予定しております。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

それでは、その5事業について簡単に担当課のほうからお願いいたします。

○健康増進課長（吉田 忍君）

お答えいたします。

健康増進課では、物価高騰対応支援といたしまして、町民の皆様が安心して医療機関を受診できる離島医療体制の維持を図るために、医療機関に対しまして電力、ガス、食料品などの物価高騰の影響を軽減するために、支援金助成を考えているところでございます。

○企画課長（中島友記君）

企画課では、原油価格・物価高騰によるタクシー等の初乗り料金の値上げにより高齢者や地域住民の利用の減少に対して、買物弱者を対象として申請手続を行って、タクシー等の利用券を配布して、買物弱者によるタクシー等の利用促進と交通事業者の事業継続の支援を検討しているところです。

以上です。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

おもてなし観光課では、物価高騰対応支援としましてプレミアム商品券を商工会のほうに依頼し販売を行います。内容としましては、1万5,000円分の商品券を1万円で販売します。セット数は5,500セットとなっています。

以上です。

○農林水産課長（廣 智和君）

お答えします。

農林水産課で実施予定の事業は2つあります。

1つ目は、この6月議会の補正予算に計上しております水産業等緊急対策支援事業です。事業の内容としては、漁業等のために船舶の燃料として購入した軽油、重油等について、1リットル当たり40円を乗じた額を補助するものでございます。予算は380万円で、事業期間につきましては令和7年4月1日から令和8年3月ということになっております。

次に、もう一つの事業は、ハーベスター営農集団への支援事業です。原油価格・物価高騰により影響を受けている本町のハーベスター営農集団に対して、経営の負荷軽減、安定を図れるように、使用燃料に対して支援を行う予定です。こちらも同様に、1リットル当たり40円を乗じた額の補助となる予定です。

以上です。

○総務課長（村上和代君）

医療機関等物価高騰対策支援事業、それと物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、地域活性化プレミアム付商品券事業につきましては、今回、6月補正予算にて計上しております。予算が承認され次第、速やかに事業を実施いたします。

また、その他の事業につきましては、事業内容の精査を行い、今後、補正予算にて計上を予定しているところでございます。

### ○3番（宮之原剛君）

企画課長のほうから、地域公共交通のタクシーの初乗りの分ですね、買物弱者支援のための初乗りの利用券を発行すると。非常にいいメニューじゃないかと思います。

これは町内全域ということで、その対象者は高齢者とか障害者とか、そういうふうなのをどうお考えですかね。

### ○企画課長（中島友記君）

まだ詳細について、課内で協議しているところでありますが、現在のところ、高齢者、障害のある方、敬老バスの利用者等を対象と考えておりますが、北部の方とかの利用の券がちょっと少し少なくなるのではないかということで、バスの回数券等も対象にするかどうかというところで今検討を行っているところです。

以上です。

### ○3番（宮之原剛君）

よく言われるのが、高齢者または障害者の亀津、亀徳で、要するにバス停が遠いところですね、高台に家があったり、またバス停まで歩いていけないという方々がタクシーをどうしても、病院とか、それから買物するとか、いろんな用事でタクシーを使うと、結構タクシー代も高いということで、この支援が本当に実施されれば本当にありがたいなと思いますので、これは一過性のことではなくて、今後も継続していければありがたいんですが、また協議・検討をしていただければと思います。

それから、プレミアム商品券ですが、1万5,000円分を1万円で買えると、去年は1万2,000円でしたかね、1万円で世帯で5セットまでということだったと思うんですが、そこら辺ちょっと分かる部分があれば。

### ○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

今回は1世帯ワンセットになります。案内のほうははがきで行い、はがきと引換えになります。代理購入も可能になっています。

以上です。

### ○3番（宮之原剛君）

この商品券ですね、全世帯分用意してあるということで、広く皆さんに届くようにちょっと手を打っていただいて、いろんな中身をどうするかというのを検討していただければと思います。

やはり独り暮らしでおうちにいて、はがきが来てもよく見ないでそのまま置いてある方も、

去年おとしとらっしゃいましたのでね、そこら辺もどのようにして全体皆さんに行き渡ることかということで、よろしく願いをいたします。

物価高騰対策ですね、町民の皆さんの一番今切実な願いであります。本当は一番大事な部分は、賃金アップということが本当は一番大事な部分だと思います。国もその施策をこれから進めていくと思いますが、本当に賃金が上がらないことには、いつまでたっても焼け石に水だということになってしまいますので、その辺ですね、この物価高騰対策、町としての対策と、それから全国の町村会副会長でもあります高岡町長の思いをちょっとお聞きしたいと思います。

### ○町長（高岡秀規君）

物価高騰対策でいつを基準にするかというのは、今後、将来を見据えた場合、非常に持続的ではないかなというふうに思っておりますので、今、議員がおっしゃるように、一番は給与を幾ら上げるかですね。

アベノミクスが私は決して失敗をしているとは思っておりません。ただ、なぜ失敗と言われているかという、恐らく景気対策が金融関係とかそういったところに保有財産として残っているのではないかなど。よって、私は個人的に思うのは、だからこそ国債を発行して地域にお金を流すべきだということを、今、要望ないし話の中で伝えているところです。

今後の給与のかさ上げについては、皆さんがお金を使うということが前提だろうというふうに思います。それによって、会社、企業の利益が上がり、そして給与に反映されるというふうに思っておりますので、今後、私たちが施策としてやるべきは、いかに皆さんがお金を使っただけか、そしてまた地域に流すかということ、施策としてしっかりとやらなければならないかなというふうに考えております。

### ○3番（宮之原剛君）

やはり役場職員とか公務員は定期的に人勧で年々上がっていきますけども、一般の会社員の方々は本当になかなか上がらないということで、その差がどんどん出てきてしまうみたいですね、物価はどんどん上がっていくということで、本当にその辺をグローバルな見地からどうしていくかというのを、やっぱりこれから、国策だと思いますけどもね、また町長にもいろいろ全国の会合とかでお話をしてもらって、いろんなアイデアをまた出してもらえればと思いますので、よろしく願いいたします。

重点支援地方交付金を活用して早急に準備を進めて生活支援をしていただくよう、よろしく願いをいたしまして、次の2点目、環境整備についてのほうに移りたいと思います。

(1) 中区の通称「砂防ダム公園」についてですが、これは古勝川沿いの上流のほうですね、そこにある、私は亀津公園だと思っていたら、近隣公園が亀津公園になっているということで、ここは何と言うのか、名前がよく分からないんですけども、その施設名も含めて、そこが整備された経緯をお伺いいたします。

○建設課長（作城なおみ君）

宮之原議員の御質問にお答えします。

通称、砂防ダム公園と呼ばれておりますが、正式名称は亀津中川砂防関連施設という名称になっております。

公園が整備された経緯につきましては、平成9年から平成10年の亀津中川地方特定砂防環境工事で、あずまや、滑り台、広場、階段、通路などの整備を県が行っており、平成20年から平成21年の県単砂防修繕工事により、太鼓橋、ロープウェイ、スプリング遊具などが整備されております。

○3番（宮之原剛君）

県が県単事業で行ったということではありますが、今現在、その公園の管理者は誰になっているのか、お伺いいたします。

○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

管理者は徳之島町です。

○3番（宮之原剛君）

それで、その公園に行くところの道路がありますが、写真が出ますかね。今出ている写真は、その行くところの家屋にかかっている木が、横のちょうど急傾斜地の場所の木が覆いかぶさっておる状況であります。

もう1枚お願いします。その落ち葉が、これは公園側から見たところなんですけども、落ち葉がその道路の半分ぐらいまでずっともう積もり積もって、やがて幅15センチぐらいですかね、それをこういう上を走るか、よけて走るか、車で行くんですけども、このような状態であります。

ここら辺の樹木の伐採等は、町が管理するということではありますが、そこら辺はどうなのかということで。課長。

○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

公園までの近隣家屋にかかる樹木の伐採につきましては、現地を確認しましたところ、大変危険な状況でありますので、崖の所有者と協議はいたしました。実際、急傾斜事業でのめどが立ちそうなので、近々伐採をしたいと考えております。

○3番（宮之原剛君）

じゃあ、よろしくお願いをいたします。

次の写真、先に出してもらえますか。これは草が生えている状態のときの写真でありまして、ここに遊具があるんですけどもね、全く遊具も何も分からないと。ところどころにちょっと何

かあるなという感じでありますけども、そういう状況でありました。

それから、この間、先月のボランティア清掃で草刈りを中区の皆さんが自治会でされておりました。その写真を。これと、これはベンチかな、それともう一つ、それですね、これは滑り台のほうの階段のところです。このように、草刈ったら分かるんですけども、かなり老朽化しております。多分これはもう使えませんが、すごい状態でありますので。

この中区自治会で、年に3回ぐらい、ボランティア清掃のときを中心に草刈りをされているんですけども、物すごいやっばり広いですから、相当な労力が必要だと思います。それです、来る方も限られているようですね。非常に毎回難儀をしているようであります。

このような状況の公園を今後どのように整備・活用していく計画があるのかをお伺いしたいと思います。

### ○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

今後の整備・活用計画につきましては、公園までの崖が急傾斜地亀津7地区となっておりますので、急傾斜地対策工事で整備する予定となっております、現在、筆界未定解消に向けて作業中です。

亀津中川砂防関連施設につきましては、宮之原議員のおっしゃったとおり、中区集落にて年3回ほど草刈り作業を実施していますが、追いついていない状況です。町の管理となっておりますので、今後、中区集落の要望を聞きながら、除草作業の軽減につながるような、バスケットコートやスケートボードパークなど、何か面白い公園の整備ができないか、検討したいと思います。

遊具につきましても、早急に点検をし、修繕対応等考えていきたいと思っております。

### ○3番（宮之原剛君）

バスケットコートとかスケートボードの広場ということで、いろんな案があれば、ぜひまた今後検討して、再利用というんですかね、活用をしていかないと、本当にもったいないなとつくづく思います。あの場所を1回皆さんも御覧になったらいいと思いますけども、結構いい場所であります。

それで、今ちょっと課長からも触れましたけども、昨年9月の一般質問で、県単で古勝川沿いの急傾斜地崩壊対策工事が9年度以降に計画をしているという答弁でありましたので、またそれと併せて、ここら辺を、この公園を、急傾斜地工事するときに全面舗装するなり、また町民の一時避難広場と、防災の広場とか、総合的な多目的広場として活用していけばどうかと。

急傾斜地工事で、上まで手すり、階段をつけて、次の写真が出ておりますけど、これは南区の金毘羅神社のところの避難場所に行く急傾斜地工事のところですが、これはちょっとよく見えないかも分らんけど、右下のほうからずっと上のほうに、手すりつき、しっかりした手す

りがついた階段がついております。すごくしっかり作ってありますので、急傾斜地工事したときにこのような階段をつけて上まで上れるようにすれば、本当に避難場所にもなるし、上に避難も皆さんができるということで、利活用が、有効活用ができてくるんじゃないかと思いたしますが、とにかく中区自治会や、それから近隣住民の方々と協議・検討されて、今後の有効活用をお願いをいたしたいと思いたします。

それから、(2)ですが、古勝川の整備計画についてであります、河口付近の大瀬川との合流地点でありますけども、今回、工事が完了しておるようでありますが、以前から大量の雨の際には、大雨の際には、氾濫の危険性が指摘されておりました。今、底版張りもされているようですが、今、その古勝川の整備の状況はどのようになっていますでしょうか。

#### ○建設課長（作城なおみ君）

お答えいたします。

古勝川につきましては、現在、主立った計画はございませんが、丹向川同様に度々氾濫していますので、何か整備ができないのか、検討したいと思いたします。

#### ○3番（宮之原剛君）

おおむね整備は進んでいるということでありまいた。今のところは危険性は少ないとの認識だと思いたします。近所の人、その古勝川沿いの人にも聞きましたけども、やっぱりこの10年、20年近く、そういう危険な状態、氾濫したというのはなかったと、最近はないということでありましたので、そこら辺は大丈夫かなとは思いたんですけども、その上の砂防ダムでありまいたが、この砂防ダム、土砂が大分たまっているんじゃないかと思いたしますけども、この土砂を取り除く、除石管理と言うそうでありまいたけども、これは行わなければならないような、法的にどうなんですかね。

#### ○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

砂防ダムの土砂除去につきましては、法的には以前は土砂はあつたほうがいいという回答を頂いたところなんですけど、最近土砂の除去が可能であるということで、県のほうに除去のほうを強く要望したいと思いたしております。

#### ○3番（宮之原剛君）

法改正というか、やっぱりその在り方も変わっているようで、今は土砂除去も必要なところはやるということの認識でいいですかね。

そしたら、その状況ですね、砂防ダムの状況も見ながら、そしてまた今後、古勝川の状況も見ながら、しっかりと対策をお願いしたいと思いたします。

それでは、次、3項目め、防災対策についてであります。

(1) 町内の避難所についてであります、避難所は何か所あるのか、お願いいたします。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

町内の避難所は、指定避難所が41か所、指定緊急避難所が35か所、緊急避難ビルが4か所、福祉避難所が7か所でございます。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

災害の種類によって、やはりその避難所も変わってくるかと思えます。大体この避難所として、87か所あるようでありますけども。

この町の総合整備計画の中に、これは111ページの中に、地域防災の充実という項目で、現状と課題ということの中に、このような文言があります。「さらに避難所などの防災空間の確保や、パーティションなど避難所生活に必要な備品の確保」ということでうたわれておりますけども、これも踏まえて、今、国としても進めております避難所の設備TKBという、トイレ、キッチン、それからベッドこれを避難所には備えるようにということで国からも言ってくると思えますけども、この整備状況、また徳之島町内においてはどのような状況でありましょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

相次ぐ災害関連死を防ぐために考案された、このTKB、3文字でございます。備蓄状況でございますが、ただいまトイレは簡易トイレが9基、ラップポントイレが2基、段ボールトイレが10個。

Kのキッチンでございますが、備蓄食品が900セット、1セット3食入っております。それと、子供用のミルク、それに水が500ミリリットルが480本。食料につきましては、水やお湯を入れて食べられるもの、そのまま食べられるものがあり、炊き出しの施設は生涯学習センター、地域福祉センター、給食センター、美農里館となっております。

また、Bのベッドにつきましては100台、それとテント100張りを常備しております。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

やはり人口からすれば、人口1万弱でありますので、人口からすればやはり全然足りないという状況だと思いますが、各集落のほうで集落の助成事業、集落活性化の20万の事業とか、それからコミュニティ助成事業が、大体年に2か所か3か所ですけどもね、採択されるのは、ここで100万から250万という額があるわけですけども、この助成事業等の活用ですね、また地域で準備するという考え方で、各集落のこれを利用した整備はどのようになっていますでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

以前、勇元議員の御質問でもお答えいたしましたが、各集落においてコミュニティ助成事業を活用し防災用品を整備している集落もございます。現在、このコミュニティ助成事業で備品等を購入した集落が諸田と前川集落、この2集落となっております。

コミュニティ助成事業につきましては、県のほうから申請の上限が設けられるために、一度でたくさんの申請を受け付けるということではできないとなっております。総務課におきましては、自主防災組織育成助成事業ということで、皆さんの申請を受け付けているところでございます。

### ○3番（宮之原剛君）

分かりました。いろんな補助事業を活用して、また各集落集落でも避難所の整備を進めていくといいのかなと思います。人口からしても、町でね、やっぱり限界があると思いますので。

それから、備蓄場所です、今さっき言われたトイレ、キッチン、ベッドの備蓄場所、どこに置いてあるのか。これは以前、勇元議員の質問でもあったと思うんですけども、再度、どこに備蓄されているのか、お願いいたします。

### ○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

役場の備蓄倉庫のほうに置いておりますが、一部は各集落の公民館のほうにも防災用品を整備しております。

### ○3番（宮之原剛君）

やっぱり災害の種類によってということで、津波の場合はどうしても高台のほうに備蓄場所を分散して、徳和瀬の総合運動公園の管理棟、本部棟とかですね。そういうことも考慮、頭に入れて、そこら辺も今後協議して、そこにも置けるようにしていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

それから、食料品のことですが、いざ災害があったときの食料品の調達ですね、各町内のスーパー、お店屋さんとの契約等ができているのか、そこら辺の現状をちょっとお願いたします。

### ○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

備蓄食料品につきましては、国の基準におきましては住民1人当たり3日分の食料、水を確保することが望ましいとあります。離島においては、特殊事情を踏まえた増強が必要かと考えております。

しかし、これだけの食料品を購入し備蓄することは、非常に困難と思われまますので、今、宮之原議員のほうからおっしゃっていただきました、民間の商店や企業との協定を結んで、在庫

品の供給を確保していただくということにつきましては、以前から一業者からですね、スーパーのほうから、そのような御提案がありまして、協議を進めている途中ではございます。

今後、幾つかのそのようなスーパー、商店と契約ができれば、このような備蓄品を全部そろえなくても対応が可能かなと考えているところでございます。

### ○3番（宮之原剛君）

町内でお店屋さん、スーパー等がそういう緊急の場合には協力していただけると、また、そういう協力していく姿勢、声もあるということで、安心しましたけども、また、ここら辺もしっかりと契約を締結していくということをお願いしたいと思います。

あらゆる予算を活用してTKB対策を整備・拡充していただきたいと思いますが、沖縄・奄美以外、九州南部が全国で最初に梅雨入りしたと、今年はですね、1951年統計開始以来、初めてのことでありました。

南海トラフ巨大地震も今後30年以内に起こる確率が70%から80%あると、そして50年以内には90%とも言われております。

また、世間では、7月1日に大災害が起こると、「信じるか、信じないかは、あなた次第」とか言っている人もいますけども、私たちが日頃から常に万が一に備えて、考えて備えておくことは大事だと思います。

先日も私、非常持ち出し袋、皆さんも持っておられると思いますが、その非常持ち出し袋の中身を再確認しました。そして補充しましたけども。東区のほうでも去年おととしと、このように非常持ち出しバッグの内容、中に入れる内容の例ということで、このようなものを使って全世帯に配布いたしました。

そして、このとおりバッグの中身をそろえてしまうと、物すごい重たくて、もうちょっと軽くできないかなと思って、何を減らせばいいのかなと考えているところですけども。必要最低限にしないといけないとか思ったりしておりますが。

非常時持ち出し例として、広報紙でも去年も出ておりましたが、これは毎年1回は掲載するというのでどうでしょうか。

### ○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

来月号ですかね、掲載するようにしております。この時期に年1回は皆様にお伝えしたいと考えております。

### ○3番（宮之原剛君）

よろしく願いをいたします。

いつ発生するか分からない災害への対策、昨日も鹿児島の方では線状降水帯が発生して、高齢者等避難情報また避難指示が出されておりました。本当に、町民の皆様の命と暮らし、財

産を守るのは行政の責任ではありますが、どうしても限界があると思います。結局のところ、自助、共助であると思いますので、一人一人が常に防災意識を持ち、日頃の備えを万全にしていかなければならないと思います。

また、情報共有して、地域でお互いに声かけ、そして気にかけて、そして知恵を出し合って備えてまいりたいと思います。

それでは、次の最後の4番目、亀徳新港周辺整備についてであります。

(1) 昨年6月定例議会でも、この件、質問しておりますが、地域振興事業では厳しかったということで、その後、記念植樹帯整備を含めた魅力ある観光地づくり事業でその要望をするということで、その進捗状況をお聞かせください。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

魅力ある観光づくり事業としまして、昨年11月に県のほうに要望しました。今年度5月20日付で新規採択されたということで通知があったということです。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

本当に県で採択になったということで非常にうれしい限りでありますけども、担当職員また関係者の努力に敬意を表したいと思います。この事業の要望ですね、概算事業費等は幾らぐらいでしょうか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

概要としましては、イベント交流ゾーンと駐車場ゾーンがあり、全体事業費の申請額が2億328万1,000円となっております。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

2億328万1,000円ということで大きな額でありますけど、この事業全体ですね、どのような内容の申請であったのか、また今後の計画はどのように進められていくのでしょうかということで、課長、よろしくお願いします。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

イベント交流ゾーンのほうは、先ほど言われた緑地帯のほうになります。そのほうにベンチとか、イベントができるステージとか、キッチンカーを置けるようなスペースとか、そういったもろもろを予定しています。

あと、駐車場のゾーンになりますけど、今の港の県の駐車場のほうを整備することになりま

す。そちらのほうにもオブジェとか休憩所、ベンチ等、あとソーラー等、設置が予定されています。

事業の進行につきましては、県のほうと協議を進めていった上で、事業開始とか決まってくと思いますので、今のところ予定のほうはまだ決まっていません。

以上です。

### ○3番（宮之原剛君）

今から事業内容は県と協議して詰めていくということでもありますので、ベンチ、それからステージ、キッチンカーとか、イベント交流広場には備え付けたらという、これはあくまで予定ですけどもね、そういうことで。

あと、防波堤というか、堤防がずっとありますけども、この堤防、今ちょうど絵が描かれて、あれは小学生ですかね、もう大分昔の描かれた絵がありますけども、ここら辺もまた描き替えて、本当にインスタ映えするような壁画を描くとか、そういうこと。

それからまた、一万歩街道にもなっている地域でありますので、そのグリーンベルト地帯ですね、健康増進のための運動器具の設置とかですね。中区のほうには、児童公園のところは運動器具が、子供たちの遊具とか大人の運動器具も備えてありますけども、そこら辺も健康増進のために設置したらどうかということも思っておりますけども、よろしくお願ひしたいと。

また、事業採択になったということで、町長の思いもお聞かせいただきたいと思ひます。

### ○町長（高岡秀規君）

亀徳新港の整備につきましては、数年かけて計画を立てながら様々な補助事業を探し進めてまいりました。今回、魅力ある観光づくりですか、等々での事業の採択になったということで、これは県の全体の予算額は10億ぐらいだったような記憶しておりますが、採択になったことは大きいかなというふうに思ひますので、今後しっかりとした整備をですね、中身をしっかりと精査をしながら、みんなが喜ぶ、みんなが利用できる施設にできたらいいかなというふうに思ひますし、海の玄関口ですから、しっかりと観光客にも喜ばれる施設であつてもらいたいなというふうに思ひます。

### ○3番（宮之原剛君）

事業主体は県ということですので、県としっかりと協議を重ねながら、徳之島の海の玄関口であります。初めて来られる方は、初めて見る徳之島の景色、印象が大事であります。人間も第一印象が大事であります。すばらしい環境整備がなされて、また来たいと思つてもらえるように、魅力あふれる徳之島にしていけるよう期待をいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

### ○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。14時35分から再開いたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時35分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

村上総務課長より、先ほどの宮之原剛議員の質問に対して訂正がございます。

○総務課長（村上和代君）

先ほど宮之原議員の御質問に答弁いたしました、6月補正予算にて計上している事業名についてですが、地域活性化プレミアム商品券と医療機関等物価高騰支援事業と申しましたが、この医療機関物価高騰支援事業ではなく水産業緊急対策支援事業の誤りでしたので、おわびして訂正いたします。

○議長（行沢弘栄君）

次に、木原良治議員の一般質問を許可します。

○13番（木原良治君）

皆さん、こんにちは。

一般質問初日の最後です。よろしく申し上げます。

2年前も質問させていただきました、サーフィンのアジア大会について伺います。

今年もまた2年ぶりに本町で開催予定ということで伺っております。2年前の議会に結びついて一般質問いたします。2年前の大会とどういった相違があるのか、また、今回のサーフィンのアジア大会の内容等概要から伺って、あとは一般質問席のほうから伺います。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

木原議員の御質問にお答えします。

まず、大会の目的についてですけれども、令和5年度に開催した「TOKUNOSHIMA TOWN PRO JUNIOR」はインターネットで世界配信され、オリンピック強化選手の出場もあり、メディア各社、新聞社の取材も多く、全国ニュースとして報道され話題となりました。今年度は「PRO JUNIOR」よりグレードアップした大会を開催することで、この大会が世界で活躍する選手を目指す若者の夢と希望の舞台となり、また、世界に誇れる島の魅力を子供たちが感じ、次世代に島の自然を守りつなぐ観光教育にもつながる大会になることを期待しています。

さらに、大会に参加した選手やその家族が滞在することによって地域と交流し、島の魅力を世界に向けて観光の発信源となり、来訪する観光客の増につなげることが目的となっています。

以上です。

○13番（木原良治君）

吉田課長はサーフィンの経験者なんですけど、私は全くの畑知らずで、門外漢なのでゆっく

り丁寧に聞いていきますけど、よろしくお願ひします。

2年前はたしかジュニアの部門でアジアの最終戦ということで、本町で3日間開催されましたよね。今回は、日程は確定しています。もし確定していたら、その日程と、そして、さっきの夢のある大会というんですけど、2年前の大会とどういふ違いがあるんですか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

大会期間につきましては、今年度10月17日金曜日から19日日曜日までの3日間を予定しています。

大会の内容になります。サーフィンアジア大会は世界のトップリーグ、ワールドサーフリーグが運営するアジアQS2000サーフィン大会で、世界大会への登竜門であり、アジア地域では、日本、インドネシア、台湾、韓国、フィリピン、中国の6か国で開催され、年間のポイント上位5名の男子、上位3名の女子がアジア代表となり、世界大会への参加資格を取得する大会となっています。

2年前のジュニア大会と違うのは年齢ですかね、昨年は20歳以下の大会で、今回は13歳以上なら誰でも出れるような大会となっています。

以上です。

○13番（木原良治君）

アジア大会ということで、先ほど課長のほうからありました6か国ですね。そして、男子が5名、女子が3名の代表選手の一つのアジアの大会の中の一戦が徳之島町の花徳浜で開催されると受け止めるんですけど、参加者予定の方々というのは何名予定していますか。そして、スタッフ含めて合計何名の方でこの大会を開催されるんですか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

参加選手の予定としましては、男子48名、女子24名、計72名、大会関係者としてしましては13名、年齢が13歳以上になりますので、父兄とか親御さんがついてくるとお思いますので、大体100名ほどになるかとお思います。

以上です。

○13番（木原良治君）

100名近い選手そして関係者、そして、その保護者等含めての3日間ということで、前回2年前のアジアのジュニアの最終戦から2年がたっているんですけど、今回、この大会が花徳浜で2回目の開催ということは、どのような評価を受けての開催に結びついたのでしたか。花徳浜の状態に対してちょっと詳しく教えていただけませんか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

5年度に開催した「PRO JUNIOR」では、出場選手や関係者から花徳浜ビーチの波質は日本屈指のビーチブレイクということで、波のパワーが非常に強く、上級者向けだということで高評価を受けたからだと思います。

以上です。

**○13番（木原良治君）**

そして、花徳浜は日本屈指のサーフィンに適したビーチであると。その日本屈指のサーフィンに適したビーチというのは何か所ぐらいの中で選ばれるんですかね。

今回、徳之島で一戦がありますよね。日本では、ほかにどこか、何か所かあるんですか。アジア大会のシリーズなので、ちょっと聞かせてください。

**○おもてなし観光課長（吉田広和君）**

お答えします。

一番有名なのが宮崎で、あと、オリンピックが行われた千葉のほうで、一宮のほうですね。ほかで言えば、種子島とかあるんですけども、波質で言えば、大会関係者の方が徳之島の波はハワイの波に似ているということで、日本で似ている波が新島のほうと似ているということで、その2か所が同じような波だと言って評価しています。

以上です。

**○13番（木原良治君）**

世界自然遺産の登録の島で世界を見渡したときに、サーフィンの会場、ちょっと分からないので教えてください。

このサーフィン大会が開かれる各地区の大会ありますよね、アジア大会とかいろいろ。世界自然の島で行われるサーフィン大会というのは、世界から、ワールドの視点から見て何か所ぐらいになるんですか。

**○おもてなし観光課長（吉田広和君）**

この大会が世界自然遺産の場所で行われたっていうのは、過去にブラジルのほうで1回、そして、次に行ったのがこの徳之島ということでした。

以上です。

**○13番（木原良治君）**

この予算についてちょっとお伺いしますが、当初予算で1,017万5,000円が計上されて、我々の議会のほうで上がってきていましたよね。これ、今回は、この開催に当たり、予算幾ら組まれていますか。そして、財源のほうまで伺います。

**○おもてなし観光課長（吉田広和君）**

お答えします。

財源につきましては、令和7年度スポーツ振興くじ助成金を申請し、5月末に決定通知が届きました。交付金額が決定しまして、交付金額は752万8,000円となります。先ほどの事業費を引いた額が一般財源となります。

以上です。

### ○13番（木原良治君）

宝くじスポーツに当たったということですね。これ、課長が引いたんですか、宝くじ、おめでとうございます。これが、財源がなければ誘致ができないんですよね。これ、2年目にして宝くじが当たって開催される。次の2年後、毎年はちょっときついと思いますけど、2年後、3年後に、これ、財源というのはどこから引っ張ってこれるという、また、次も宝くじ当てようという、そういう財源の捉え方するんですか、ちょっと。

### ○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

できれば、宝くじにチャレンジして当てたいと思っています。その間、ほかの事業がないかということで探してみて、事業にチャレンジしてみたいと思っています。

以上です。

### ○13番（木原良治君）

財源が、裏づけがなければ、全ての事業は一步も二歩も進まないの。こういう、2年前に開催されたときに、多分、それで終わりだろうという、もし、つなげる努力はしてくださいとは言いましたが。それ、新しい財源に対してやっぱり努力するというのが、やっぱり評価したいと思いますね。また2年後に、課長が替わっているかもしれないし、我々が替わっているかもしれないし、そういう努力をまたなされてください。

この花徳浜の、2年前に来られた選手の方々、関係者の方々、ビーチだけの評価で来られているんですか。それとも、徳之島の全体の世界自然遺産の雰囲気とか宿泊とかいろいろあると思いますけど、ビーチだけで来ているとは思わないんですけど、もうちょっと詳しく教えてください。

### ○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

もちろんビーチだけではなくて、徳之島町の自然や人々のおもてなしに感動したという声が多いと聞いています。また、食事のほうも、まず前回ジュニアの大会で、家族であちこちに食事に行ったらいいんですけども、すごく食事のほうがおいしいということで高評価を受けています。

以上です。

### ○13番（木原良治君）

先ほどのビーチブレイク、砂浜で波質も日本屈指のビーチであると。そういう中においても、2回目のアジア大会の開催になるんですけど、これは日本全体から見ても、この徳之島町の花徳浜というのは、サーファーから見たら、サーフィン、サーファーのメッカになり得る可能性はありますか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

一応この大会で、サーファーたちは世界に友達が多くてフォロワーも多いので、そういったことで、この大会を成功させることで、そういったメッカにつながっていくことになるかもしれないというか、なることを期待したいと思います。

以上です。

○13番（木原良治君）

後ほど、2年前、町長も3日間、最終日かな、最終日の表彰式のほうに、直接トロフィー手渡ししていたんですけど、世界自然遺産登録になりました、アジア大会の最終予選が行われました。今度は、そのステップアップの、またアジア大会が行われると。そういったときに予算等の裏づけがなければ、次にまた進めないんですけど、今回の10月の17、18、19の大会の成功を見据えて、次のステップに対して、やっぱりどうしても財源等がなければ、次の大会の後に繋がっていけないんですけど、町長、財務なので町長の考えをお聞きしましょうかね。

○町長（高岡秀規君）

このサーフィンアジア大会につきましては、日本各地で当初は行われていたというふう聞いております。当初、2年前開催したときには、波の高さが心配でしたんですが、ちょうど台風が少し下のほうにあって、いい波がちょうどあったなというふうに思っております。

今回、10月17日に開催されるときは波も少し心配ではあるんですが、ある程度、波が静かでもサーフンはできるというようなサーファーの意見もございました。今後、その財源については、様々な補助事業、観光庁であったり交流人口であったり、様々な事業を探すことになると思いますが、自主財源ないし様々な予算をあちこち引っ張り出して、するしないについては、この費用対効果でありますとか、今後の徳之島町の目指す地域とは何なのかということも精査しながら検討していきたいというふうに思います。

○13番（木原良治君）

いい波が来るように期待はしています。

吉田課長、徳之島のサーファーっていうのはどのような組織があって、今回の大会に備えての協力体制っていうのはなっているんですかね。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

徳之島のほうには徳之島サーフィン連盟というのがありまして、あと、前回大会についても、大会前にビーチクリーンをしたり、大会の説明等、大会の協力等をしていただきました。今回もそういった協力をやる予定としています。

以上です。

### ○13番（木原良治君）

10月に向けてしっかりと準備なされて、全町的に大会の成功を期して頑張ってください。この誘致から開催決定までの経過等を伺うということになっているんですけど、これは、パッと流れずに完結にお願いしたい。

### ○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

令和5年度の開催後の次の年に、11月頃にオーストラリアの本部のほうから、徳之島、大会しないかということで連絡がありました。その際、地域振興の事業のほうで申請しましたが、採択されなかったもので、昨年に行われませんでした。

そしてまた、昨年度11月に、またオーストラリアのほうから、大会、徳之島でやらないかということでお誘いを受けて、今回、スポーツ振興事業のほうを申請して決定したので、大会のお願いをしたところです。

以上です。

### ○13番（木原良治君）

いいことですね。大会関係者のほうから徳之島のほうで開催したいという、日本の中でいろいろ、何か所かあると思いますけど、そういうのを含めて財政的な面もしっかりと、また執行部のほうで検討していただきたいと思います。

次の宿泊税に行きますけど、入湯税とかいろいろあるんですけど、入湯税は全くの無視しての提案です、御理解ください。

この宿泊税、最近よく目にするので、これ取り上げたんですけど、この宿泊税の概要から伺っていきましょか。そして、徳之島には、直近でいいんですけど、どれぐらいの入込客がございますか。

### ○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

宿泊税とは、ホテルや旅館、民泊など宿泊する際、宿泊者に対して課税される税金のことを言います。目的としては、観光拠点整備や環境保全のために使われるような財源確保のために徴収しているものとなります。

以上です。

すいません、入込客数のほうを忘れていますので。昨年6年度の徳之島の入込客数につきま

しては、13万3,262名となっています。コロナ前に比べると92%まで回復している状況です。  
以上です。

○13番（木原良治君）

12万弱の入込客があつて、コロナ前の91%、92%ですか、まだ、コロナ前には完全には戻ってない状態ですね。そういった中でも、宿泊税ちょっと取り上げさせてください。

これ、宿泊税、一応参考までに、東京都が2002年の10月に、2002年ですから、もう23年ほど前に東京都が宿泊税導入しましたよね。その内訳は、1万円未満は非課税、1万円以上の1万5,000円未満が100円、1万5,000円以上は200円の宿泊税を取られているのが今、続いています。あと、日本全国あちこちやっていますけど。

これ、なぜかという、今まで非課税のほうに泊まっていたんですよ。しかし、インバウンドやら、あれは、あらゆることで駅周辺が、宿泊料金が上がってしまって、最近、ホテルのほうから宿泊税頂きますという、100円頂きますと。あつと思つての質問なの。財源が豊かな東京都に、我々がなぜ、島から出ていって宿泊税払わんといかんと思つていたんですよ。じゃ、向こうから来られる方に対してどうなのかというか、という意味を含めての一般質問なので御理解ください。

全国的に見ると、東京、大阪、京都、福岡、観光地のニセコ、ありとあらゆるところで今、宿泊税は導入されていることは理解していると思います。鹿児島県下で導入されているところがあるのか、もしくは、導入する検討を始めたところがあるか、ちょっと示してください。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

県内で導入しているところは、今のところありません。検討委員会をして導入を目標にしているところが指宿市と与論町と奄美市となっています。あと、鹿児島市のほうが今回、7年度に検討委員会を立ち上げるところです。

以上です。

○13番（木原良治君）

指宿市のほうで2026年のほうで導入する予定ということで、それに対して、ホテル業、宿泊業者が中止の要望をなされたということは理解していますか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

理解しています。

○13番（木原良治君）

やはり行政側と、税を導入するかしないかというところで、関係者の業界の方とか、そういう方々の事前の打合せ等がなされなければ、なかなか足並みがそろわないということ認識し

てください。

そして、与論町のほうでも検討に入ったということ、奄美市もですね。与論町のほうで伺いますけど、与論町のほうは行政側からの提案ですか。それとも、こういった方々からの提案で検討に入っているんですか。

#### ○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

与論町のほうは、観光協会からの相談がきっかけで始まったと聞いています。

以上です。

#### ○13番（木原良治君）

自然の保護とか観光の受皿を整備するには経費がかかると。それは、それに対して観光資源の税のほうから補おうという考えの下での検討に入っていると思いますよね。それぞれの自治体の考えがあるかと思いますが、まだ入込みがコロナ前の90%台のところであるけれども、各裕福な東京と大阪、京都等、福岡を含めて導入されている。それを我々が行ったときにみんな払っていると。

そして、本町の場合、いずれ遅かれ早かれ、これから議論の俎上に上げるのも、するしない別にして、やっぱりこういうのは前もって議論の、これはどなたかの答弁頂けますか。

#### ○町長（高岡秀規君）

宿泊税については、奄美群島内でも、観光客がオーバーツーリズムとかそういったことになりますと、必ず出てくるのは入湯税でありますとか宿泊税なんですけども、まだまだ徳之島については、徳之島のよさはおもてなしであったり、ボランティアで友達をおもてなしをするというのが島のよさであることから、宿泊税よりはふるさと納税でしっかりと、環境保全ということもふるさと納税でやる。それでまた、様々な事業はふるさと納税を使ってっていう発想のほうは私は理にかなっているのではないかなというふうに思います。

今後は、宿泊税も今後そういう時代が来るかもしれませんが、まずはふるさと納税で地域の産業を生かしながら、ほとんどが東京首都圏からの税ですので、しっかりとその辺については、まずは取り組んでいきたいというふうに思います。

#### ○13番（木原良治君）

この宿泊税は、先ほど、法定外の宿泊税になるんですよね。そうすると、税務課長に伺いますけど、法定内の税だったら、税務課長、法定外の宿泊税となると、外なる。これ、こういったときに法定外の手続で宿泊税が可能かっていうのは分かります。

#### ○税務課長（新田良二君）

私たち税務行政は、地方税法にのっとりまして、個人住民税、固定資産税、軽自動車税、あと国民健康保険税がございます。法定外目的税でございますが、例えば入山料とか、あと、湖

での水辺利用による環境保全協力金とか、そういったものがございます。ちょっと法的なものは、私も勉強はしていなかったんですが、そういった法定外目的税ですね、先ほど述べました、例えば屋久島の入山料とか、そういったものがございます。

以上です。

#### ○町長（高岡秀規君）

私が把握しているのは、法定内と法定外の大きな違いは、地方構成の基準財政収入額というのがあるんですね。法定内だと基準の収入額に組み込まれます。よって、収入が100円入ってきたら、70円は地方交付税で返ってきますけども、3割は自己負担という概念です。法定外となりますと、基準財政収入額に含まれないので、プラスアルファとして来るわけです。これは、ふるさと納税も私は一緒だと思っておりますので、ふるさと納税も残りの半分はしっかりと地方交付税とは別途入ってきます。法定外も別途入ってきますが、まず今、観光客の入込客の数を見てみますと、それでまた、観光客の迎える心の持ち方を考えますと、ふるさと納税をしっかりと力を入れて、今ふるさと納税の中でも自然環境保全にもお金をもらっておりますので、そういった予算もしっかりと検討していきたいなというふうに思います。

#### ○13番（木原良治君）

ふるさと納税が今年も順調にいらっていると思いますけど、5億、6億、そういった中でまた基金を積み上げて、そういった基金の中から様々な事業に対して支出すると。そして、宿泊税よりはおもてなしの気持ちを込めたふるさと納税を使うと。そういった話も、やっぱり執行部のほうで担当課いろいろあると思いますので、しっかりと煮詰めて答えを持って、それぞれの群島内の自治体からの話もあろうかと思いますが、取り組んでいってほしいと思います。

時間が来ましたので、これで終わります。ありがとうございました。

#### ○議長（行沢弘栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、6月11日午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 午後 3時10分



# 令和7年第2回徳之島町議会定例会

第2日

令和7年6月11日



令和7年第2回徳之島町議会定例会会議録

令和7年6月11日（水曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第2号）

○開 議

○日程第 1 一般質問

是枝孝太郎 議員

竹山 成浩 議員

勇元 勝雄 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	内 博行 君	2番	政田 正武 君
3番	宮之原 剛 君	4番	植木 厚吉 君
5番	竹山 成浩 君	6番	松田 太志 君
7番	富田 良一 君	8番	勇元 勝雄 君
9番	徳田 進 君	10番	池山 富良 君
11番	是枝 孝太郎 君	12番	広田 勉 君
13番	木原 良治 君	14番	福岡 兵八郎 君
15番	大沢 章宏 君	16番	行沢 弘栄 君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 長 清原 美保子 君 主 査 中野 愛香 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	高岡 秀規 君	教 育 長	福 宏人 君
総務課長	村上 和代 君	企 画 課 長	中島 友記 君
建設課長	作城 なおみ 君	花徳支所長	尚 康典 君
農林水産課長	廣 智和 君	耕 地 課 長	水野 毅 君
地域営業課長	清瀬 博之 君	農委事務局長	白坂 貴仁 君
学校教育課長	太 稔 君	社会教育課長	安田 誠 君
介護福祉課長	福田 博文 君	健康増進課長	吉田 忍 君
おもてなし観光課長	吉田 広和 君	税 務 課 長	新田 良二 君
住民生活課長	大山 寛樹 君	選管事務局長	藤 康裕 君
会計管理者・会計課長	田畑 和也 君	水 道 課 長	奥村 和生 君

## △ 開 議 午前10時00分

### ○議長（行沢弘栄君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

昨日の木原議員の一般質問に対して、新田税務課長から回答があります。

### ○税務課長（新田良二君）

おはようございます。

昨日の木原議員の法定外の宿泊税、外になるとどういったときに宿泊税が可能か分かりますかとの御質問についてですが、こちら同意の手続がございまして、地方団体は法定外目的税を新設し、または変更しようとする場合には、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならないこととされているということで、地方税法731条に新規変更の規定がございまして、以上です。

## △ 日程第1 一般質問

### ○議長（行沢弘栄君）

日程第1、一般質問を行います。

是枝孝太郎議員の一般質問を許可します。

### ○11番（是枝孝太郎君）

おはようございます。

言わずと知れた日本全体が高齢化社会に突入しています。年々人口が減少し進むと経済活動は衰退し、生産力とか経済力も大幅に衰退の一途をたどっていきます。このことを考えると、医療費の増大が目に見えてきます。大幅な社会福祉全般の予算を多少なりとも削減するためには、対策が必要と考えます。一つの削減要因としては高齢者健康維持対策だと感じます。

このことを踏まえ、令和7年第2回定例会におきまして、11番の是枝が通告の3項目について伺います。執行部並びに主管課長の的確で明快な答弁を求めます。

第1項目めの高齢者対策福祉政策について。

徳之島町は、社会福祉協議会に宅配事業を委託している。日々の高齢者の健康管理に努めていますが、宅配給食の拡大について伺います。

「宅配給食は認可を受けた利用者のみが注文できる」というふうになってはいますが、まずは昨年9月定例会に後期高齢者数が1,573人とありましたが、令和6年度以降の徳之島町の高齢人口及び後期高齢者の人口の見通しを伺います。

### ○介護福祉課長（福田博文君）

是枝議員の御質問にお答えいたします。

社会福祉協議会へ委託している宅配給食事業ですが、制度の内容を御説明いたしますと、独り暮らしの高齢者などで身体虚弱なために調理ができない方や日常生活を営むことに支障がある方に配食サービスを提供し安否確認を行うとともに、配食訪問時の利用者の健康状態、生活状況の変化や異変がないかなどの見守りをしております。

先ほどの御質問の中で人口の見通しであります。是枝議員がおっしゃった1,573人は後期高齢者被保険者数でありますので、私のほうからは老年人口と後期高齢者人口の見通しをお答えいたします。

令和6年度以降の本町老年人口及び後期高齢者人口は、2025年（令和7年）は3,422人、5年後の2030年（令和12年）は3,326人、10年後の2040年（令和22年）は2,857人、2050年（令和32年）は2,378人と予測されています。

また、後期高齢者人口は、2025年（令和7年）は1,719人、5年後の2030年（令和12年）は1,851人、10年後の2040年（令和22年）は1,823人、2050年（令和32年）は1,425人と予測されています。

少子高齢化により本町も総人口は減少し続けますが、令和32年には高齢化率は36.8%となることが予測されています。

以上です。

#### ○11番（是枝孝太郎君）

皆さんのタブレットには、これが入って映り出していますけど、これは高齢者福祉政策の一環として町が策定したものです。

令和5年度で人口がその当時1万112人、そのうち65歳以上の高齢人口は3,427人、総人口に占めるのが33.9%となっています。そのことを考えると非常に高齢化が一段と進んでいくのではないかなと思います。

町長が、この徳之島町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）の中に「我が国は平成19年（2007年）に超高齢化社会を迎えた後も、世界でも類を見ないスピードで高齢化が進んでいきます。この先も団塊の世代の方が全て後期高齢者となる令和7年（2025年）を迎え、高齢者を取り巻く社会状況に対する地域社会づくりが求められています」と、こういうふう述べておられます。このことを十分踏まえた中で、次の質問を伺います。

高齢者の世帯数について、それぞれ平成22年、平成27年、令和2年、その数字を基にして述べていただきたいと思っております。

#### ○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

高齢者世帯数につきましては、これは国勢調査の数値であります。高齢者のいる世帯数、平成22年が2,201世帯、平成27年が2,204世帯、令和2年が2,235世帯で、一般世帯数の47.6%

を占めております。その中でも高齢者独居世帯数は、平成22年が864世帯、平成27年が904世帯、令和2年が962世帯で、高齢者のいる世帯のうち高齢者独居世帯数が20.5%となっています。

高齢者夫婦世帯数につきましては、平成22年が528世帯、平成27年が504世帯、令和2年が503世帯と若干減少しておりますが、高齢者独居世帯数は増加しております。

以上です。

#### ○11番（是枝孝太郎君）

一段と、この数字から目につくのが高齢者独居世帯数です。相当に平成22年、平成27年、令和2年と世帯増になっています。課長から述べられたように、平成22年は864世帯、平成27年は904世帯、令和2年は962世帯。繰り返しますが、そういうふうが増えてきているということは高齢化社会がますます進行していくということです。

そのことを踏まえて、高齢になり介護が必要になっても住み慣れた自宅で生活をしたいと思っている高齢者はどれくらいいるのかを伺います。これもこの中に載っています。課長、答弁求めます。アンケートの結果と内容をお願いします。

#### ○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

これは第9期徳之島町高齢者福祉計画・介護保険事業計画のアンケート結果、調査対象者は一般高齢者、また40歳から65歳未満のうち要介護・要支援認定を受けていない若年者及び在宅要介護・要支援者となっています。

「あなたが仮に介護を受けることになった場合、どのような介護を受けたいですか」との質問に、「自宅で家族中心の介護を受けたい」が14%、「自宅で家族の介護と外部の介護サービスを組み合わせた介護を受けたい」が23.3%、「家族に依存せずに生活できるような介護サービスがあれば自宅で介護を受けたい」が33.7%、「有料老人ホームや高齢者向け住宅に引っ越して介護を受けたい」が5.3%、「特別養護老人ホームなどの施設で介護を受けたい」が12.1%、その他が11.6%。

以上のアンケート結果から、家族の支援や介護サービスを利用して住み慣れた自宅で生活をしたいという方は約7割おり、ひとり暮らしの高齢者の増加が見込まれる中、家族の支援だけでなく介護保険サービスや配食サービスなどを利用して自宅で生活をしたいと望む方が多くいると思われれます。

以上です。

#### ○11番（是枝孝太郎君）

ありがとうございます。

町長、7割の方が介護保険サービスや配食サービスを利用したいと、自宅で生活したいと望む人が7割いるということを頭の中に置いていただいて、次の質問をします。

徳之島町としては、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう自宅給食事業の需要を認識し、多角的な視点からその拡大と質の向上に向けた検討を進めていかなければならない。社会福祉協議会との連携を一層深め、地域の実績に応じた最適な事業展開を目指していただきたいということを鑑み、1番の質問、宅配弁当を取りたいという相談があった人数は何人いるのか、窓口は何人相談に来たのか伺います。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

令和6年度で36名の相談がありました。

○11番（是枝孝太郎君）

そのうち何人の方が宅配弁当を利用できたか伺います。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えします。

28人です。

○11番（是枝孝太郎君）

ということは、8人の方が受けられなかったと、単純に8人の方が利用できない方向でいたということです。相談したが宅配弁当を取れなかった人は8人いるということが分かりましたので、宅配弁当の取れなかった理由のうちについて伺います。どういった理由があったのか。8人の中でどういった理由で宅配弁当が取れなかったのか伺います。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

理由といたしましては、個人の自宅に食材があり、自分で調理ができる方や外出ができ買物が自分でできる方、家族の支援などが受けられる方など、個人によって様々な理由があります。以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

それでは、そういう事例の中で取れなかった人はどのような支援対策を講じ、今後支援していこうと考えているのか。万が一、その結果できなかった場合があるはず。その要件に満ちていたんだけど、要件というのは宅配を受けなくてもいい、将来的に受けざるを得ない状態に追い込まれたときどういった支援策を講じたのか伺います。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

移動販売車の紹介や買物支援サービス、また特別食などに対応している民間の宅配弁当などを利用していただくような対応を取っております。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

質問します。宅配事業で共有されているチェックリストについて伺います。これは町独自でチェックリストがあるらしいですので、前回の9月定例会でチェックリスト40項目についてチェックリスト。リストという言葉はあまり好きではありません、シンドラーリストとか映画になりましたので。ユダヤ人を助けた、そういう命を助けたシンドラーさんのリストがあるわけですが、そういったのはあまり好きではありませんけど、40項目のリストについて伺います。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

チェックリストと申しますかアセスメント表と申しますが、アセスメント表は約40項目あり、基本情報に加え家族状況、経済状況、身体の状況生活能力など様々なチェックの項目があります。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

例えばです、その40項目の中であぶれてグレーゾーンの方々をどういうふうにして今後救済するのか。あぶれたという言葉は好きじゃありませんよ。その中で、あと1つ、2つ、3つ、4つぐらい適用なればその宅配事業に加入できるというか認可を受けれる状態があるんだけど、そのグレーゾーンをどういうふうにして救っていかうと介護福祉課は考えている。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

先ほども申しましたように民間の移動販売車の紹介や買物支援サービス、また民間の宅配弁当などを利用していただくような対応を取っておりますが、また個人によって相談に来られて話を聞いて個人で対応できるような方もいらっしゃいますので、各個人によって様々な対応をしているところです。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

社会福祉協議会からちょっと資料提供いただきましたので、月54人の方が宅配事業に参加されておられます。その方が週3回宅配弁当を摂取したと、週3回ですね。1か月4週ありますので、54掛ける週3回掛ける4週掛ける年間ですので12か月、7,760食の宅配事業が社会福祉協議会で提供されておられます。

その7,760食を今後、社会福祉協議会としてはもっと提供を伸ばしていきたいんですけども、町からも支援をいただいているんですけど地産地消という形で、町長の政策の一環で地産地消という形で、なかなか食材をその分、地元のスーパー、そしていろいろな商店から購入して今一

生懸命努力していますけど、ほかの民間業者はこういうことを言ったら失礼ですけど、都会から送られた申し訳ありませんけどレトルト、そこには栄養価の高いレトルトで食材を提供している会社もありますけど、社会福祉協議会としては地産地消の上にそれをどういうふうにして後期高齢者とか高齢者に提供しようとして一生懸命努力しているわけです、7,770食。

そこで、今後総合的に考えると、1食当たり1,200円ぐらいかかるんです。基本的に今、町が500円負担しているんです。個人が400円、900円で今やっているんですけど、その900円で個人の高齢者に400円を徴収する事態もなかなか年金暮らしでするので難しい、今後難しい対応に迫られますので、ある程度の高齢者に対する食材に対する負担金を上乗せさせていただいて、高齢者も負担せざるを得ません。

基本的に1,150円の1回当たりの食事の単価が1,150円です。それを1,200円と考えた場合、1,200円のうち町が700円、個人が500円を負担するとしたら7,770食掛ける700円で、最終的には544万3,200円を町が負担しなければいけないということになります。個人というか老人の方が7,706食掛ける個人負担が500円としたら、388万8,000円かかります。町個人で2分の1負担をすれば、町の負担、個人の負担が466万5,600円の支出になります。

個人もそれだけの支出をしなければいけませんけども、後期高齢者、そして独居老人、いろいろな老人の実情があり、心情的なことがたくさんありますので、ある程度町がその宅配事業の予算を負担していただければ、高齢者の健康管理、栄養管理は社会福祉協議会のほうがしっかりしますので、高齢者がその分、医療関係で迷惑をかけない、そして医療費の削減にも当たると思います。その点、町長はどのようなふうな認識があるのか伺います。

#### ○町長（高岡秀規君）

まずは、食事については、食生活は健康上、非常に重要であるというふうに思っております。そしてまた、後期高齢者等高齢者になっていく場合、非常に毎日の食事をつくるのが面倒くさい、簡単に済ませようということから栄養が偏る可能性もあるかなというふうに考えております。

そこで、今回の社会福祉協議会での宅配弁当については、しっかりとした栄養価、バランスを考えた上でのメニューというものは必要ではないかなというふうに思いますし、今後独居老人の増加に伴って、ある程度食生活、そしてまた健康につながるような食の提供というのは必須だろうというふうに考えております。

#### ○11番（是枝孝太郎君）

担当課長も、この後期高齢者だけじゃなくて老人に対するやっぱり宅配事業というのを、ある程度拡大していただきたいと。それは執行部、財務と検討していただいて、前向きにグレーゾーンも救っていくんだと、この社会で絶対医療費をかけないんだという気持ちでしていただきたいと思いますが、課長の最後の答弁を求めます。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

是枝議員のおっしゃるとおり独居老人等も増えておりますので、各個人に対応できるような対策を講じていきたいと考えております。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

課長、ありがとうございます。

次、行きます。情報通信整備について。

情報通信網のインフラ整備について、我が町としてどのように考えを持っているのか伺います。災害時における防災・減災対策としての情報インフラ整備についてです。

○総務課長（村上和代君）

是枝議員の御質問にお答えいたします。

情報通信網のインフラ整備は、町の発展と住民生活の質の向上のために不可欠な基盤と位置づけております。特に地理的な条件や人口減少といった課題を抱える離島においては、情報通信網の充実が地域活性化の重要な鍵となります。

また、この情報通信網は平時における利便性向上だけではなく、災害時における防災・減災対策の中核をなすものと認識しております。

徳之島は台風の常襲地帯であり、地震や津波のリスクも抱えているため、災害時における情報インフラの確保は住民の命と安全を守る上で最優先事項の一つだと考えております。

○11番（是枝孝太郎君）

これを何で質問したかと言うと、3年前に1回スペースX、テスラの創設者がつくった会社ですけど、情報をスムーズに提供したいという考えの下で、スペースXは今スターリンクという方向性を考えていますけど。

この実証実験というか、これに関して瀬戸内町でスターリンクの運用と実践活動を行っています。県を中心としてですよ、これ。鹿児島県は半島、離島を抱える山間部の集落を含め、災害による孤立化のリスクを抱えています。孤立集落の発生は能登半島でも課題になっています。地域の状況把握、通信、ライフラインの確保、物資の輸送、避難生活の維持、各地域で一つの課題に対策を立て、事前に備えておく重要性があります。

1月下旬に鹿児島県庁であった県防災会議が、地域防災計画の見通しが決まった能登半島地震を踏まえた国の防災基本計画見直しに伴うものであります。この中で、県は2005年に策定した孤立化集落対策マニュアルを修正し、県独自の対策として強化する方針を示したと、これは南日本新聞5月25日の新聞に載っています。

計画の見直し後、県は孤立化のおそれのある集落を洗い出すように市町村に要請ありました。

要請ありましたでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

はい、要請がありました。

○11番（是枝孝太郎君）

分かりました。

本年度は地域振興局単位でブロック会議を開き、地域ごとに現状の課題を把握して事前対策や集落の防災力向上を進める。5月25日にさつま町で県総合防災訓練、孤立集落の発生を想定した訓練がありました。陸上自衛隊による住民の救助訓練を行うほか、能登半島地震で活用された、ここが大事です、ベース、スペースXの衛星インターネットサービススターリンクを使って通信の確保を試みたと。

県が今年20台の購入を予定。県が購入するんですよ、20台。スターリンクは人が担いで、こういうふうにありますよね。人が担いでいける、これはちょっと大きいですけど、今スターリンクミニというのが販売されています。要はこれぐらいに持てるようなやつです、それも感度がいいです。こういうのを県はもう20台購入する予定で、県職員が情報連絡員となって孤立集落に駆けつけて、スターリンクで通信環境を確保する計画だそうです。県の担当者がいるということですね。

スターリンクは、瀬戸内町で昨年先行導入している。瀬戸内町で請島と与路島に計5台配備していると。Wi-Fiのように周囲でパソコンやスマートフォンを使用できると。もともと海底ケーブルで防災面を見ていたが、昨年の防災訓練は災害地を与路島に設定し、リアルタイムでスターリンクを利用していると。進行状況もすごくいいと、そしてお互いの共有もできると。町総務企画課の情報政策係長は、両島以外でも災害で電話が不通になることがあった。スターリンクなら電気さえあれば有事の際もどんどん使い勝手がよくなっていくだろうというふうな感想を述べています。

要は、今スマホ持っていますよね。あれがどこの地域、どこの場所でも空が見えればいつでもつながる。衛星というマークが出るか、スペースXのロゴがあるので、あのマークが出るかどうかかなんですけど。

そのスペースXは今、現在こういうふうにありますけど、地球があって、ここ衛星が飛んでいるんですけど今4万2,000基飛んでいます。夕方、上を見れば連なって衛星が飛んでいるのが確認できる可能性がありますので、4万2,000基地球の周りを覆っています。だからどこでも、どこの場所でも海のと真ん中でもそれが使えらる。町長、エベレストでも使えるんですよ、これ。これはタブレットも使えるし、送信・受信ができます。携帯、タブレット、送信・受信ができます。

日本では今の段階ではデータ通信であるが、海外では音声通話も可能になっている。音声通

話も可能になっているんですよ、話ができると。これが今ウクライナの上空で、それをただで利用させたりとか、それとかミャンマーでもただで利用させたり、スペースX社がですよ。それとかガザ地区辺りでも、そういうふうにスペースX社がしていると、スターリンクを利用させていると、ただで。

2025年以降、随時日本でも音声通話が可能になるということですので、それをどういうふうにして、スターリンクサテライト、サテライトというのは衛星のことですけど、地球から550キロ。普通の衛星は3,000キロ、550キロと言うと与那国島から沖縄本島までが550キロ、与那国島から北海道までが3,000キロ、約3,000キロです。与那国島から沖縄本島のところから電波が来るわけですから、普通の衛星は与那国島から北海道のはるか彼方のところからしか電波が来ないということです。そういうことから、このスターリンクの活用を推奨したいと思います。

今現在、日本の情報通信会社のキャリアは3社及びネット契約でできる会社の1社であります。キャリアの中の会社はスペースX社と提携を結び、テレビ広告や携帯広告で頻繁に宣伝しています。宣伝している会社ですね、ユーザーなら通信料は無償ですが、基本的に専用プランは月額1,650円、UQモバイルは月額550円です。通信速度はほぼ利用できることが強みです、遅延はないと、即効でできると。そして医師や獣医師の活用にもできると、遠隔で操作できますので。

町長、各集落にそういった提供をしていただけませんかでしょうか。

#### ○町長（高岡秀規君）

スターリンクについては、今話題になっているというふうには認識しております。少し欠点と申しますと空が見えるという話があったんですが、雲が厚かったり、そうすると電波が途切れるということがあり得ます。そこで、電波が途切れる場合と空が見えるときに電波が通じる。だけど災害というのは、大雨だったりすると雲が厚いわけですね。そして、だからスターリンクの活用がもしかしたら音声等々が途絶える可能性があるかと。

今、昔はアナログテレビでもザーザーで砂嵐みたいな画面が映ったんですが、今現在BSとかデジタルになって映らなくなってしまうわけですね。その懸念がありますので、災害時にはそういうことがあってはならないということから、当然今現存する光ファイバーケーブル、無線での登用と、そしてまたスターリンク、両方のリスクマネジメントはしないといけないだろうというふうに思います。

今後、瀬戸内町の話も聞きますと、そのアンテナが30メートル以上離れてしまうと少し不具合が出るのかなというふうに今は思っております。今後しっかりと衛星通信については、リスクマネジメントを含めながら今現存するものと衛星と両方兼ねそろえることによって災害時の対応ができるかなと思っておりますので、今後少し検討する時間をいただきたいなと思います。

#### ○11番（是枝孝太郎君）

衛星電話は3,000キロのかなたから来るわけです。月額16万ぐらい、18万ぐらいだったんじゃないですかね。このスターリンクは550キロですよ、ここから鹿児島県の熊本の境辺りまでが、ここから鹿児島までが450キロですので、あの辺までの距離で通信ができるということですから、衛星電話の3,000キロよりは550キロを僕は選びたいと思いますけど、最終的には通話も可能になるわけですので。

それと医者も利用できると。データ通信、将来は通話もできるということです。ぜひとも各集落にそれ相応の整備をしていただきたいと思いますので、瀬戸内町の実証実験をしっかりと検証しながら、前に進めていただきたいと思いますけど、総務課長の考えを。

#### ○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

現在、町長から申しましたとおり様々な情報通信網を利用しております。是枝議員がおっしゃったように衛星電話、現在4台設置しておりますが、4台年間46万円をお支払いしております。

また、今回お話になりましたスターリンクですが、これについても今後瀬戸内町、また県と情報を共有しながら、どちらがいいのか、またWi-Fiなり幾つかの情報網を必要とすると思いますので、またこの辺も含めて検討してまいりたいと思います。

以上です。

#### ○11番（是枝孝太郎君）

ちなみに防災無線は、発電機で3日間しか持ちません、32時間。例えばその発電機が故障した場合は、一切使い物になりません。スターリンクは自分たちで太陽光を充電して情報提供しているわけですから、そこだけは使い勝手がいいのかなと思いますので、真剣に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

次へ行きます。職場環境整備について。

令和7年6月1日において、企業や職場における熱中症対策の義務化が施行されましたが、我が町として対策はどうなっているのか伺います。

#### ○学校教育課長（太 稔君）

是枝議員の御質問にお答えいたします。

本町では各学校に徳之島町版の学校における熱中症対策ガイドラインを既に配布してあります。今回の労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行に伴い、改正省令の写し、パンフレット、リーフ等を各学校に通知してあります。

また、現時点で各学校の熱中症対策を調査いたしました。実施している対策を幾つか申し上げます。

熱中症指数による測定、基準を超える場合には活動を中止する。基準値以下の場合は定期的

な水分補給、休息時間の確保、そして屋外作業の作業前に報告及び作業状況の遵守、作業時間の小まめな休息及び時短時間作業の周知、ウォーターサーバーや塩タブレット、蛍光補水液などの完備、またミストシャワーを設置、高温多湿作業場所での連続作業時間の短縮などを行っております。

また、低学年では必ず帽子の着用、これは全ての小中学校ですけれどもやっております。また、濡れタオルで全身を拭いたり、外での活動をシャワーで流すなど行っております。

今月末に開催される管理職研修会ございます。その中で法令改正の重要点を説明して対策を講じたいと思います。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

保護者等の周知徹底もお願いしたいと思います。どういうふうになりますでしょうか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

先ほど申しましたとおり今月末に開催される管理職研修会のほうで、また議会で議員のほうからそのような要望があったということ伝えて対応を講じたいと思います。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

それに関連して健康増進課の考えを伺いたいと思います。

○健康増進課長（吉田 忍君）

お答えいたします。

まず健康増進課では、町民全てを対象としまして熱中症対策として気象庁と環境省の合同発表などを注視しながら状況に応じて防災無線を活用するなど迅速な周知に努めております。

また、今回の改正労働安全衛生規則の内容につきましても、こちら徳之島町を管轄しております名瀬労働基準監督署、こちらのほうから情報及び記事掲載の承諾を得ながら町公式ウェブサイト、SNS、広報徳之島7月号において、順次周知に努めているところでございます。

また、本周知につきましても、徳之島町商工会とも連携を図っているところでございます。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

健康増進課課長、改正の内容について伺います。

○健康増進課長（吉田 忍君）

6月1日施行の本規則改正の内容につきましても簡単に御説明いたしますと、まず要因として、近年、職場における熱中症による死亡災害は2年連続で30人レベルという非常に痛ましい結果となっております。

また、今後の気候変動等の影響により、さらなる増加が懸念されております。

そのお亡くなりになった方々のほとんどが、初期症状の放置、対応の遅れによるものであったため、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じて迅速かつ適切に対処することにより熱中症の重篤化を防止するため、報告体制の整備、手順マニュアルの作成、関係作業員への周知を事業者が義務づけるというものでございます。

○11番（是枝孝太郎君）

対象職種はどういうふうになっていますでしょうか。

○健康増進課長（吉田 忍君）

まず対象条件についてでございますが、環境省熱中症予防情報サイトというものがございます。こちらに掲載されている暑さ指数、WBGTという値が28度以上または気温31度以上の環境下で連続1時間以上、または1日4時間を超えて実施が認められる作業がまず対象となります。

要件につきましては、1人以上従業員、作業員を雇っている個人または事業所となります。通常ですと、屋外での作業のイメージが大きいですが、例えばスーパーのバックヤード、倉庫の中なども対象となっておりまいますので、職種は限られておりません。

○11番（是枝孝太郎君）

その内容に即して行っていくわけですが、罰則はありますか。

○健康増進課長（吉田 忍君）

まず労働安全衛生法というものがございます。こちらの第22条には、事業者は次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないとあります。その中に高温による健康障害が該当するものと思われまいます。この規定に違反したものは、まずは労働基準監督署からの行政指導はもとより、六月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処することとされております。

○11番（是枝孝太郎君）

我が役場組織としては、学校、幼稚園、保育所、建設課、耕地課、水道課、農林水産課など多岐にわたっての職種を対象していかなければいけないと思ひますが、その対処法は各課で真剣に考えていただきたいと思ひます。

もう、ある程度策定の流れは分かっていると思ひますが、今後の研修会、今後の課との連携の取り方はどうやって、課長、考えておられるんでしょう。

○健康増進課長（吉田 忍君）

お答えいたします。

まず、課といたしましては、基本的に労働衛生法関係につきましては、健康増進課が主体とはちょっと考えていないところではございますが、本連絡組織の体制、そして緊急時の対応処置方法等につきましては、総務課及び企画課、そして事業所を関連する担当課、全ての課に対

して課長会を通じて情報整備に努めてまいりたいと考えております。

○11番（是枝孝太郎君）

町内の事業所への指導や相談支援を徹底していただきたいと思う。実効性のある熱中症対策を講じなければならないと、引き続き取り組んでいただきたいと思っております。

消防年報では熱中症が令和5年度66件、令和6年度85件、出動件数の中に熱中症の件数も入っております。出動件数が令和5年1,642件、令和6年1,803件となっております。それに関連して皆さんのタブレットにはこういうふうにありますけど、これは山口県の消防本部の中で公務中に救急車にペットボトルとか水筒なんか持ち運びできませんので、公務中にコンビニなど利用のオーケーを策定したと。そして道の駅とかで消防車、救急車、消防車なら消防車の大型車両が止められるようなところを確保して、コンビニ等でジュース、飲料水を購入して熱中症対策していただきたいというふうな旨があります。

2024年、静岡県警も防犯がてらコンビニに行って、そういう暑い時期は購入して摂取をしているらしいです。我が消防組合員、消防団員、耕地課、建設課、水道課、農林水産課、学校、あらゆるところでやっぱり現場に出ないといけませんので、これは車にこういったのを掲げて、熱中症対策しますのでコンビニに行きますよとフロントガラスのところに置くと。そうすれば住民の方々がそうなのかというふうに認識をするはずですので、そこには徹底した熱中症対策は法的にしなければいけませんよという啓発活動はしていかないといけませんので、「ぬが公用車がうまなあていあしどうんあらんせ」とかと言われないように、これを掲げるしかありませんので、とにかくこういうことを考えながら職員の熱中症対策に努めていただきたいと思っております。

それでは、是枝の一般質問終わります。ありがとうございます。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。11時10分より再開いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時10分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、竹山成浩議員の一般質問を許可します。

○5番（竹山成浩君）

皆さん、こんにちは。

6月定例会2日目、2番目の質問者です。

今年、令和7年は昭和で言うところとちょうど100年、そして戦後から80年と言われております。

その昭和の国民的ヒーロー、巨人軍の終身名誉監督長嶋茂雄さんが6月3日に御逝去されまし

た。私たち昭和世代に夢と希望を与えてくれた憧れのスターでした。ここに謹んで御冥福をお祈りしたいと思います。

さて、この地球上においては、いまだに紛争地域が多くあり、日々貴い命が奪われ、特に何の罪もない子供たちが犠牲となり、また飢餓に苦しむ姿が毎日のように報道されております。改めて日本という国に生まれてきたことに対し、先人たちのたゆまぬ努力と愛郷心に心から感謝し、今の平和な時代を築き上げてこられたことに深く敬意を表するところでございます。そして、この平和なときが戦前と呼ばれることのないように心から願うところでございます。

それでは、令和7年6月定例会において、行沢議長の許可を得て、5番竹山成浩が通告の3項目について質問します。高岡町長はじめ福教育長、そして担当課長の明快で前向きな答弁を期待したいと思います。

まず初めに、一昔前、私たちが子供の頃、昭和の時代です。祝祭日には各家庭において国旗を掲げる慣習、習わしがありました。その意義から伺いたいと思います。

#### ○社会教育課長（安田 誠君）

竹山議員の御質問にお答えします。

国民の祝日に関する法律の中で、自由と平和を求めてやまない日本国民は、美しい風習を育てつつ、よりよい社会、より豊かな生活を築き上げるために、ここに国民こぞって祝い感謝し、または記念する日を定め、これを国民の祝日とするというふうに定義されております。

また、祝日は日本の歴史的な出来事や日本特有の風土など記念すべき日であるため、祝祭日に国旗を掲揚することで国民みんなで喜び感謝し、国を愛する気持ちや祝日の意味について改めて考えるという意義があるのではないかと思います。

以上です。

#### ○5番（竹山成浩君）

古くは明治時代に、この日の丸が制定されたようですが、国旗掲揚の歴史的背景は、今課長が言われたように国の誇りや誠実さを表す手段とされてきたようです。

当時、国旗を掲げる家庭は社会的地位の象徴として認識されていたようですが、時代が進む中で、現在では家庭や地域との絆を深めることや教育的な意味合いも含めて掲げる家庭もあるようです。

そこで、今後、子供たちに対しても国を愛する心や社会のルールを教える機会として、祝祭日には家庭においても国旗掲揚を推進してはどうかと考えますが、担当課長はどのように思われますか。

#### ○社会教育課長（安田 誠君）

お答えいたします。

現在、町といたしましては、祝祭日の国旗掲揚については現在のところ特別取り組んでいる

ことはありません。議員がおっしゃるように祝祭日に国旗を掲揚することは、国を愛する気持ちや祝日に対する意識を高めるためにも大切なことだと考えております。

この推進についてですが、国においても祝祭日に公的機関や教育機関に国旗を掲揚することを推奨しているということでもありますので、本町においても祝祭日に公共施設など国旗を掲揚して、機運の醸成を図っていきたいと考えております。

#### ○5番（竹山成浩君）

母間地区においては4集落からなる校区会という組織があります、私の住むところは。毎年の総会において、基本方針に祝祭日には日の丸、国旗を掲げましょうとの方針が入っております。もちろん義務とか強制では全然ございません。

福教育長も母間小の校長先生にあられた在任中に覚えておられると思いますが、国旗掲揚につきましては様々な考えがございますが、家庭や社会への敬意、教育的な価値観、そして国歌に対する誇りを示す意味もあります。

そこで、文科省の学習指導要領においても、国旗、国歌の指導について、学校における国旗、国歌の指導は、児童生徒に我が国の国旗、国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗、国歌も同様に尊重する態度を育てるために、学習指導要領に基づいて行っているものと。

平成11年8月には、国旗及び国歌に関する法律が施行され、国旗、国歌の根拠について慣習として定着していたものが成文法としてより明確に位置づけられ、学校教育における国旗、国歌に対する正しい認識がさらに促進されましたと。文部科学省としては、引き続き全ての学校において学習指導要領に基づく国旗、国歌に関する指導が一層適切に行われるよう指導することとしていますとうたわれております。

そこで、家庭においても祝祭日に国旗掲揚の推進について、福教育長はどのように捉えているか見解を伺いたしたいと思います。

#### ○教育長（福 宏人君）

議員の質問にお答えをいたします。

先ほど議員からおっしゃったとおり私も母間小学校に勤務したことがあって、母間校区では総会とかそういったときにおいて、やっぱり集落において祝日も含めて国旗を上げましょう、掲げましょうと、そういったような申合せがあったというふうに覚えております。

国旗、国歌については、先ほど議員のおっしゃったとおり、学習指導要領等においてきちんと規定があって、それに基づいて学校教育の活動の中にも指導をしているところでございます。

近年、この日本のよさも含めて、やっぱり子供たちにどういったような形で伝えていくかということなんですけど。今オリンピックとかワールドカップとかいろんな世界戦とかいろいろの中で、やっぱりその中で国旗が上がり、そして国歌をとということで、子供たちも含めてそう

いったようなことで、非常に国旗、国歌について意識が非常に高まっているのかというふうに思います。

そして僕らもそうなんですけど、学校現場では、国旗も国歌もどの国でもまずあるということです。それは国の歴史であり、象徴であり、そういうのが国旗、国歌であると。そういうことをやっぱりお互いに尊重し合うというのを基本的な考えであるというふうに、もちろん学習指導要領にもありますが、そういったような子供たちへの思いを伝える必要があるというふうに思っています。

現在いろいろと国際状況も国家間のいろんな紛争等もありますが、次の世代、やっぱり国において国旗、国歌も含めて、国をお互いに尊重するというのがやっぱり世界平和に通じるものということで、今後そういったようなものを含めて、学習指導要領における国旗、国歌のもちろん資料もありますが、地域社会の中においても、やっぱりそういったような気持ちを継続して、我々は伝える必要があるのかなというふうに思っているところでございます。

また、基本的に入学式とか卒業式において、国旗、国歌を掲げるとか、それから祝日には学校のほうも、もちろん日曜日にも一応国旗を掲げるということで、いろいろと共通理解をしているところです。

また、いろんな行事も含めて、そういったような思いも伝えていく必要もあるのかなというふうには思っているところでございます。

まさに、これからの世界のそういったようないろいろな今の現状を考えると、やっぱりこういったことを基本にする必要があるのかなというふうに考えています。お互いの合意形成も含めて、お互いの国歴史をこうやって教えていく、そして相互に信頼していくと、そういったことがやっぱり基本になるのかなというふうに今考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○5番（竹山成浩君）

教育長、ありがとうございます。今言われたとおり、諸外国、お互いの国を尊重するということも含めて、やはり今後、子供たちにもそういった教育で、また当たっていただけたらなと考えるところでございます。ありがとうございます。

次に、少し関連して3番目の質問、現在母間新港の多目的広場においては様々なイベントが開催され、タブレットに写真も掲載されておりますが、昨年度には待望のあずまやも完成して地元としては大変ありがたく活用させていただいております、ありがとうございます。

そこで、多目的広場においては、本町のグラウンドゴルフ連盟主催の大会やゲートボールの郡大会なども開催され、さらには臨時的に東天城中学校の体育大会、去年も行ったんですけど、今年も母間新港で開催予定とのことでございます。

また毎年、母間保育所園児による持久走大会も開催しています。

このように主要なスポーツイベントが開催されておりますが、国旗掲揚台、掲揚台がないんです、ございません。そこで各種大会の運営進行、また子供たちへの教育的な価値観も含めて国旗や町章旗を掲げる掲揚台を設置することはできないか、担当課長のほうに伺いたいと思います。

○建設課長（作城なおみ君）

竹山議員の御質問にお答えします。

母間新港への国旗掲揚台の設置につきましては、憩いの広場であれば設置可能ではありますが、建設課としましては、申し訳ありませんが設置は考えておりません。母間校区会等で設置する形になるのではと考えています。

○5番（竹山成浩君）

財源の問題とかいろいろあると思います。

以前に、今母間新港なんですけど、公園に制定はできないかというふうな質問をさせていただいたことがあるんですけど、その後、通告外になるか分かんないんですけど、その件についての答えというのは出ているんでしょうか、ちょっと伺いたいと思います。

○建設課長（作城なおみ君）

申し訳ありません。国とかに協議とかは、まだ準備が整って行っていない状況です。

○5番（竹山成浩君）

でしたら、母間地区での建立というか、そういうふうな形でしかできないということになるんですね。また改めて考えたいと思います。ありがとうございます。

次に、2項目めの質問に入ります。母間の教職員住宅の環境整備についての質問です。

以前も質問させていただきましたが、まず先生方の住まいについて伺いたいと思います。

先生方は基本的には、勤務地の校区内に住まわれるのが基本だと考えるところでございます。本町においては、北部地区の地域の方々は特にそのような考えでおられると思います。先生方にはいろんな家庭の事情や多様性がある様々考えがありますが、その校区内に居住するのが一番望ましいと考えるところです。太課長はどのように思われますか、まずその面からお聞きします。

○学校教育課長（太 稔君）

竹山議員の御質問にお答えいたします。

先生方が校区内に居住するということですが、それに関しましては地域いろんな状況ありますので、そのほうが望ましいのではないかと思います。昨今の住宅事情、また現在について、昔は学校の近くに住んでくださいとあったかもしれませんが、今はそのようなことがないというふうに向っております。

1つ事例がありまして、竹山議員のおっしゃる地域ということですが、校区のほうにゼ

ひ住みたいという方がいらっしやいまして、現在質問にもあります母間の教員住宅のほうに1名、古くてもいいから住みたいということで住んでいる方がいらっしやいます。

以上です。

#### ○5番（竹山成浩君）

今、現状のままで、そちらのほうに住みたいという先生もいらっしやるということですね、ありがとうございます。

でしたら、校区内に居住するという、福教育長が先生をされておられたんですけど、それまでの今までの経験というか、そういったのをまた見解もお聞かせいただけたらと思います。

#### ○教育長（福 宏人君）

ありがとうございます。教職員の校区内居住の件につきまして、基本的には定めはないんですけど、鹿児島県を一般的に見ると、校長先生、教頭先生の管理職はそういったような住宅があって、校区内に校長住宅もしくは教頭住宅というのがあって、これは古くからのことなんですけど、そこに住まわれたということと、それから先生方もそのほとんどが集落内でのところに住んでいたというような流れがあります。

私も幾つか転勤をしてきましたが、常に子供たちと一緒に、自分の子供たちと一緒にこうやって各学校を回って非常に、私の私見なんですけど、子供たちも転校させてはいましたけど、そちらのほうの地域に溶け込んで非常に可愛がってもらって非常にいい思い出があるところで

す。

国内の居住について、県内の様子を見ると、例えば鹿児島市は校長も教頭も一般の教職員も、これは市内にかかわらず今、鹿児島市もプラスを含めて居住はどこにしても基本的には自由ということであります。

今、管理職の状況を見てみましても、それぞれ家庭のいろんな状況があって、町に限らず町外であってもいいというようなところに今、鹿児島県の管理職でも出てきているところで、広くそういったようなことについてはこだわっていないんですが。

ただ、先生方の中には、やっぱり校区に住みたいという方が多くいるということも事実です。

ただ、そうあってもなかなか今の住宅状況で、校区に住みたいといってもなかなか住宅が整備していないと、民間住宅も進んでいないということで、今学校教育課では各校区に教職員住宅を持っていますので、それがかなり今古くなってきておりますが、そういったような現状を踏まえて、やっぱり先生方がそこに住んで地域と一緒にしたいという先生方も非常に多くあるというのも事実ですので、そういったようなもの応えながら、やっぱり整備できるところは、また予算等がありますけど、やっぱりそういったようなものも基本的にしなから、今後も進める必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

それからもう一つは、やっぱり先生方が地域に住むことによって、いろいろ地域の行事に参

加したり、そこは非常に教育的効果もあるというふうに考えています。

ただ、住む、住まないももちろん、住むからどうのこうのじゃないんですけど、やっぱり経験上、非常に自分自身も家族にとっても効果があったというふうには感じていると思います。

以上でございます。

#### ○5番（竹山成浩君）

ありがとうございます。基本的に私見ですが、先生方も地域の歴史や伝統をはじめ自然や生活、文化継承発展させるためにも、そうした教育を推進するためには地域密着で子供たちに関わってもらえることが本位だと考えているところではあります。

実際、先生方が集落に来ていただいたら人口が増えると、そういった考えももちろんあるんですけどね。母間の教職員住宅の場合4世帯入居できますが、2世帯は空き部屋となっています。今課長がおっしゃったもう1人入居されるということであれば、またあれなんですけど、今の住宅の現状を見る限り、なかなか居住地としてはあまりふさわしくないんじゃないかなと思われま。

タブレットの写真を見てもらえば分かりますが、今映っていると思うんですけど、以前の質問でも軒天の崩落や雨漏り、それから室内のチョーキング現象とかがあって、それを長寿命化計画に沿って補修をしていただいたわけですが、年月がたつとさらに劣化が進んで、このような状況になっています。

把握されていると思うんですけど、現在住宅には小さなお子さまもいらっしゃいます。写真を見てもらえば分かりますが、住宅周りで遊ぶには非常に危険な状態だと思います。

現状を見る限り、新しく赴任された先生方に教員住宅もありますから、どうぞ地域に住まわれて、子供たちのために頑張ってもらいたいと、頑張してほしいと言える状態ではちょっとないんじゃないかなと考えるところであります。

この本議会の議案書で、総合整備計画の中に「現在、神之嶺小学校、手々小中学校の校長住宅の整備がされておらず、民間の貸し家や教職員住宅を借りている状況である」と。「その他の教職員住宅も老朽化により早急な整備を行って、教職員住宅を安定的に確保する」とあります。

また、令和8年度までに計画の中に教職員住宅建設の概算ですかね、明記されていますが、ぜひ今後建て替えに向けて、希望の持てる答弁をお願いしたいと思います。

#### ○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

竹山議員がおっしゃるとおり母間に建設されています東天城中学校の教員住宅は老朽化が著しい状況です。これは令和3年3月に作成されました学校施設長寿命計画では建て替えというふうに計画となっております。これに向けまして、まず現在住まわれている方の仮の移転先を

母間校区のほうに探しております。幾つか提案したんですが、なかなか要望に合わない案件があったり、昨年度も実際建物を紹介いたしました。ですけれども、なかなか希望に添えない状況で今、現在私たちのほうでは仮の移転先を進めているということですし、母間校区の方々にもそういう情報がありましたら提供してくださいということで今、そのように探している状況です。

また、住宅を新たに建設予定になっておりますけれども、また民間の住宅を活用した、そういう活動ができないかとも検討もする必要がないかなとは考えております。

以上です。

#### ○5番（竹山成浩君）

地元というか母間の中で住宅を探してとか建てる場所を探してとか、そういうのもやっぱりうちというか母間でもこういう立地条件がいいところとか提案できたら伝えたほうがよろしいわけですかね。

#### ○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

ですね。そういう情報がありましたら提供していただきたいですし、実際母間校区の方から幾つか家が、空き家があるときは情報をいただいております。その都度紹介して、実際そこに移られるのであれば移って、それから新たな建築に向けて進めていきたいと思っております。

以上です。

#### ○5番（竹山成浩君）

よろしくお願ひしたいと思っております。ありがとうございます。

次に、3項目めの最後の質問に入りたいと思っております。

まず、3月定例会においても質問させていただいた部分もあります。本土在住の出身者、また2世、3世の方々へも準住民並みの航空運賃の軽減策を検討できないか伺いたいと思っております。

今年5月からでしたかね、4月か5月か航空運賃が値上げになったようです。私たち郡島民にとっても様々な物価高騰で大変な状況ではありますが、本土に居住されておられる方々にとりましても、なおさらふるさと徳之島が遠く感じるのだと思っております。

そこで、準住民制度としては、かいつまんで申し上げますと、郡島外の学校に在学されている学生さんたちや介護のために年3回以上帰ってこられる方たちが対象となるようです。

このように奄振交付金を活用し恩恵を受けているわけですが、こうした線引きも考えた上で、まず三町で徳之島出身者の方々への航空運賃の助成制度が考えられないか、そうした話合いを持ってないか、担当課長に伺いたいと思っております。

#### ○企画課長（中島友記君）

竹山議員の御質問にお答えいたします。

今議員が言われたとおり、この奄振交付金を使いました離島割引については、奄美群島内に居住している方、そして準住民となっております、現在のところですね。

やはり今、現在としてはそういった対象となるような事業というのがなかなか探せていない状況にあります。今後、二地域居住の推進事業とかそういったものを活用して徳之島に住んでいただく二地域を居住とする施策の案の中で、準住民として登録が可能ではないかというところが可能性があるのではないかと思いますので、そこについてまた県と連携して、今ちょうど空き家対策等も進めていますので、空き家対策と二地域居住の計画とかを策定して、今後そういった住民への準住民登録とかいうところにつながるような事業を検討してまいりたいと思います。

以上です。

#### ○5番（竹山成浩君）

ありがとうございます。

今、徳之島空港利用促進協議会という組織があると聞いていますが、そうした三町のテーブルに上げていただいて、また考えてみてはどうかなと考えるところでございます。

#### ○企画課長（中島友記君）

お答えいたします。

三町の空港利用促進協議会が設置されておりますが、その中でも今後またこういった郷土会、本土出身者二世、三世のこういった対策についても協議をしたいと思います。

そして、次の質問のところでお答えしようかと思ったんですが、来週18日、三町の企画課、あと観光課の部局を集めて、まず担当課長、担当者レベルでのそういった協議会を空港促進利用協議会と別なんですけど、まず1回目の協議を実施する予定で声かけをしているところです。

以上です。

#### ○5番（竹山成浩君）

中身的にはあれなんですけど、一番は財源の確保ということで、大変なことだと、ハードルが高いなと考えるところでありますが、多くの人に島に来ていただくことがまたメリットにつながり、プラス面になり、来島者が増えることにより経済効果も期待できます。様々な費用対効果を考慮して、資産検討をいただければと認識するところであります。

その件に関して、高岡町長はどのように考えているか見解をお聞きしたいと思います。

#### ○町長（高岡秀規君）

お答えします。

これはもうずっと前からこういう要望等がございまして、今回の奄振についても要望しているところですが、なかなか条件不利性の事業でありますので、島外の方たちにはなかなか軽減措置が受けられない状況であります。

しかしながら、地元の出身者でありますとか、二拠点の居住者についての準住民ということでのものであれば可能ではないかなというふうに思います。有人国境離島では年間30日、二拠点居住者ということで登録をされて離島割が効きます。しかしながら、ここは壱岐なんですよ。壱岐というのは直行便があるわけですよ、だから安いんです。だけど徳之島となりますと、東京から鹿児島、鹿児島から徳之島は安くなりますが、東京から鹿児島は当然安くはなりませんね。それはLCC等を使って安い低廉価格で移動は可能になるかとは思いますが。

今後、私が重要だと思っているのが、今まで団体旅行での割引がありましたけど、今団体旅行がないわけですね。つまりは75日以上の前予約があれば、2分の1の半分ぐらいの往復で5万ぐらいで来れるという話でした。

それが名前は変えられないわけです。1人応募したら、その人しか乗れないわけですね。ということから非常にネックになっていますので、今、航空会社に申入れしているのが、75日以上で誰が乗っても構わない、この席を購入するということできないかということ、今後は今要望もしていますし、しっかりとペーパーで要望していきたいなというふうに思っております。

そしてまた、今後の準住民の施策については、総務省でも登録制度等が準備しており、そしてまたそれを事業拡大しようとしておりますので、様々な補助事業が恐らく出てくるだろうというふうに思います。ただ、それが航空運賃の旅費には出ません。そこは我々がしっかりと工夫をしながら、交流人口を増やすことによって直行便もつながるし、我々が努力するということが今は重要じゃないかなというふうに思いますので、今後あらゆる視点から要望活動はしていきたいというふうに思います。

#### ○5番（竹山成浩君）

今、課長、町長からもありました二地域居住ということで、それがまた準住民制度につながるような形ができたかと考えるとこころであります。ありがとうございます。

町長も先ほどおっしゃいましたけど、直行便に関しての質問に入りたいと思いますけど、これも非常にハードルは高いと思います。

最後の質問です。以前も直行便に関して質問させていただきました。今回も改めて質問に上げさせていただきました。

というのも、本土で活躍されておられる、一生懸命頑張っておられる郷土会の皆様の直行便に対する熱い思いをお聞きすることで、私たち徳之島の住民も、徳之島全島が心一つに直行便開設へ向けて機運醸成を図っていかねばならないと認識しているところであります。

中島課長も、この熱い思いを实际感じたことだと思われませんが、その件に関して見解をまた伺いたいと思います。

#### ○企画課長（中島友記君）

お答えいたします。

先月5月12日に関西の郷土会の方々のお声かけによって、神戸空港を活用した直行便の要望に神戸市役所を訪問いたしました。その際は天城町の副町長、あと空港利用促進協議会の事務局の天城町の商工水産観光課長、私と徳之島から3名伺いまして、神戸市役所港湾局の空港担当局長、そして関西エアポート株式会社神戸空港本部長と今後の取組について、どういったところからスタートしていったらいいかというような相談から御相談させていただいたところです。

そこで、やはり郷土会の皆様はやっぱりすばらしく直行便の誘致を図るために郷土会としてもお墓参りツアーだとか、島の行事に合わせて帰省をするようなツアーを独自でもちょっと郷土会に呼びかけて努力していくというお話もありました。

それを受けまして、私たちもやっぱり三町で取り組んでいくべきことだということで、まず三町の取組としてどのように前向きに検討を進めていくかという会を来週の18日に、まず第1回目として開きたいと考えております。

それで、また県の交通政策課で徳之島へのLCC就航検討会というものを令和5年度から実施しているんですが、なかなかそこでは宿泊のキャパ数だとか結構課題に上げられる点多々あるんですが、まずは18日の会議から前向きに進めていく方向で考えております。

以上です。

#### ○5番（竹山成浩君）

ありがとうございます。

徳之島三町の考えは一緒だと思います。ぜひ足並みをそろえて、まだ思うような方向性は見つからないと思いますが、何万人とおられる郷土出身者の皆様と徳之島三町が一丸となって前進、前に進むことを期待しています。

最後に、高岡町長の見解もお願いしたいと思います。

#### ○町長（高岡秀規君）

思いは郷土会の皆さん、そしてまた徳之島三町の住民の方も直行便というのは待ち望んでいますが、ただ、署名は多分集まるとは思いますし、その要望はできます。

しかしながら航空会社は民間ですので、やはり搭乗率というものがないと恐らく飛んではくれないんじゃないかなというふうに思っております。現在のJACの運営状況を見ますと、搭乗率70%でも赤字だという話が出ておりますから、以前は50%ちょっとであれば大体損益分出たんですが、非常にコストがかかっているなということも今感じているところです。

そしてまた、我々が要望したからといってなかなかないので、例えばホテルとかのキャパが必要だという、それは僕は理由にならないと思っております。需要が増えれば恐らく民間の投資は進みますから、ホテルに宿泊の室がないから、なかなかそういった直行便はできないという理由じゃなくて、やはり搭乗率が上がったときに宿泊が少なくなって、宿泊施設ができる

という流れのほうが現実的かなというふうに思っておりますので、まず搭乗率をいかに増やしていくかということが我々は要望するだけではなくて、三町まとまった自治体が努力することが必要最小限必要だなというふうに思っておりますので。

今後も交流人口をいかに増やしていくか、まず目指すは搭乗率50%、それも大体F D Aの飛行機が七十五、六人乗りですので、1日40人から50人、東京また大阪等に行くような努力をしていかなければいけないかなというふうに感じています。

○5番（竹山成浩君）

ありがとうございました。乗り越えられないハードルはないと信じています。ぜひまた一緒になって、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、竹山の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。13時30分より再開いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時30分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、勇元勝雄議員の一般質問を許可します。

○8番（勇元勝雄君）

皆様、こんにちは。

昼の眠たい時間ですけど、答弁によっては長くなるか分かりません。また、なるべく短くやっていきたいと思ひます。

過去11年間、今度で12年目に入りますけど、子供医療費44回質問しました。もう、このしつこさには町長も嫌になっていると思ひますけど、あと3回で議員としての職務を今期は終わります。それまで辛抱して、また聞いてもらいたいと思ひます。

我々議員は、町民の公僕でございます。町民の意見を聞いて議会に上げるのが仕事、また執行部のほうに上げてやるのが仕事だと私は思ひています。町民目線の政治を目指し、あと9か月間頑張っていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

まず1番目に、子供医療費について。

国、県、郡の町村会の会合で子供医療費の無償化について話題はなかったのか。町村会のほうで要望しようとか、そういう話はなかったのかお伺ひいたします。

○町長（高岡秀規君）

お答えいたします。

町村会のほう、また全国の町村会のほうではお話をしております。当初は保育料の無料化に

についても、県、国がしっかりと対策するべきだということできずと要望してまいりましたし、今回の給食費、そしてまた医療費の無料化についても、国、県等がしっかりと対策を打つべきだということできずと要望しているところであります。

また、特に全国の町村会のほうでは東京都が、非常に財政が豊かなところが無償化をしてしまうと、人口の流入、そして地域から首都圏のほうに流れるのではないかという懸念から、地域手当も含め無料化については全国一律にするべきだということできずと要望をしているところであります。

#### ○8番（勇元勝雄君）

実際、現在全国でも九十七、八%の市町村が無料化しています。東京都は財政が豊かでございますから、ほかの市町村に先んじていろいろ施策をやっていますけど、それに対して財政が厳しい市町村はなかなかできないわけです。そういう点も踏まえて町村会、町長は全国町村会副会長になっていますので、そういう会合がいろいろあるときはなるべく、なるべくじゃなくて絶対そういう無償化を要望してもらいたいと思います。

2番目の県下の市町村で子供医療費無償化を実施できていないのは徳之島町だけですが、町長は現状どのように考えているかお伺いいたします。

#### ○町長（高岡秀規君）

お答えいたします。

少し視点がやはり違うなという言葉が、実施できていないのはじゃなくて、実施していないのは徳之島町という私は認識しております。この言葉の違いは、やはり視点が違うなというふうに今感じているところであります。県下で徳之島町のみというお話ですけども、医療費等々については国の助成金等々医療費の問題等がございますので、しっかりと国が各市町村に格差がないような施策を打つべきだということと。

あと保険税が、国保についての保険税が県内で一律になるということが、令和12年頃からの計画ではなかったのかなというふうに思いますので、それについても医療のサービスについては一律にするべきだというふうに考えております。

そしてまた、町がやるべきことというのはやはり健康づくりであるとか、教育環境であるとか、子供たちの教育環境であるとか、健康づくりにしっかりと予算を費やすべきだというふうに考えております。

#### ○8番（勇元勝雄君）

この問題は、もう町長と私の意見は平行線です。

2番目の入札について。

現在指名は、指名基準に沿って実施されているのかお伺いいたします。

#### ○総務課長（村上和代君）

勇元議員の御質問にお答えいたします。

指名競争入札における指名業者の選定は、公平性、透明性、競争性を確保することを基本方針として、規定に基づき選定を行っております。

また、事業の規模や特性、工期の制約、地域の実情を考慮し、適切な業者を指名することを心がけております。

具体的な選定基準につきましては、入札参加資格を満たしていること、業務委託場所の地域性、対象工事や業務に必要な技術的能力、施工実績を有していること。過去の実績や工事の経験、経営の安定性、信頼性などを考慮した上で、全体的に総合的に判断して指名を行っております。

○8番（勇元勝雄君）

実際、従業員がほとんどいない業者とか、そういう業者もあります。地域性と総務課長言いましたけど、現在町の工事で北部地区、それ以外の地区ではどのような現状になっているんでしょうか。工事量ですね。

○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

北部地区の工事につきましては、令和6年度で16件の工事を発注しております。

○8番（勇元勝雄君）

今年の分です、7年度分ですよ。いろいろ役場の資料を見たら、ほとんど北部地区の仕事は少ないですよ。実際、建設課の仕事を見ても下水道も亀津、道路関係でもほとんどもう亀津ですよ。そういった橋梁関係はある程度、北部地区にはあるみたいなんですけど。そうして水道課の老朽管の更新、これも恐らくそれはまだ分かりませんが、非常に北部地区の業者仕事が少ないと思うんですよ。そういう点も勘案して地域性、ある程度考えなきゃいけないと思うんですけど。

今後、地域性よりも結局指名の、こうして指名状況を見ても特定の業者が指名に物すごく入っている、入らない業者は全然入らない。これが指名委員長が言う公平性とは私はとても思えないんですよ。

実際、建築でも1者、北部地区の業者がいますよね。建設課長、分かっていますか。

○建設課長（作城なおみ君）

建築のほうでは3者、北部地区の業者さんがいらっしゃいます。

○8番（勇元勝雄君）

その3者というのは、金見にも1者ありますよね。その業者、指名入っているんですか。

○建設課長（作城なおみ君）

金見地区の業者さんにつきましては、令和6年度は指名には入っておりません。

## ○8番（勇元勝雄君）

役場からもらった資料では、金見の業者も指名願を出しているという資料なんですよね。こうして指名願を出して役場の資料にあるわけですから、なぜ指名に入れないのか。建設課としては指名願を受け付ける場所ですよね。指名委員長はもっと各課の課長に指名委員、そういうのをびしっと見て指名しなければ、ここに5番目に載っていますよ。過去何年か全然指名に入っていないわけです。7年度はどうなっているかまだ分かりませんが、なぜ指名に入れなかったのか非常に疑問に思うんですよね。

指名委員長、今後もっと各課の指名委員にそういうのをびしっと書類を見て指名を入れなければ、いろいろ疑問に思うんですよ。ただでさえ北部のほうは業者が少ないのに、指名願を出して指名を入れないというのは非常に疑問に思うんですよね。

また、電気にしてもそうですよ。電気と管と許可を取っている業者、管工事は5者か6者ありますよね。それをわざわざ管に入れて電気に入れない。実際電気のほうは町内業者は4者しかいないわけですから、そういう点も踏まえて指名を組んで込まなければいろいろ疑惑を思うわけです。それが疑惑で終わったらいいんですけど。

一番問題なのは、この間もう入札執行調書を見ても、建設課の仕事ほとんどメンバーが決まっているんですよね。北部地区の仕事は北部地区の業者も入っていますけど、10何者かそのメンバーがくるくる回っているような感じで指名を組んでいるような状況に、私は見られるんですよ。それに対していろいろ電話をもらったりするわけですよね。

指名を組む場合は、疑惑を持たれないような指名を組まなければ。そして下久志の業者も全然指名が入らない。それは業者が指名を入れなくていいという話があったとか、そういう答弁がありましたけど、指名願を出して指名してくださいというのに、恐らく業者がそういうことを言うはずはないと私は思うんですよね。亀津にも1者、全然指名が入らない業者がいる。亀津は2者ですかね。

そういう疑惑を持たれるような指名の組み方をしないで、公務員として疑惑を持たれないような仕事をしなければ公務員の資格はないと思うんです。ぱっと、この指名の回数を見ても特定の業者、何十件入っているのに全然指名に入らない、2件、3件しか入らない。そのような状態が公平で公正な指名を組んでいる、これが公平・公正だったら、指名委員会要らないですよ。

2番目の各業者指名の回数が大きく違うのはなぜでしょうか。

## ○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

実績経験、手持ち工事、工事場所など総合的な判断の結果、回数の差が生じていると思われます。

## ○8番（勇元勝雄君）

業者はほとんど手持ち工事じゃないですよ。実績とか実力とか考えたら、なぜもうちょっと業者というのはほとんど免許をもって登録を行って、1億でも2億でも取れるような業者なんですよね、下請が出せないというだけであって。建設課長が言うように特定業者、4,000万以上になったら特定業者だけを指名組む、それもおかしいんですよ。ただ下請けに4,500万以上は下請けに出さないというだけであって、特定業者という、だから大きい工事に入る、そういう話じゃないんですよ。

だから、もっと手持ち工事を勘案しているという話ですけど、ほとんど今業者というのは手持ち工事はないわけですから。今現在、手持ち工事を持っている業者はほとんど県工事をやっている業者だけであって、町の工事で手持ち工事を持っているのは建設課が入札をした分だけだと私は思うんですね。

誰に言われても、見られても疑惑を持たれないような指名を組まなければ、現在のような指名の組み方、あと3回議会に出ますけど、現在のような指名の組み方をするんだったら毎回また質問しなければいけないと思います。指名の組み方、指名委員長、今後は各課長と話して、この業者が何回指名に入っているか、ある程度把握して、ある程度の平等性を持ってやらなければ。

業者というのは、仕事がもらえるから役場のためにやっているんであって、仕事がなかったら。過去いろいろありました、そういう状態になると私は思うんですよ。

先ほども言いましたけど、3番目の各業種指名に入らない業者がいるのはなぜでしょうか伺いたします。

## ○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

土木工事につきまして、実績、経験、建設業許可種別などの資格、生コン納入採用などの理由で指名回数がゼロとなっている現状であります。

## ○8番（勇元勝雄君）

生コン納入とかそういうの関係ないじゃないですか。指名をしてくださいということで指名願を出しているわけですよ。亀津の南区のほうにも2者、ほとんど指名に入らない業者を1者、指名願を出してから指名に入ったことはないような業者がいますよね。そういうことを分かって指名を組むのが指名委員であって、業者が生コンを入れているから指名を入れなくていい、そういう話じゃないと思うんですよ。指名願を出すということは指名をしてくださいという話ですね。生コンを入れて指名願だけ出して指名は入れませんという、恐らくそういう業者はいないと思うんですよ。

その業者にしても、どれくらいの生コンを入れているか分かりませんが、そういう点も踏

まえてびしっと、指名を入れて仕事を取る、取らないは業者の考えですから。

指名委員長、ゼロ回の業者もいます。そういう点を踏まえて、指名委員長として各課の指名委員に指導してもらいたいと思います。

3番目の副町長の選任について。

副町長が不在になって1年2か月ですか。実際町長は、職員がしっかりしているから副町長はいなくても役場の仕事ができるという話ですけど、まず候補に対しても二、三名いるという話ですけど、町民の間でもなぜ副町長を選任できないのか、それだけの人材がないのか、そういう声が非常に多いんですよ。

まして町村会の会長、郡の会長、県の会長、国の副会長ですね。出張、年間大体3分の1は出張で出ています。あと3分の1は日曜、祭日で、実際役場におる日数は3分の1ぐらいしか実際いないわけですから。前の県の会長も退任ですかね、途中で辞めたか分かりませんが、なかなか自分の村の仕事ができないというようなコメントも出していました。

副町長がないおかげで総務課長は非常に難儀をしていると思います。なぜ副町長を選任しないのか、またいつ頃、選任する予定なのかお伺いいたします。

#### ○町長（高岡秀規君）

時期については、今すぐすぐに結論が出ているわけではありません。私が副町長の選任に当たって一番重要視しているのは、二人三脚で町政を預かれる人間と能力のある人間であります。その中で確かに私は出張が多いと。多いからこそ二人三脚で信頼関係を持てる人材ではないと、なかなか任せることができないということもあります。

そこでしっかりと信用、そして二人三脚できる、また町民に対してもしっかりと理解のできる、特に議会の皆さんには御理解をいただきながら選任をしたいと思いますし、時間が空白がある中で人間の心というものもしっかりとつかめるというふうなこともございます。しっかりと二人三脚でできる人材を任命したいというふうに思っております。

#### ○8番（勇元勝雄君）

実際1年2か月ぐらいですね、副町長不在で総務課長が一生懸命頑張っています。私は、総務課長だったら町長と二人三脚で一緒にできるんじゃないかと思います。そういう点も考慮してやってもらいたいと思います。

4番目の町政についてです。

避難訓練、ボランティア清掃への職員の参加状況をお伺いいたします。

#### ○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

毎回このボランティア清掃のことについても御質問いただいているところでございますが、各地区で行われている今回避難訓練、亀徳地区と東区ですかね参加人数ですが、6名と本当に

少ない人数でございました。

また、5月18日に行われました我が町ふるさと一斉清掃への参加人数は85名となっております。

この日に結構スポーツ少年団の大会や遠征で、また日によっては各課の行事と重なることも多くありますので、これにより参加人数が少ない日もございます。総務課といたしましては、職員のほうにはボランティア清掃には参加するよという声かけは行っているところでございます。

#### ○8番（勇元勝雄君）

こうして何回か議会のほうで取り上げました。課長の皆さんは全部聞いているわけですよね。自分の課へ行って、そういう話がありましたよということを課の職員に伝えたことがある課長は、ちょっと手を挙げてもらいたいと思います。

大多数が課の職員へ伝えているわけですよね。それでも出ないということは公僕としての資格は私はないと思うんですよ。役場職員は役場の仕事だけじゃない。仕事は誰でもできるわけですから、役場の仕事は。民間の方がボランティア出ているのに役場職員が出ない。実際7時から9時までという時間帯ですけど、時間いっぱいやりなさいという話じゃないんですよね、顔出しして、こうこうですからという理由を言って、早く帰ってもいいわけですから。そういう点を踏まえて、町長のほうからきちっと職員のほうに伝えてもらいたいと思います。

そして、この間、亀徳のほうで避難訓練がありました。亀徳のほうに在住している会計年度、職員で大体45名います。そのうちの6名しか出ないんですよね。何のための役場職員か、緊急時に住民を誘導するのが役場職員の仕事であって、私たちは高台に住んでいるから出なくていい、そういう考えじゃいけないと思うんですよ。

そういう点も踏まえて、仕事があるときは仕事がありますから今日は参加できません。そういう連絡を駐在のほうに連絡してもらって、休んだら別に住民の方も役場職員はという話はないと思うんですよ。そういうことも町長のほうから職員の方に厳しく指導してもらいたいと思います。

今現在、北部振興室のほうはどのようになっているのでしょうか。

#### ○花徳支所長（尚 康典君）

勇元議員の御質問についてお答えいたします。

今、花徳支所では現在、北部振興といたしまして東天城祭りと北部創生推進委員会を行っております。

東天城祭りは、北部3校区の持ち回りで自由にやっておりますが、今年度は花徳校区が担当ということで、7月27日日曜日に道の駅とくのしまで開催する予定でございます。

また、北部創生推進委員会は、今年度が委員の改選であり、各種各委員の御協力をもらいな

がら北部地区の活性化について協議していきたいと思っております。

○8番（勇元勝雄君）

ここに質問に書いてありますよね。北部振興室の現状を伺いますということで、現状はどうなっているか。

○花徳支所長（尚 康典君）

すみません、勇元議員、お答えいたします。

ただいま言った北部振興室は、昨年度までは一応職員が3名いたんですけど、そのうちの2名が異動しまして、北部振興の係は今1名となっております。

そして、また花徳支所全体でも、こっち側の北部振興室じゃないほうのほうも、一応1人減となりましたので、今まで北部振興の担当していた職員もこちらの手前のほうの一般住民サービスの事務事業のほうに従事していただいてやっておりますので、北部振興室自体の中には職員は常時はいない形となっております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

北部振興室は何のためにつくったんでしょうか、町長、お伺いします。

○町長（高岡秀規君）

今回は道の駅、また世界遺産センター等々の課題がありましたので、人数を配置したわけがございます。これは世界遺産センターを誘致するにあたり、地域が盛り上げる道の駅というものの建設が必須条件だったということです。予算関係もしっかりと取らなきゃいけないということがございました。

今後の北部振興については、北部振興のみならず徳之島町全体での北部振興というものを考える視点を設けなければいけないということです。そして今、支所長のほうからお話がありましたけども、1人になったということで今窓口にいると。しかしながら、1人になってもその窓口の人たちが北部振興についても考えなくていいわけではありません。効率的、そしてまたみんなで考えるとなると、自分の仕事以外のことでも役場の職員として北部振興については考えるということが私は必要だろうというふうに思います。

仕事をこれからここまで、ここからここまでと言いますと、人数何人いても足りません。よって、この効率化、そしてまた本来の振興を語るのであれば、支所全体で考える。そしてまた、さらには徳之島町全体の役場の職員全てが北部振興について一緒になって考えるという体制が必要だろうというふうに思いますし、そのものの考え方が必要だと思います。

今後、北部振興の委員の会については、北部振興から来る徳之島町全体の振興、そしてまたさらには、伊仙、天城も含めた徳之島全体の振興についてもしっかりと提案力を持つような花徳の支所の在り方というものが、今回構築していただければありがたいなというふうに思っ

います。

○8番（勇元勝雄君）

今、町長がいろいろ言いましたけど、支所長はどういう考えでしょうか。

○花徳支所長（尚 康典君）

今、町長からもございましたが、実際そのまま北部振興室がなくなったからといって北部振興をしなくていいというわけではありませんし、実際今いる支所の職員全体で、また北部の振興を考えていきたいと考えております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

何でも安易に私は、道の駅ができるから、遺産センターができるから、そういう話じゃないと思うんですよね。

それと、空き家対策にしてもそうですよね。北部地区だけやって、その結果はどのような結果になったのか分かりません。また去年から、企画のほうで空き家対策をやっています。

本庁で考えるにしても、企画は企画である程度、北部振興を考える担当を1人置いておかなければ私は駄目だと思うんですよ。これは私の担当じゃない、そういう安易な考えが出ると私は思うんですよね。

そういう点も踏まえて、企画課長、一番は企画課長ですよね。北部の振興のためにまた職員を、ある程度兼務でもできるような職員を置いてもらいたいと思います。これは要望です。

事業検証はされているのでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

総務課におきましては、町の補助金等の必要性、効果等の評価について検証を行っております。

検証内容といたしましては、補助金の事務や管理方法、目的や効果、改善策等の検討、町民ニーズなどへの対応としての有効性などを基本に事業内容への指導、助言や補助金額の見直しを行っております。

委託事業につきましては、事業の性質にもよりますが、職員や関係機関による検査、完成物や目的物の公表など様々な形で確認、検証を行っております。

以上でございます。事業につきましては、また企画課のほうから答弁させていただきます。

○企画課長（中島友記君）

お答えします。

各種事業については、実施後の検証評価を行い、次年度以降の改善や見直しをして次に生かしていくことが重要であると認識しております。

本町におきましても、各事業の実施に当たっては、徳之島町第6次総合計画や施政方針等に基づき実施しているところであり、実施後には各所管において成果の検証を行っているところですが、具体的な数値を基に検証評価ができてない事業等もあると認識しております。

今年度につきましては、実施後の振り返り等を行い、実績データの分析などを通して事業の評価を行うなど、事業の性質や規模に応じて適切な評価方法を取り入れてまいりたいと考えております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

前、こういう冊子をもらったことがあるんですよ。平成29年度徳之島町施策等効果検証結果について。こういう冊子はできているんでしょうか。

○企画課長（中島友記君）

お答えします。

以前、地方創生の事業をしていた際の評価委員会の資料ではないかと思われませんが、地方創生の実施事業が昨年実施いたしましたデジタル田園都市国家構想の企画課で実施しました、1事業となっております、それについては、県、国への事業報告等の中で評価を実施して報告しているところでもあります。

また、そういった各種事業の評価委員会の立ち上げが必要であるとは認識しておりまして、今、奄美市のほうとかから、そういった事業評価の組織等の参考になるものをいろいろと教示いただいているところでございます。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

実際、前にも言ったことがあるんですけど、国の補助事業、県の補助事業に対しても、事業検証しなければ効果が分からないわけですよ。簡単な書類でもいいですから、我々議員のほうにもそういう書類を渡して、こういう効果がありましたということをやらなければ、予算が出て予算は通したけど、この結果はどうなったのか、そういう検証ができないんですよ、議員のほうでも。

前も質問しましたが、前の視点とちょっと違いますけど、現在保育士は何名いるんでしょうか。

○議長（行沢弘栄君）

勇元議員、ちょっと飛んでしまいましたんで、後で報告させます。

○8番（勇元勝雄君）

今現在、役場のほうで係長、課長補佐は何名ぐらいいるんでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

課長と課長補佐でしたかね。係長ですか。課長補佐が29名です。係長がすみません、今ちょっと。係長が29名です。

#### ○8番（勇元勝雄君）

勝前町長時代、各課1課長補佐にするという総務課長の意見がありました。実際、役付にしたら給料が上がるわけですよ、1号アップで。実際、課長補佐が29名も必要か、私、非常に疑問に思うんですよ。財政的に厳しい中、1号アップ、それがずっと定年まで続くわけですよ。財政面も考えているんですが、ある程度、私は減らすべきじゃないかと思います。これは要望です。

現在、あちこち職員の出向がありますけど、どのような考えで出向しているのかお伺いいたします。

#### ○町長（高岡秀規君）

出向につきましては、やはり徳之島町内だけの仕事ではなくて、例えば鹿児島県の離島振興課、市町村課、そして今隣の県の総務課ですかね。そしてまた、国への国交省、そして奄美事務所等々に出向を今しておりますけども、やはり視点を変えるということと、そして数多くの情報、そしてまた数多くの成功事例などをしっかりと学ぶということと、ほかには人間関係でありますとか、あと人脈を築くということのやっぱり人間力、そしてまた提案力、事務能力等々、やはりスキルアップするためには出向という方法も一つではないかなということで、今出向をさせているところであります。

#### ○8番（勇元勝雄君）

出向して仕事を覚える、また人脈をつくるというのは大事ですけど、出向して帰ってきたら関係のない課にやるとか、そういうことも多々ありました。隣の福祉事務所に行って出向して帰ってきたら、ほかの課に回ったとか。出向した仕事が生きるような異動の仕方をしてもらいたいと思います。

また現在、役場のほうは土木にしても建築にしても、建築はちょっと難しいと思うんですけど、土木のほうは前は土木のほう、また土地改良のほうに農地整備課ですか出向して、そこで技術を覚えてきて技術員になった職員が何名かいます。実際、現在役場が技術職を募集してもなかなか集まらないような状態ですから、そういうことをして県のほうで技術を覚えて帰ってきて技術職をする、そういうことをしなければ土木にしても建築にしても、ほとんど民間のほうで給料がいいから民間のほうがいいと、そういう方もいます。そういう点を踏まえて、ある程度県のほうにお願いして技術を覚えてもらうようなこともやってもらいたいと思います。

また、これも何回か言いましたけど、鹿児島県だけじゃなくて南のほう、これは2回か3回行っています。そういう点も踏まえて、奄美市が沖縄のほう何名か行っています。そういう点

も踏まえて、やっぱりこれから南に目を向けなければいけないと思いますので、沖縄県のほうにも出向、希望する方がいましたらするような体制を取ってもらいたいと思います。

7番目、クロウサギのロードキル対策をお伺いします。

#### ○おもてなし観光課長（吉田広和君）

勇元議員の御質問にお答えします。

本町では、これまでクロウサギの生息が多く見られる尾母旭ヶ丘轟木線などを重点的にロードキル防止のためのアマミノクロウサギの夜行看板、反射材を使ったポールやガードレール用のマグネット、減速帯の設置、またイオン財団の協力の下、侵入防止柵を設置しています。

また、観光客向けに交通事故防止普及啓発パネルを役場入り口、亀徳新港ロビー、道の駅内、空港手荷物受取所に設置しています。

それと、配布用に希少種事故防止普及啓発マグネットをSNS上に呼びかけて来られた方に配布しています。

以上です。

#### ○8番（勇元勝雄君）

この間のテレビを見ていたら、奄美市かな、あそこでロードキルで死亡したクロウサギ何匹とかいう看板が出ていましたよね。ああいうのも効果があるんじゃないかと思うんですよね、これだけの。実際徳之島で、この間新聞で見たら40匹ぐらいです。そういうのをロードキル、ただそれだけじゃなくて、何匹ぐらい死んでいるとかそういう看板はできないか、またやってもらいたいと思う、この要望で。

現在、8番目の警察署跡、あれはどのような処分をするのでしょうか。

#### ○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

旧警察署合同会館ですが、現在コンクリートの爆裂や雨漏りの影響により施設の老朽化が進行している現状であります。町に移管しても既に30年以上が経過しておりまして、その間にも屋上の防水や雨漏り等の補修をしまいましたが、爆裂につきましても修繕見積りを依頼した経緯もございます。多額の予算が伴うこと、また昭和38年頃の建物ということもあり、施設の維持補修が困難な状況にありますので、今後につきましては、アスベスト検査を実施した上で財政事情を考慮しながら解体に向けて検討をしまいたいと考えております。

#### ○8番（勇元勝雄君）

この間、たまたま中区の人と会ったんですよね。そうしたら中区の方が行事をする場所がないという話なんです。今までは第三の居場所つくってある場所でいろいろ行事をやったらしいんですけど、警察署の跡を解体して利用ができたらいいなという話がありました。

解体するにしても、なるべく早く解体したほうが単価的にも安いと思うんです。置いたら置

いておだけ単価が上がって、金がかかると思うんですよね。恐らくあの建物は解体しなければいけないような状態ですから、なるべく早く解体をして、中区の皆さんに行事に使うための敷地を提供とは言わないんですけど、使用させてもらえるような状態にしてもらいたいと思います。

9番目の町の施設のLED化率をお伺いいたします。

#### ○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

私のほうでは総務課にて管轄している施設についてお答えいたします。

庁舎、この本庁舎ですが、本庁舎につきましては100%、花徳支所のほうも100%、海側のほうの以前ありました増築等につきましては66.6%となっております。

あと、それぞれの課で答弁させていただきます。

#### ○企画課長（中島友記君）

お答えします。

企画課では今、道の駅が100%、そして井之川のラボがステージの1か所しかまだLED化されていないということです。

以上です。

#### ○建設課長（作城なおみ君）

建設課所管施設のLED化率につきましては、徳之島トンネルは50%、町営住宅につきましては27%、浄化センターにつきましては、前処理施設のみのLED化、ちょっと率のほうが出ませんが、クリーンセンター下久志につきましてはゼロ%。

今後各施設において照明器具交換のタイミングでLED化を図りたいと考えております。

#### ○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

美農里館についてはLED化はゼロ%です。今後、総務と予算の折衝をしながらLED化に向けて検討していきたいと思っています。

以上です。

#### ○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

おもてなし観光課のほうではトイレ等ありますので、そちらについてはゼロ%になりますので、今後設置していけるように努めたいと思います。

以上です。

#### ○農林水産課長（廣 智和君）

お答えします。

農林水産課が所管しています施設ですが、母間加工センターが27.3%、営農支援センター、前花徳の管理施設ですが12.7%、轟木の6次産業化施設ですが、こちらは新しい施設のため100%のLED化率になっております。

以上です。

#### ○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

学校教育課では、東天城中学校の校舎についてはLED化となっておりますが、その他の学校については普通教室はLED化を行いました。

また、体育館や特別教室、廊下、トイレなどについてはLED化を行われておりません。

また、今年度、各学校に教室等のLED化調査を行ったので、調査を基にLED化に向けて取り組んでいきたいと思っております。

また、現在の蛍光灯は故障した際にはLED化に取り換えております。

以上です。

#### ○社会教育課長（安田 誠君）

お答えいたします。

社会教育課で管理している施設にてお答えします。

学習センターについてですが、学習センターは1階と3階のロビー、1階事務所、2階ロビーがLED化となっております。文化会館についてはホール1階の大きい客用トイレ、2階以外はLED化となっております。体育センターについては、運動場用バレーコート3面がLED化となっております。運動公園につきましては、テニスコートの半面のみLED化となっております。

以上です。

#### ○住民生活課長（大山寛樹君）

お答えします。

住民生活課で管理している施設は、中区生活館、亀徳地区振興センター、花徳生活館で、LED率化は、中区生活館が64%、亀徳地区振興センターが約3%、花徳生活館が96%となっております。

以上です。

#### ○健康増進課長（吉田 忍君）

健康増進課におきましては、保健センターでございます。LED化につきましては85%となっております。

#### ○水道課長（奥村和生君）

お答えします。

水道施設については、14施設のうち10の施設がLED化されています。LED化率は71%となっています。

○介護福祉課長（福田博文君）

お答えいたします。

介護福祉課の管轄である母間保育所につきましては、LED化率が約27%、尾母へき地保育所がゼロ%、井之川へき地保育所がゼロ%、地域福祉センターが約11%、徳和瀬福祉館が約52%、池間福祉館が約8%、手々福祉館がゼロ%となっております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

令和7年度ですかね、蛍光灯の製造が中止になります。それに向けて一番は財源的に持っているのは総務のほうですから、ある程度年度別に計画を立ててLED化に向けて頑張ってもらいたいと思います。

○議長（行沢弘栄君）

勇元議員、しばらく休憩します。14時45分から再開いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時45分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○8番（勇元勝雄君）

一つ、4番目忘れていました。徳之島町行政改革大綱がいつ改定されたのかお伺いいたします。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

徳之島町行政改革大綱は、平成28年度に改定を行っております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

平成28年度から令和4年度となっておりますよね。この間もらった分では、平成28年から令和7年度まで、これは中身を見たら一言一句一緒ですけど。こういう大事なあれですから、委員会をつくって行政改革大綱をつくってもらいたいと思います。ただ年度が違うだけであって、一言一句一緒です。

10番目の水道の老朽管の更新計画はできているのかお伺いいたします。

○水道課長（奥村和生君）

お答えします。

老朽管の更新につきましては、水道事業の安全性、持続性を確保する上で極めて重要な課題であると認識しています。現時点では、老朽管更新計画は作成されておりませんが、今年度中の策定を目指して調査検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

老朽管の更新、大事な仕事です。計画書がなかったら毎年、毎年、どこやろうかという事態になると思いますので、ぜひ計画書に沿って事業をやってもらいたいと思います。

11番目、金見崎ソテツトンネルの駐車場、前の議会でも質問しましたが、どのような進捗状況でしょうかお伺いします。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

勇元議員の御質問にお答えします。

金見の駐車場については、土地の相続人の方に連絡を取り駐車場計画について説明をしています。その際、相続人の方からその場所を確認したいということでした。その後、連絡がないので、こちらから連絡を取って同意を得られるように進めていきたいと思っています。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

大変だと思いますけど、一生懸命頑張ってもらいたいと思います。何回か質問しましたが公用車の集中管理、現在公用車の駐車場を見たら3分の1はほとんど動いていないですよ。同じ車が止まっているということじゃないんですけど動いていない車が多い。町民の皆さんも、ほとんど動いていないのに何であんだけの公用車がいるのかという話も聞きます。集中管理はできないのかお伺いいたします。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

前回は御質問いただきましたが、公用車の集中管理につきましては、各課の使用頻度を踏まえながら総務課へ所管変更できるものにつきましては随時行っております。新規取得につきまして、また総務課のほうで予算化し、所管替えをしております。

今後も公用車の適切な使用及び台数の削減に努めてまいりたいと思います。

○8番（勇元勝雄君）

これから財政もだんだんと厳しくなってきますので、経費を切り詰めてやるような状態に持って行ってもらいたいと思います。

13番目の給食センターの移転場所は決まったのか、どのような基準で選定するのかお伺いいたします。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

学校給食センターの建設地ですが、建設推進委員会をこれまで8回開催し、建設推進委員会にて候補地を決定いたしました。

候補地の選定ですが、配送については、町内の全ての幼稚園、小中学校において調理後2時間以内に給食可能な配送計画が立てられること。

また、建設委員会において、委員から尾母から手々まで配送するのにどちらかに偏りが無い場所にすべきであると。

また、敷地形状、規模につきましては、敷地の規模については現在給食センターでは約1,200食を作っております。新しい給食センターでの給食を提供するに1,200と仮定した場合、給食センターの敷地面積は同種類似事例によりますと延べ面積1,200平米と想定されております。敷地面積は建物の面積の約3倍が理想とされておりますので、約3,600平米以上が必要となります。

次に、立地に関する条件ですけれども、亀徳新港へ週二、三回物資を取りに行っております。亀徳新港から車で約10分以内、距離にして約3.5キロの場所が望ましいと思います。その後、物資の研修とかもごさいます。

また、防災面から高台の設置ということがございました。

以上の条件や委員からの意見を聞きながら候補地を選定いたしました。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

差し支えなかったら、その場所はどこですか。

○学校教育課長（太 稔君）

現在、候補地となっておりますのは総合運動公園近くの敷地となっております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

あそこの場合は、水道もまた新たに配管しなければいけないわけですね。

また、県道からの距離的にもちょっと遠い。

なるべくなら、それは決定したということであれですけど、場所的にはあそこはもう、前もそういう話を聞いたんですけど、それはそれで選定委員会が選定したことですから、しようがないと思うんですけど、場所的には私は、あそこは給食センターの場所としては不向きだと思います。なるべく県道沿いがよかったと思うんですけど。

14番目、亀徳の避難場所に海拔表示板のされていないところが2か所、ハザードマップで見たら海拔25メートルとなっております。港ヶ丘にしても海拔があれば恐らくハザードマップでは20メートルとなっておりますけど、恐らく十七、八メートルしかないんですね。海王寺の辺りが

海拔20メートル、そこから二、三メートル下がっているわけですから。

避難場所としては、もう前からずっと総務のほうにもお願いしています、まともな海拔を表示してもらえないかということ。もし津波が来て、あそこに避難してもし事故があった場合、役場の責任なんですよ。避難する人は、ここは25メートルだから大丈夫ということで避難するわけですからね。そういう点も踏まえて、まともな表示をしなければ、ここは何メートルですよ。恐らく10メートルあるかないかと思うんですよ。あつて、十四、五メートル。

亀徳小学校のほうも今駐車場を造ってありますけど、一般の方はあそこが避難場所という認識でいますから、そういう点をびしっと表示をしなければ、ここは25メートルだから大丈夫ということを考える人が多いと思うんです。標高表示、それ現在の場所でもいいと思うんですけど、ここ何メートルですよということをびしっと表示してもらいたいと思います。

亀徳小学校の体育館、計画書を見たら大規模改修、亀徳小学校の体育館あれは築何年ぐらいたっているんでしょうか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

亀徳小学校の体育館につきましては、昭和49年でできておりますので、約50年以上たっていると思います。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

50年以上たっていますよね。そして今からもし計画をあれして、東中が今年まで、来年から給食センターとした場合、恐らく2年は、早くて1年、かかったら2年ですよ。最短で考えてもあと3年。築54年、そういう体育館を大規模改修してやった場合、大規模改修したらまた次の建て替えとか、そういうのは何年後にできるんでしょうか。

○学校教育課長（太 稔君）

すみません、ちょっと建て替えが、改修した後の何年も使っている、今資料がないので答弁はできません、すみません。

○8番（勇元勝雄君）

前の課長かな聞いたときは、大規模改修したら20年ぐらい動かさないという話でしたけど、今現在の体育館大規模改修でやるほどの価値は確かにはないと思うんですよ、あちこち爆裂でコンクリ落ちて、そういうところを大規模改修してまた、あと20年、最短に考えてもあと25年ぐらいは動かさないという状況になるわけですけど、町長はどのように考えるでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

体育館のみならず校舎にしても、今、昨今、文部科学省等々国の補助金の率が非常に悪いということから、今学校の施設等についての補助率のかさ上げないし対応になる部品等々を要望

しているところですけども、体育館の増築ないし建て替えとなりますと相当な金額が予想されますので、しっかりと町の予算と今後の公共事業を見ながら検討することになるだろうというふうに思います。

○8番（勇元勝雄君）

なるべく大規模改修じゃなくて、建て替えのほうに多く考えてもらいたいと思います。

何回かの16番目の開発基金の台帳、土地の場所の確定ですよ、お願いしていますけど、これは簡単な問題じゃないと思うんですよ。町の財産がどこにあるか分からない、台帳を見たら5町歩ぐらいの土地が、その場所がどこにあるかも分からないというような状態で、金も700万ぐらいですかね、今残っているのが。実際もっと多かったはずなんです。開発基金の土地だから、ただで町がもらっていいというのじゃないと思うんですよ。開発基金が買った土地をまた、これ利子をつけて町が買うわけですから、そのための開発基金ですから。

これは前の答弁では、9月の決算に出すというお話でしたけど、これはどのような状況になっているんでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

土地開発基金につきましては、土地開発基金の台帳、それと場所等を既存の資料に基づいて確認を行い整理をしましてまいりました。令和5年度決算において報告しておりますので、今後も引き続き適正に管理をしましてまいりたいと思います。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

その場所も全部特定されているわけですよ。火葬場の横に今駐車場している場所、あそこも開発基金の土地だと私は思うんですよ。あそこは幾らで売ったか、そういうの分からないですか、町のほうに。

○総務課長（村上和代君）

申し訳ございません。今データは、中身のデータはちょっと持っていませんので、後ほどお伝えしたいと思います。

○8番（勇元勝雄君）

17番目、海王寺から松田解体までの事業の進捗状況をお伺いいたします。

○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

亀徳井之川線の事業につきましては、令和6年度に海王寺から松田解体までの測量及び設計を実施しており、測量のほうは3月に完了しまして、設計のほうを繰り越しして進めています。設計が完了次第、今年度中に用地測量を入れまして、令和8年度に建物保償業務を予定してお

ります。

○8番（勇元勝雄君）

これ海王寺のほうから着工するということでしょうか。

○建設課長（作城なおみ君）

用地測量につきましては、海王寺と向かいの方の用地を測量する形です。海王寺さんのほうとは建物のほうの協議等を進めているところですけど、補償の業務は令和8年度に予定しているということです。

○8番（勇元勝雄君）

現在の道路あれ、幅員何メートルでしょうか。

○建設課長（作城なおみ君）

すみません、確認してお答えします。

○8番（勇元勝雄君）

今ピンのほうが全部打ってありますよね。あれはセンターラインのピンでしょうか。

○建設課長（作城なおみ君）

測量の今ピン打ちされているのは中心線になります。整備予定の道路幅としましては、歩道幅が2.5メートル、車道幅が7メートルで設計をしているところです。

○8番（勇元勝雄君）

歩道が2.5メートル、車道が7メートル。ということは、歩道は山側のほうにつくんでしょうか。

○建設課長（作城なおみ君）

山側のほうから歩道、車道という形になります。

○8番（勇元勝雄君）

そうした場合、3メートル50、海側に用地買収が入るというわけでしょうかね。2.5メートル、今恐らくあれ6メートルぐらいだと思うんですよね。ピンが打たれているのが大体ガッターのほうから50センチぐらいで打たれていますから、恐らく4メートルぐらいは海側に出るという。現在の道路全部使うんですか、それとも幅員の中に、道路の外側に現在の道路が残るとか、そういうことはないわけでしょうか。

○建設課長（作城なおみ君）

先ほど申しました歩道、車道の分は、徳洲会付近の辺りから松田解体あたりまでのきちっと幅が取れる分になります。

海王寺付近につきましては、今海王寺のどこまでの設計ですので、その部分につきましては、歩道は今現状ある歩道の延長でつながっていく形になりますので、そこは歩道2.5、車道7メートルが確保できるという形には現在なっておりません。

○8番（勇元勝雄君）

現在でも非常に危険なんですよ、あそこは。なるべく早く工事に入れるように頑張ってもらいたいと思います。

18番目、備蓄品、非常食と飲料水の配備状況、これは昨日、広田議員も聞いていましたけど、前の答弁で非常食と飲料水、これはもう去年の分は買って備蓄したんでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

はい、勇元議員がおっしゃったとおり昨年度の予算で、備品・食品900セット購入しております。

○8番（勇元勝雄君）

実際、津波来た場合、食料品も恐らく皆無、津波が来た場合は亀徳の倉庫も全部、コンテナも流されますよね。そして亀津の店にしても、ほとんど倉庫は海拔3メートルから3メートル50の地形にあるわけですから、残るのはドラモリぐらいしか残らないわけですよ、備蓄があるのは。

そういう点も踏まえて、ある程度備蓄を考えなければ、そのための備蓄ですから。津波が来た場合、どういう状況になるかというのも考えなければいけないと思います。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。あと議会が任期中3回あります。またいろいろ聞かれると思いますけど、明快な答弁よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（行沢弘栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、6月12日午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 午後 3時08分

# 令和7年第2回徳之島町議会定例会

第3日

令和7年6月12日



令和7年第2回徳之島町議会定例会会議録

令和7年6月12日（木曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第3号）

○開 議

○日程第 1 一般質問

政田 正武 議員

植木 厚吉 議員

松田 太志 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	内 博行 君	2番	政田 正武 君
3番	宮之原 剛 君	4番	植木 厚吉 君
5番	竹山 成浩 君	6番	松田 太志 君
7番	富田 良一 君	8番	勇元 勝雄 君
9番	徳田 進 君	10番	池山 富良 君
11番	是枝 孝太郎 君	12番	広田 勉 君
13番	木原 良治 君	14番	福岡 兵八郎 君
15番	大沢 章宏 君	16番	行沢 弘栄 君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 長 清原 美保子 君 主 査 中野 愛香 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	高岡 秀規 君	教 育 長	福 宏人 君
総務課長	村上 和代 君	企 画 課 長	中島 友記 君
建設課長	作城 なおみ 君	花徳支所長	尚 康典 君
農林水産課長	廣 智和 君	耕 地 課 長	水野 毅 君
地域営業課長	清瀬 博之 君	農委事務局次長	星野 弘仁 君
学校教育課長	太 稔 君	社会教育課長	安田 誠 君
介護福祉課長	福田 博文 君	健康増進課長	吉田 忍 君
おもてなし観光課長	吉田 広和 君	税 務 課 長	新田 良二 君
住民生活課長	大山 寛樹 君	選管事務局長	藤 康裕 君
会計管理者・会計課長	田畑 和也 君	水 道 課 長	奥村 和生 君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（行沢弘栄君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（行沢弘栄君）

日程第1、一般質問を行います。

政田正武議員の一般質問を許可します。

○2番（政田正武君）

おはようございます。

皆様も御覧になっているとは思いますが、6月の広報紙で「『島われんきゃ教育ビジョン』の充実に向けて」と特集が掲載され、4つの事業について、体験し、成長した小・中・高5名の子供たちの熱い思いが書かれていました。語学留学事業では「挑戦することの大切さを感じた」、インターンシップ教育事業では「自分に何が必要か」、沖縄大学院事業では「自然を守ることが必要だ。授業で自然体験があれば愛郷心が生まれる」、遠隔授業では「人と人のつながりが強くなった」と感想を述べております。

町長は以前から「いろんな体験、経験をすることによって、都会に出てもカルチャーショックを受けないような教育が必要だ」とおっしゃっていました。また、この対談の中でも「国際社会と無関係でいられない。リスクがあるからやらないではなく、やってみるというチャレンジこそ大事」と話されております。教育長も「チャレンジ精神を持ち将来を見据えて行動できる子供を育てられるのか。一步踏み出していく必要がある」とおっしゃっております。私も長く役場に勤務しておりましたけれども、これまで教育の分野に関しましてはあまり力を入れていなかったような印象を受けております。高岡町長は教育に関して非常に力を入れておられます。今後もぜひ、多くの島のわれんきゃが様々な体験、経験をし、島の将来を担うグローバルな人材となる教育を推進していただきたいと思っております。

それでは、2番政田正武が2項目について御質問いたします。

初めに、通学路の安全対策についてです。

最近、新聞・テレビなどで全国各地で登下校の際に児童生徒の列に車が突っ込むといった事故が多発しているとの報道があります。本町も通学路に危険な箇所は少なくないと思っておりますが、特に母間の池間入口から小学校付近までの通学路は、幅員が狭く、大型車両が離合する際は非常に危険だと感じますが、児童生徒の安全を確保するためにラバーコーン等の設置はできないかお伺いします。

## ○建設課長（作城なおみ君）

政田議員の御質問にお答えします。

母間校区の通学路について県に確認しましたところ、県、小学校、警察等の関係機関による合同点検で安全対策を検討し、これまでに路肩の着色を行い、歩行者の安全確保に努めていただいております。車道分離のラバーコーン、総称ラバーポールの必要性については、今後、関係機関と協議して検討して下さるということでした。

## ○2番（政田正武君）

今課長からありましたけれども、立体的に見える路面標示、イメージハンプというんですね、それで安全確保に努めていると答弁がありましたけれども、現在その標示も消えかかっている箇所が多くあります。それでは効果はあまりないのではないかと感じているところでございますけれども、また、その標示につきましても過去に1度か2度塗り替えているとは思いますが安価に設置できるのではないかと思いますけれども、県、小学校、警察署、関係機関で合同点検も行っているということですので、皆さん通学路が危険であるということは認識していると思います。子供たちの命を守るために、事故が起こる前に早急に設置できるように町のほうからも強く要望していただきたいと思います。県のほうも、今課長がおっしゃられたように、関係機関と協議して検討していただけるということですので、子供を守る対策をぜひ行っていただきたいと思います。

また、町道の通学路においても危険な箇所が多くあると思います。ですので学校教育課と建設課、連携して点検を行うなど、安全対策をしっかりと行っていただきたいと思います。学校教育課長、どうですか。

## ○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

学校のほうでは、学校の朝の時間や帰りの会、また下校時に注意喚起を行っております。また、教職員やPTA、地域の方々の協力により立哨活動などを行っており、児童生徒の安全を確保していると思います。

また、先ほど建設課長のほうから答弁があったように、危険と思われる通学路に関しましては、関係機関と協議を行って進めていきたいと思います。

以上です。

## ○2番（政田正武君）

ぜひ関係機関協力して子供たちの命を守るために対策を講じていただきたいと思います。

次に、航空・航路の運賃値上げの対策についてですけれども、現在全ての物価において物価が高騰しているわけでございますけれども、先月5月から航空・航路の運賃も値上げされまし

た。今後、この値上げに対する負担軽減などの措置などを行う予定があるのかどうかお伺いします。

○企画課長（中島友記君）

政田議員の御質問についてお答えいたします。

議員が言われたとおり、2025年、本年の5月19日に1万6,850円から2,000円価格が上がります。今現在、離島割引での鹿児島ー徳之島の路線間の料金が1万8,850円となっております。

この対応といたしまして、運賃の値上がりのこの話が出た際には、奄美群島12市町村長、あと鹿児島県、奄美群島広域事務組合から成る奄美群島航空・航路運賃軽減協議会で検討しているところではあります。なかなか現状としては厳しい状況が続いております。

以上です。

○2番（政田正武君）

運賃も値上がりしていますけども、この直近二、三年、五年ぐらいでもいいんですけども、値上がりした額というのはわかりますか。

○企画課長（中島友記君）

すみません。直近3年の価格の料金の値上がりについて調べております。2023年の10月に1,750円、それまでが1万4,050円であったものが1,750円上がりまして1万5,800円。その翌年の8月に1万5,800円から1,050円値上がりしまして1万6,850円。それで先ほど申し上げました本年5月の2,000円の値上がりで現在が1万8,850円。過去3年で4,800円の値上げとなっております。

以上です。

○2番（政田正武君）

3年間で4,800円、5,000円近く上がっているんですけども、この間に軽減措置とかは行われていきますか。

○企画課長（中島友記君）

この価格が上昇したことによって奄振交付金を活用しての軽減については、実施できていないところがあります。というのが、例えば本年もそうなんです。令和7年度の交付金を活用した事業というものは、年度当初で予算の配分が行われて執行の準備体制が12市町村ともできており、それに仮に今回の金額を全額補填した場合には約2億円の予算が増額となります。そうすると現在実施している交付金の活用事業についての実施ができなくなる事業等とかが出てくる可能性があります。なかなか厳しい状況であると考えております。

以上です。

○2番（政田正武君）

今、この負担軽減に対する補填額は2億円かかるということですので、なかなか厳しい状態

と思うんですけども、この運賃軽減協議会において、中でも今回の値上げについても論議とかなされているのかどうか、町長お願いします。

○町長（高岡秀規君）

以前、当初の段階、2023年、2024年にはそういった要望等もありましたが、今回の値上がりについては、航空会社の12市町村への説明がありました。その折には奄振での要望というものの要求はありませんでした。

○2番（政田正武君）

要望とかはなかったということですけども、この航空運賃については、過去3年間もどんどん上がり続けておりますし、来年度以降も右肩上がりで推移していくのではないかと予想されますけれども、先ほど課長からありましたけれども2億円程度の予算が必要となってくるといふことで、例年、奄振の交付金二十三、四億ですかね、この中でこの2億という額を補填するというのは非常に厳しいと思いますけども、この負担軽減に対しまして町村会ではこの措置とか、対策を行うという考えはありますか。

○町長（高岡秀規君）

まず、当初の要望活動は奄振の延長にありました。その奄振の延長で様々な事業の拡充がなされました。その次に起こり得るのが、予算の確保であります。今、政田議員がおっしゃったように23億、24億なんですけども、今23億7,000万ぐらいで昨対で100%、四捨五入で100%なんですけども、要望としては最低でも24億の確保を今要望しているところでありまして、今おっしゃったように物価高騰、そして燃料費の高騰によって、ソフト事業にしても、航空運賃にしても、輸送コストにしても値上がりが必要であるということから、今後の交付金の予算の増額を要望しないといけないかなというふうに思います。それではその根拠となるものが必要になってきますから、それは運賃が今2億という話がございましたが、十分根拠にはなり得るだろうというふうに思いますが、増額になるかどうかはまだ分かりませんが、しっかりと要望活動はしていきたいというふうに思います。

○2番（政田正武君）

そうですね。島は直行便がないので鹿児島を必ず経由していくわけですけども、仕事であったり、病院に行ったりとか、都会から帰省してくる際、また役場も出張も年何百回とあって予算も増えていくと思います。島は条件不利地域でございますけれども、そういったことが起こるとさらにその中でもまた条件不利地域となっていくと思いますので、町村会長として群島民の負担軽減のためにも何とぞ御尽力を頂きたいと思っておりますけど、もう一度思いをお願いいたします。

○町長（高岡秀規君）

実は23億7,000万という数字が出たときから、24億というボーダーラインをぜひ実現したい

という話はしたんですけども、今、交付金の性格上、この事業に幾ら、この事業に幾らというふうな積算はするんですが、そのうちで90%、80%の予算がつくとなるとなかなか、この事業に下さいというような要望が以前に比べてできない状況でありました。今後は交付金の予算についても、この事業で幾ら欲しいから24億、25億の予算が欲しいんだという根拠をしっかりと積み上げることが必要だろうというふうに思っておりますので、輸送コスト、航空運賃の軽減措置についてはしっかりと要望を根拠を持ってしていきたいなというふうに考えております。

## ○2番（政田正武君）

私もその奄振とかにも携わってましたので、二十三、四億の中で各市町村、配分されて、予算の確保も非常に厳しいものだと感じております。しかしながら群島民の負担軽減ということですので、ぜひ町村会長として要望活動を行っていただきたいと思っております。

最後に、前回一般質問で庁舎周りに花と緑をと要望したところ、玄関入口の花壇のほうに色とりどりの花が植栽されており、心が和んでいる次第でございます。総務課長、ありがとうございます。

今後も、庁舎周りに花と緑を多く植栽していただいて、町民の憩いの場となるように頑張っていたいただきたいと思います。

これで終わります。ありがとうございます。

## ○議長（行沢弘栄君）

次に、植木厚吉議員の一般質問を許可します。

## ○4番（植木厚吉君）

皆様、おはようございます。

令和7年6月議会におきまして、4番植木厚吉が一般質問を進めていきたいと思っております。

災害時の対応について伺いたいと思っております。

我が国、日本は地理的条件や気象の特性から、地震、台風、豪雨などの自然災害が頻発する災害大国であります。中でも南西諸島においては、近年、気象環境の変化に伴い、台風の大型化や局地的な豪雨の発生など、自然災害の規模が年々拡大しつつあります。また、離島であるがゆえに外部との交通アクセスが遮断することもあり、これらの災害に対しては日頃からの備えが極めて重要であります。

このような背景を踏まえ、大規模災害が発生し、災害派遣等の要請が必要となった場合について伺います。

本町を含む徳之島エリアは、自衛隊奄美警備隊の管轄区域となりました。そこで災害発生時における、本町からの自衛隊奄美駐屯地への災害派遣要請の手順、並びにそれに伴う自衛隊の現地展開までの具体的な流れについて確認したいと思います。

## ○総務課長（村上和代君）

植木議員の御質問にお答えいたします。

大災害が発生した場合、被害が拡大し、町や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想されます。このため、自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受入れ体制を整えます。

まず、御質問の災害発生時における本町からの災害派遣要請の手順についてお答えいたします。

災害が発生し、自衛隊の派遣が必要と判断した場合、公共性、緊急性、非代替性の3要件を満たす事案は、関係機関、警察、消防などと協議の上、町長から鹿児島県知事へ要請いたします。鹿児島県知事からの要請に基づき、防衛大臣またはその指定する者の命令により自衛隊が派遣されます。

今回、奄美警備隊が徳之島の管轄となったわけですが、奄美警備隊は、情報収集、伝達、人命救助などのために必要な部隊など、連絡員、初動対処部隊、警備隊主力を派遣します。

離島への移動手段は、状況、その災害の種類であったり規模により異なりますが、民航機・民船での移動、または自衛隊輸送機等の支援を受けて移動いたします。

展開する地域は、当時の被害状況や避難者の状況を踏まえて、町、関係省庁との協議によることとなります。

以上です。

#### ○4番（植木厚吉君）

先ほどの答弁の中に3つの要素というお話がありましたけれども、これ具体的に言いますと、その辺のラインと申しますか、島で起こり得る災害に対してその要件を満たす条件はどのようなことが該当いたしますか。

#### ○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

緊急性とかということをございますか。例えば津波であったりとか、台風災害、大きな台風が来た場合、また大雨等による災害かと思われま。

#### ○4番（植木厚吉君）

この辺の判断基準と申しますか、要請をかけるべきかどうかというのは、災害のレベルによってなかなか判断はつきにくいところだと思います。その辺はまた日頃から、この辺のラインとか明確に文言化は難しいかもしれませんが、その辺もしっかり決めておいて、このライン以上を超えればというようなやはり線引きがあったらいいと思います。

次に、この自衛隊との連絡系統と申しますか、所管はこれは総務課になりますか。

#### ○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

総務課のほうになります。

○4番（植木厚吉君）

実際このような災害が発生しまして、奄美のほうから部隊が派遣されるとなると、想定される所要時間でありませうとかその流れ、どういった感じになると思ひませうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

時間につきましては、例へば今町長が県知事のほうに連絡を入れると申しましたが、例へば災害がそのような事態ではない場合、直接部隊のほうに町長が派遣の依頼をすることも可能になります。ですのでそのときで時間のほうはそれぞれ違ふとは思ひませうが、まず奄美警備隊のほうから2名の自衛隊員が派遣されることになります。その2名の自衛隊員が連絡を取り合ひ、また災害の状況を報告し、その後には部隊が入ってくるということになります。

○4番（植木厚吉君）

急を要する場合は町長から直接部隊のほうへ要請も可能だということによろしいですね。そのような流れの中、やはり平時からの連携や事前協定等々も必要となつてこようかと思ひませうけども、本町と自衛隊の間での今後のそういう事前の協定の在り方でありませうか、また共同訓練等の今後の計画やら、その辺のお話があればお聞かせ願ひませう。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

自衛隊との連携は非常に必要なことだと感じております。自衛隊との共同訓練につきましては、毎年10月頃に行われておりますので、まだ今年度の詳しい計画等はございませうが、10月頃にまた訓練が行われるかと思ひております。

また、自衛隊につきましては、現在、徳之島町のほうで地域防災マネジャー制度を活用して防災官を募集しております。防災官のほうは今回10月頃になると思ひませうが、現在1名なんです、あと1名希望があるということで、どちらかをこちらのほうで面接をして決めるということになります、早ければ10月頃から防災官を役場のほうに1名置いて、その中でいろいろな、これまで経験が豊富な自衛官のノウハウを学びながら、緊急な災害に向けて、防災官と一緒に訓練等を進めていく予定でございませう。

○4番（植木厚吉君）

その地域マネジャー制度、防災官ということですが、自衛隊のOBの方がという認識でよろしいでしょうか。はい。

それなら専門家といひませうか、やはり自治体のほうにもしつかり常駐していただき、今後防災対策に当たっていただくというのは非常に重要であろうかと思ひませうので、ぜひ進めていただきたいと思ひませう。

また仮に、あつてはならないことですが、そのような災害が発生した際、自衛隊の活動の拠点となる場所の確保とかも必要になってくるかと思ひます。災害の場所によつて違ひますので、それはこつて指定は難しいかもしれませぬけども、複数箇所そのような活動拠点の整備、指定等は必要かと思ひますけども、その辺はどうですか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

災害があつた場合にどの地域が災害になるか、また全地域なのかということは災害で違ひますが、一番近くのをやっぱり避難所に避難していただくことが一番ですので、まず緊急避難所のほうに逃げていただく、それから指定避難所のほうで何日か過ごしていただくということになります。徳之島町亀津・亀徳付近でありましたら総合運動公園等に避難することになるかと思ひます。

○4番（植木厚吉君）

以前から自衛隊のほうでそちらのほうは利用してありますので勝手は分かつておろうかと思ひますけども、それにそのような事態にも対応した整備でありますとか、多分物品の加工等も必要になってくるかと思ひます。

昨日からのお話で災害についていろいろ出ておりましたけども、その中で災害の備蓄品に関してのお話がありましたけど、町のほうでも保有はあるとは話出ておりましたけども、大量に保管するのはなかなか難しいと思ひますね。その中でそのような災害備蓄倉庫の設置等々もまた運動公園でありますとか、そのような各所等にも必要ではないかと思ひますけども、その辺の見解を伺ひたいです。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

昨日も議員のほうからいろいろ御質問いただきましたが、備蓄倉庫につきましては、現在、公民館であつたり、指定避難所のほうを考えております。高台のほうに備蓄倉庫を造るということもございませぬが、できれば今現在ある指定避難所のほうに置いていただくということが一番いいかと思ひます。しかしながら、津波を想定した場合高台にということになります、その場合には徳之島、北部のほうとまた南部のほうに1か所ぐらゐずつ必要になってくるのかなと思ひますが、今後またその点につきましては協議して決めていきたいと思ひます。

○4番（植木厚吉君）

倉庫と言ひましたのでかなり大きなあれをイメージされたかと思ひますけども、簡易的な小さい一坪、二坪ぐらゐの物置みたいな、そういったものでも全然いいと思ひますね。集落の公民館等がふだん災害の拠点にはなつてはありますが、なかなか広い倉庫を有している公民館も少ないですので、仮に拠点となれる場所があればそのような簡易的な倉庫を設置するのも一

つの案ではないのかなと思うところで提案させていただきました。

また、これは大規模災害に限らずなんですけども、災害ごみの今現況の受入れの体制はどうなっていますか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

災害時の一時仮置場として旧ゴミ処理センターのほうを利用しております。現在1か所でございます。

○4番（植木厚吉君）

許容量的にはまだまだ全然大丈夫な感じですか。

○住民生活課長（大山寛樹君）

お答えします。

今現在、旧ゴミ処理センターのほうでは災害ごみのほうがゼロの状態ですので、利用としては大丈夫だと思います。

○4番（植木厚吉君）

また、そのような一時仮置場所、もちろんクリーンセンターの処理場もなんですけども、北部のほうにも仮設で指定といいますか、何かあったときにはその場所の指定をしておくとか、その辺も今後検討していただければなど、仮置場ということで、いただければと思うところです。

災害への備えは平時の備えに始まり、有事の連携に尽きるという言葉があります。住民の生命と安全を守るためにも、実効性ある災害対応の構築に努めていただきたいと思います。

次に、そのような災害の発生時には物資の供給、また人材の確保、さらには生活支援サービスの提供など、迅速かつ的確な対応が極めて重要となります。特に本町のような離島においては、外部からの物資が届くまでに時間を要するため、島内の資源を活用した初動の対応力が問われております。

現在、本町が締結している災害協定のうち、協定を結んでいる民間企業、団体、またその数、分野等の内訳、また協定内容等を伺いたいと思います。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

現在本町におきましては、17の企業や公共団体と災害協定を締結しております。

分野につきましては、災害復旧や災害支援、避難場所の提供や情報発信の支援などがございます。

協定内容は、災害時の障害物撤去や被災箇所の復旧、物資や人員の災害支援、被災者への災害情報伝達支援等、また避難場所や避難所の提供などがございます。

官民連携を拡大、実効性を高めるための課題についてお答えいたします。

近年、災害の激甚化、広域化が進む中で行政だけで対応するには限界があることから、地域における官民連携の強化は喫緊の課題だと認識しております。先ほどお答えしたとおり、17の企業や公共団体と協定を締結しておりますが、課題も多くあります。

まず、連携体制の構築がまだまだ不十分であること。また、実際に共同訓練を行っていない協定先がほとんどのため、災害が起こった際に復旧作業がスムーズに行えるかなどの心配もございいます。

これらの課題を踏まえまして、実効性を高めていくためには、緊急連絡先の更新であったり、共有、また定期的に行うとともに、関係者との意見交換会等を開催して、顔の見える関係づくりというものを推進していきたいと考えております。

また、協定先ごとの役割分担でありましたり、対応手順、また文書化をしていくことも必要かと考えております。

以上です。

#### ○4番（植木厚吉君）

17の企業ということでありますけども、後ほどその内訳等々もあればぜひ御回答いただきたいと思います。その中で食料とか飲料に関する企業さんは何社ぐらいございいますか。

#### ○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

現在、食料についての協定が結ばれていないということで、昨日もお話しいたしましたが、町内のスーパーと連携をして徳之島町だけで非常食を準備するというのは、3日から7日分、これを全町民分をこちらのほうで準備するというのが非常に困難だと思われるので、今後はそういったスーパーや商店との契約を結んでいって、緊急の際にはそのようなところから商品を支援していただくというふうになっていくかと思っております。

#### ○4番（植木厚吉君）

昨日、宮之原議員の質問の中にもありましたけども、地域の商店との連携等々、なかなか連携というその言葉だけでは、実際災害があったときに、いざどうするんだという実効性はなかなか持てないと思うんですね。その中で被災した場合は事前に商品を出していただいて後ほど精算するシステムですとか、また、企業ですのでボランティアという形は難しいと思いますから、そのような金銭のどのような形で処理するかとか、しっかり取決め等をしていただきたいと思います。

また、島であれば台風被害が一番多いかと思うんですけども、実際自分たちも台風の際に避難所のほうへ行った場合に、役場の職員の方が常駐されて、また燃料とか物資等を運んでいただいて非常にありがたいんですけども、やはりそのような運送、物を運ぶという仕事ですので、

やっぱりそういうのも民間の企業に業務として委託できるようなやり方も一つありなんじゃないかなど。やはり役場の職員のマンパワーだけに頼るといのもなかなか難しいでしょうし、また輸送のプロにそういう物資の輸送もお願いできる体制構築も必要と考えますけど、どうでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

以前から、あるスーパーと連携の話がありまして、進めている中でこのような問題が出てきました。いざ災害が起こったときにどちらが輸送するか、配送するかというところで、そちらのスーパーとしてはうちの従業員は配送はできないということだったので、今そこのところがちょっと話が進んでいないところでありまして、今議員がおっしゃったように、その配送について運送会社等と連携ができれば、そのときに職員が行けなくても商品の配達、配送ができるのかなと考えているところでございます。

○4番（植木厚吉君）

運送会社の場合はそのような専門の車両も持っていますし、ノウハウもありますので、やはりそのようなプロの必要なところはそういったところに依頼をかけるという仕組みづくりも今後は大切になると思うので、ぜひ検討されてください。

また、災害発生時、事後ですけども、いろいろな道路の寸断や農道の崩壊等々が想定されますけども、そのような際の建設業界とかの連携協定は現在どうですか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

建設関係では現在2社と連携しておりますが、今後は全建設会社、土木ではなく、建設業協会のほうと連携を結んで、災害の際には建設業の方々の発電機であったりとか、その辺の重機関係が活用できればいいのかなと考えているところです。

○4番（植木厚吉君）

島のほうもそういうリース会社も少ないですし、建設業協会等と連携をして、業界というか、会員の持っている保有機械ですとか、トラック、重機、また先ほどおっしゃった発電機等々、また作業員の人数とか、その辺をぜひリスト化して、本当に緊急のときにすぐすぐ対応できるような体制をぜひ構築していただきたいと思います。

災害の発生時には地域、企業の協力は必要不可欠であります。平時からの連携強化の推進をぜひお願いしておきたいと思います。

次に移ります。

本町において観光振興が地域活性化の柱の一つと位置づけられておりますが、その中で民間による宿泊施設やリゾート開発の動きが今後も見込まれると思います。その一方、近年、国内

各地の観光地において、無許可でのリゾート開発や法令違反のまま建設が進められるなどの事例が多数報道され、社会的な問題となっております。本町はそのような事例に対してどのような監視体制、指導体制を整えているのか伺いたいと思います。

#### ○おもてなし観光課長（吉田広和君）

植木議員の御質問にお答えします。

おもてなし観光課が管轄する本町の国立公園内においては、自然公園法による様々な規制が制定されています。徳之島の山岳部、金見地区及び畦地区においては、工作物の新改増築、広告物の設置、木竹の伐採等の開発における行為許可申請が義務づけられており、自然景観を阻害する行為を規制されています。そのため、環境省、林野庁、県の定期的な巡視、または地元保護団体からの情報提供により監視体制が整っています。

以上です。

#### ○企画課長（中島友記君）

お答えします。

企画課では、国土利用計画法に基づく土地取引の事前届出制度により、一定規模以上の土地取引については届出書の提出を義務づけております。

また、鹿児島県土地利用対策要綱においても、開発行為を伴う土地利用については、事前協議や関係法令の遵守が求められており、本町といたしましても、県や関係機関との協力をしながら、必要な助言や是正指導を実施しているところです。

以上です。

#### ○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

建設課での監視・指導体制につきましては、一定規模以上の宅地造成を行う場合、開発許可申請によって把握できますが、申請が不要な規模の造成ですと把握できない現状があります。建築物につきましても、建築確認申請や工事届等で把握していますが、申請・工事届がないものにつきましては把握することが困難な状況です。

また、道路の施工承認についても同様です。

法令違反や無許可を発見した場合は、適切な指導を行っているところです。

#### ○4番（植木厚吉君）

建設課長の答弁の中で、ある一定の規模以上でないとなかなか把握はできないということなんですけども、やはり小規模で漏れている中でいろんなトラブルもあったり等もあろうかと思っておりますので、今後はそのような数量的なものも見直すべきではないかなと思いますけど、どうでしょう。

#### ○建設課長（作城なおみ君）

なかなか数量的なものを見直すというのはその上の法律とかが影響しますので、建設課としては、今後、町道の点検は定期的に行っているのですが、そこに建築の係等一緒についていただいて、定期的なパトロールの実施について検討していきたいと思っております。

#### ○4番（植木厚吉君）

これはニュースで御覧になった方もおられると思うんですけども、福岡の太宰府のほうで中国人によるキャンプ場の不法占拠といいますか、勝手にキャンプ場を整備して長年不法に占拠していたというような事例が先日ニュースで出ておりました。やはり一昔前はそういう土地の境でありますとか、その辺がなかなか緩い現況もあったと思いますけども、昨今の事情を鑑みますと、なかなかそういうのも放置できないものだと思います。仮に町有地でありますとか、その他国有地、県有地、もろもろあろうかと思っておりますけども、不法的な占拠があった場合にはどのような対応、現在の対応策と今後しなければいけない対応等をまた教えてもらえますか。

#### ○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

実際、道路の占有について問題がある件があるんですけど、文書等で指導は行っています。今後も町の顧問弁護士等に相談しながら、順次対応を行っている件もあります。

#### ○4番（植木厚吉君）

重要土地調査法でしたっけ、先日そのような法律もできたと思いますけども、自衛隊とか、国防に関してのいろんな土地の監視が国のほうも大分厳しくなってきた中だと思います。先ほどのような事例等々も厳格に町としても対応いただいて、しっかり対策を練っていただきたいと思います。

次に、近年、沖縄本島の一部の地域や宮古島などでは、島外資本による過剰な不動産投資や宿泊施設の乱立が顕著となり、その結果、地下の高騰や家賃の異常な高騰が続いており、地元住民の生活に大きな負担となっておると聞きます。このような状況は地域の社会的・経済的バランスを崩し、また持続可能な観光産業発展の阻害をするものと考えますが、本町においては、そのような開発を抑制するための開発規制の条例や、また景観条例の制定、また住民の意見が反映できる住民参加型の審査制度の導入等を検討できないか伺いたいと思います。

#### ○企画課長（中島友記君）

植木議員の御質問についてお答えいたします。

本町におきましても、世界自然遺産登録を契機とした観光客の増加が見込まれ、それに伴う大規模なホテル等の建設が検討されているというようなうわさがあったり、そういった急速なリゾート化が進むのではないかとというような懸念もあります。そのため本町では、地域固有の自然や文化、景観を守りつつ、徳之島の観光産業の健全な発展を図ることを目的といたしまして、本年度、景観計画の策定を予定しております。そこでは町民や関係団体の方々から意見を

伺いながら、拙速な開発による弊害を未然に防ぎ、町民の安心、安全な暮らしを守りつつ徳之島らしい景観の形成、保全に向けた方向性について定めてまいりたいと思います。

そして、今議員の言われました景観計画に併せまして、条例についても制定できるように進めてまいりたいと思います。これが景観条例についての検討になります。

以上です。

#### ○4番（植木厚吉君）

先ほどおもてなし観光課長のほうからありましたけども、そのような国有林等は非常にすごい制限がありますよね。制限はあるんですけども、本当にこの日本の法律の中ではそういう使用制限は物すごくきついですけども、いわゆる売買に関してはほぼ緩い状態であるというのが、実際このようなトラブルが起きる要因になっておろうかと思うんですけども、そういったのも鑑みまして、自治体においてそのような条例等できちんとした自治体の意思が伝わるような観光産業の発展を目指すためにも、そのような条例等の設定が必要じゃないかなと思って提案したところであります。今後の徳之島観光立町を目指すところでありますけども、徳之島の目指す観光の在り方といいますか、そのような観点から町長一言、何か目指すところのあるべき姿といいますか、頂けますか。

#### ○町長（高岡秀規君）

地域の特性を生かすということであれば、やはりどの地域も景観もあるでしょうし、私どもが今こだわろうとしているのは、人間関係であったり、人ですね、それとあと食というものにこだわっていききたいなというふうに思いますし、体験型、肌身で感じる徳之島ということでは後は取り組むべきではないかなというふうに思っております。

#### ○4番（植木厚吉君）

これも恐らくニュース等で御覧になった方もおろうかと思えますけども、北海道のニセコの事例なんですけども、2000年代のニセコは外国人の観光客だけではなく、外国の資本も大量に流入するようになりました。2000年代には欧米と中国本土の資本で高級ホテル等が相次いでオープンし、富裕層の観光客が多く訪れたそうです。1杯2,000円のラーメン、5,000円のサンドイッチ、4万6,000円の刺身盛りなど、日本人では到底食せないような現状が続いたらしいです。ところが今年の4月になって、ニセコの大型開発を手がけていた中国資本が経営破綻し、いわゆるそのようなバブルがはじけたという話になっているそうです。その中で地元でも不安の声が上がっているというようなニュースを見ました。島も含めてですけども、まだまだ観光のバブルは来ていないですけども、やはりそのようなことが十二分にあり得るという中で、先ほどの制度設計とか、今後の在り方というのはしっかり持っていけないといけないと思うところで提案させていただきましたので、またいろいろ実際にその条例化に向けてぜひ御協力を頂ければと思います。

最後にハワイのお話をして締めたいと思いますけども、皆さん御承知、ハワイという国はかつてハワイ王国という王国でありました。その国がある年代から外国人の土地の購入等々を規制で除外したためにアメリカ資本が入りまして、ハワイの島の3分の2以上を買収されたそうです。法改正からおおよそ50年ほどで、皆さん御承知のとおり今アメリカの国になっていますけども、50年でその王国はいわゆるなくなってしまったそうです。

日本も今現在、問題になっています外国資本の流入というのがもう既に15年ほどたっていて、今後問題化するのも時間の問題ではないかなと思います。このような話をして、皆様に一つの問題提起として、一般質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

#### ○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。11時10分より再開いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

#### ○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、松田太志議員の一般質問を許可します。

#### ○6番（松田太志君）

皆様、こんにちは。

6月議会においてもしんがりとなります。しばらくお時間を頂きたいと思います。

令和7年第2回定例会において、6番松田太志が二項目について質問をいたします。

今回は前回同様、3月定例議会と同じような感じになりますが、少し進んでいるのかというふうな状況等で質問をしたいと思います。

まず、1項目めについてであります。われんきゃポイント事業についてお伺いをいたします。

令和7年度になり、各小中学校で保護者へ事業説明会を実施している様子を見ております。

その後のポイント事業加入率についてお伺いをいたします。

#### ○学校教育課長（太 稔君）

松田議員の御質問にお答えいたします。

今年度、3校でわれんきゃポイント事業の説明会を行いました。また、社会教育課が主催する子ども育成会議、子ども会議等でも事業説明や申請方法についての説明も行いました。

令和7年度のポイントの事業対象者数は986名、5月末現在で登録者508名、約51.52%の加入率です。今年度4月に入りまして39名、5月に89名、合計128名の新規登録がありました。年度初めにわれんきゃポイント事業のチラシを配付したり、ポイント対象者事業には、各事業イベントの担当者から保護者に向けて周知していただいております。認知度も上がっていると

感じております。

以上です。

○6番（松田太志君）

太課長、ありがとうございます。3校での事業ポイントの説明会を実施したということで、差し支えなければどの学校に説明に行ったというのを教えていただけますか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

P T A総会等がございましてそのときに、亀津小学校、亀徳小学校、亀津中学校の3校でございます。

以上です。

○6番（松田太志君）

南部の小中学校の生徒数が多い学校のほうで説明いただいたということですが、なかなか保護者が多く集まる機会がない中で、学校教育課のほうで説明に行っていたというのは大変意義があったかと思えます。3月の一般質問の際に答弁いただいた際は、41.2%の参加率が今回51.52%、生徒さんは学年が上がっていきますので、10%増にはなるんですが、なかなか最終的に説明をしても保護者が登録をしないと加入ができないですね。最終的には保護者が加入をして、QRコードを受け取って、われんきゃポイントの付与となるというふうな事業になるものですから、これをなるべく70%、80%の加入が目指していけるように成功事例を、また今後も引き続き学校教育なり社会教育のほうで対応をお願いしたいと思います。

二項目めの、以前一般質問でも取り上げました高校生のポイント事業参加についてはどのようになりましたか。今年度は幼稚園生並びに小中学生のポイント対象というふうになっていますが、今後こういった流れがありますでしょうか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

高校生の参加につきましては、ポイント対象をどのようにしていくか、高校生の年齢や発達段階にふさわしいものか、合っているものか等を踏まえて現在検討中でございます。

課題といたしましては、付与ポイントの対象活動をどうするか。また、高校生の付与基準をどうするか。また、高校生は成年期に当たるため、付与がなくても自ら進んで動く姿勢が望まれるのではないかと。高校生を対象とすると、高校に進学していない方もいらっしゃいますね、その方はどうするか。そういったこともございます。

また、われんきゃポイントのシステム改修には予算もかかりますので、予算の確保、また現在使用しているシステムに新たな項目を付け加えますと、そういったことのプログラムの策定、そういったものが課題となっております。

以上です。

#### ○6番（松田太志君）

以前、青少年町民会議のほう、私も委員として参加をしております。その中でも高校生のほうからポイント事業参加をさせていただきたいというような声も上がっておりました。これについては、教育長参加されていまして、教育長先生から答弁を頂けますか。

#### ○教育長（福 宏人君）

ありがとうございます。

まず、このわれんきゃポイント事業がそもそも何を指すのかということについてですが、基本的には子供たちのそういったような挑戦する力とか頑張りをやっぱり認めてあげることです。プラス親子で参加すると。これは町長がいつも言っていることなんですけど、共に体験を通して学ぶことの必要性、特に理論的には、よくこれも町長が言うんですけど、ヘックマン理論により幼児期に、そういったような教育的な支援を行うことによって、彼なんかは成人以降かなり高い効果があるというようなことの理論的なものもございまして。そして今回、青少年育成町民会議で高校生委員が出ております。そもそも、これなぜ高校生委員を入れたというのは、今、子どもの権利条約も含めて、こども基本法もそうなんですけど、いわゆる子供の意見を聴くという、子供の意見表明権も含めて、そういったことがひとつやっぱり守らなければいけないということと、それから、最近行政においては、子供の意見をいわゆる政策に取り入れていくというような流れが結構出ています。今回、先ほど松田議員のほうで6月の島われんきゃビジョンのところをちょっと紹介いただきたいんですけど、基本的には子供たちがあの中で結局事業に参加してどういったように思ったのか、そして今後どういうふうにしていきたいのかというそういう思いを町長と一緒に、校長先生も含めて、ちょっと聞いてみました。今回、青少年育成町民会議でも、高校生が自分たちのスマホの問題であるとか、地域への参加であるとか、そういった行政的な施策をどう思っているのか、そういったような子供たちの意見をやっぱり聴く必要があるということで、社会教育課では子ども委員を選定して入れています。

おかげさまでいろんな意見があって、今回もそういったようなポイントのことも、実は私も偶然そこに参加した高校生からも聞きました。今後、そういったいわゆる発達段階もいろいろあると思いますが、このポイントを付与するということによって、子供たちのそういったことに何が必要になるのか、そこは事業内容とかそういったことも踏まえて、少し検討する必要があるのかなというふうに思います。

私自身は、今の考え方なんですけど、やはり子供たちがそういうふうで、例えば高校生になればいろんな政策提言ができると、そういったことについては、いわゆる小学生なんかの読み聞かせとかあーいったものじゃなくて、早寝早起き朝ごはんのあーいう生活リズムじゃなくて、今後、高校生が次の社会の担い手となるような活動において、それはポイントを付与する、そ

ういったことにもつながるんじゃないかということを考えておりますので、現在やっている内容をまた社会教育課も含めて、ちょっと検討しながら、ポイント付与については考えていく必要があるのかなというふうに考えています。

以上です。

#### ○6番（松田太志君）

教育長、ありがとうございます。

高岡町長、奄美群島特別措置法の中に、先ほど政田議員からもありました「条件不理性」という言葉がございます。そして6月10日の広田議員の一般質問の中で「人材育成」という言葉がありました。私も子育てをしながら、この条件不理性というのを感じながら、では何ができるのか、先日の町民会議の中でいろんな作業部会の中で、携帯のしっかりとした使い方をしましょうであったり、読書をしましょうであったり、高校生からのそういった地域行事に対してわれんきゃポイントをひもづけて、いろんな行事に参加することによって地域を盛り上げていったりというふうな言葉もありました。経験値格差ということで調べますと、個人や集団間で経験の質や量の差が大きくなること、そして学校外の体験、活動の機会、旅行や習い事、友達との遊びというものが広がってくるというようなことがあるそうです。また、具体例とすると、貧困による体験格差、親の体験による体験格差、教育格差というものが挙げられてくる中で、問題を見てみると、社会格差の拡大であったり、個人の成長阻害、貧困の連鎖というものが生まれてくる。これに対してじゃあどういうふうにしていくのかと考えたときに、経済格差の解消であったり、教育機会の平等化、地域社会のサポートというものが挙がってくるんだそうです。こういった中で、このわれんきゃポイント事業、幼稚園、小学校、中学校となってくる中で、今回この青少年育成町民会議で高校生がわれんきゃポイント事業をいろんな地域行事とひもづけてさせていただきたいというような意見があったというふうなことは、これはすごい大きな一歩につながるんだと思います。それは行政として、予算の確保であったり、システムの問題等もあるとは思いますが、少し感じたのが、学校教育課となると幼稚園、小中学校というふうに感じたかと私の中で思っていて、今後このわれんきゃポイント事業を検討していただいて高校生にも対応するとなったときには、社会教育的立場になるのか、学校教育的立場になるのかというふうに感じるんですが、そこら辺は担当課長どちらか答弁いただけますか。

#### ○社会教育課長（安田 誠君）

お答えいたします。

学校教育課か社会教育課ということですが、一応今、先ほど太課長からもありましたように、ポイント事業としては学校教育課のほうで実施されていますので、新たにまた社会教育課のほうでも高校生を対象としたポイント事業を実施するとなると新たなシステムを構築したりとか、予算面でもいろいろ関わってくる部分もありますので、私の考えとしては、高校生をポ

イントの対象とする場合は、今学校教育課のほうで実施しているシステムを拡大した形で高校生も対象にという形のほうが費用対効果としてはいいのではないかというふうに考えております。

#### ○6番（松田太志君）

太課長、今後検討する際に学校教育課なりで検討していただけるというふうな方向性でよろしかったでしょうか。

#### ○学校教育課長（太 稔君）

先ほども少し申しましたけども、高校生という考え方、高校生は中学校と違いまして、まず何が違うかという義務教育ではないということですね。また高校生は青年期と考えて成長するために人間関係も変化が見られる。そしてまた高校生はある程度、自己責任があるということです。また何事に対しても解決能力が身につけているということです。選挙権18歳からになっております。高校のときに選挙権も与えられる子供たちもいらっしゃいますので、それに対してポイントというのに関しましては、幼稚園生にもやっているポイント、高校生にも同じポイントをつけるかということは少し議論になるかと思えます。

また、高校生に対して何か手厚いことができるかというか、援助できるかといいますと、現在ポイント事業で行っているのは、英検とかそういう資格を取るために中学校で行っております。しかし中学校で級を取ります。高校になっても級を取りたいけど、そういったことに関しては補助がないと。そういったことに関しては何か援助できることがないかなというふうには考えております。

以上です。

#### ○6番（松田太志君）

太課長、3月の一般質問の際にいろんな会合で検討していきたいというふうな答弁もされていまして、今後こういった問題もぜひ協議していただいて、前向きにしていいただけるようお願いいたします。

高岡町長、私、このわれんきゃポイントを高校生にというふうなことを3月の議会のほうでも取り上げさせていただいたんですが、ある学校の管理職関係の方と話をしましたときに、経団連の就職関係のアンケート調査において「どういった人間を現場に求めますか」というふうなアンケートがあったときに、1位として上がってくるものが、コミュニケーション能力だそうなんです。2位が主体性。3位、4位、5位があるんですが、3位がチャレンジ精神であったり、4位が協調性、5位が誠実性で、この1位のコミュニケーション能力と2位の主体性というのは、10年間不動の1位と2位なんだそうです。このコミュニケーション能力、やはり義務教育終わって中学校から高校になった際に、子ども会であったり、青年団であったり、いろんな組織があるんですが、高校生はこの島で、公立の高校の場合ですね、私立の高校もありま

すが、徳之島町にある公立高校となった場合に、この島の高校を盛り上げていく。今、無償化等の問題等もあるとは思いますが、地元に残って地元を魅力のある高校としてやっていきたいというふうな高校生を我々議会も育てていくべきだと感じているんですね。そしてこのコミュニケーション能力をいろんな地域行事を通して子供たちを育てていくことこそが人材育成につながってくるんだと感じております。やはりコミュニケーション能力となったときに重要なことが、人間関係の構築であったり、目的達成、課題解決、そして仕事の効率化、社会生活ですね。能力を高めるために何が必要かとなったときに、聞く力であったり、使える力、質問する力、非言語コミュニケーション、共感力、柔軟性であったり、自己肯定感、相手を尊重するというふうなことが能力を高めるために必要となってくるんだそうです。

高岡町長も3月の一般質問の際に答弁していただいていたのですが、まずは親子間の希薄になっていたものをこのわれんきゃポイントで高めていくんだというようなことを言っていたのであります。先ほど答弁も頂きましたが、高校生のみならず、義務教育を終わって島に滞在している子供たちに対しても今後検討していく価値はあるかと思いますが、町長の答弁を頂きますか。

#### ○町長（高岡秀規君）

まずは義務教育が終わった後と、義務教育、ゼロ歳児から中学校卒業までの者というのは、まず目的を違えてもいいんじゃないかなと。ゼロ歳児からの教育環境というものは当然脳の発達段階で4段階ぐらいあるんですが、幼児教育から始まって中学校卒業まで、そこで何が必要かというのがあります。中学を卒業したら社会人としてどうやってというカリキュラムないしスキルが必要になってきたときに、どういった事業にポイントをあげるかということ少し切り離してもいいのかなと僕は思っています。それで選挙権が18になったからといって、制度は変わったんです、じゃあ子供たちが今までよりも相当に大人になっているかとなると、制度は変わったんだけど子供たちは変わらないわけですね。そこは実際として冷静に見て、子供たちが将来、社会人としてグローバルな人材としてコミュニケーション能力を持つかということは、制度は外して僕はいいと思うんですよ。選挙権を持つ、持たないではないと。子供たちがやはり成長段階で何が必要かということ冷静に見なければいけないということで、私は施策をするべきだろうというふうに思っております。

それで今回、高校生がわれんきゃポイントを地域振興でそういったシステムを頂けないかという、その発想が素晴らしいと思う。そういった気持ちになっていただいたのかなというふうに思っております。つまりはここにヒントがあって、社会貢献というものに対してポイントをあげられないかと。われんきゃポイントとは別途、手渡しでもいいですし、何でもできる可能性もあると。そして高校の魅力化ということがございます。徳高の子供たちに、高校生に、今の小学生、中学生が高校生になったときにどの高校を選ぶか。徳高って素晴らしいよ、こうい

ったことをやっているよとかを子供たちにも伝えるということも必要だろうと。そのすばらしさを誰が構築するかというと、無償化の魅力化です。この魅力化で我々はしっかりと大人として、ただ今現在が魅力があるではなくて、しっかりとなぜ私立に行くか、学力であったり、スポーツ大会であったり、様々な要因があるはずです。そこに高校が実際に県として、実際努力をして、そして子供たちが徳高に行くほうが魅力的な生活を送れるよという、本当に心から思えるような環境はつくらないといけないと思います。そこは自治体として様々な視点から政策を打つべきかなというふうに思っておりまして、今回、高校生がポイント制というものに興味を持っていただいたということは非常にいい方向かなと。何にそれを対象とするかは、今後少し目的等々を検討しながら進めていけたらなというふうに思っております。

#### ○6番（松田太志君）

われんきゃポイントについての（4）番の参加を促すべきではないかというふうなことで答弁を頂きましたので、ぜひ前向きに今後検討していただきたいと思います。

次の項目の質問に行きたいと思います。

第三の居場所についてお伺いをします。

去る4月11日に調印式のあった第三の居場所についての運営方針、年間行事等、地域との関わり方についてお伺いいたします。

#### ○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

子ども第三の居場所、われんきゃハウスは、家庭や学校以外に子供たちが安心して過ごせる環境で自己肯定感、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣など将来の自立に向けて生き抜く力を育み、地域とつながる場所です。

年間行事といたしましては、屋外散策、七夕会、バーベキュー、ALTとの交流、お月見、だんご作り、ハロウィーン、クリスマス会、餅つき、門松作り、豆まき、誕生日会、お別れ会などいろんなイベントを計画しております。

また、地域との関わり方については、地域の企業や団体、保護者との連携、そして地域との連携、そして資金集めや資源の確保、また地域のイベントへも参加し、共通を通じて地域社会とのつながりを深めていきます。

以上です。

#### ○6番（松田太志君）

私もこの4月11日の調印式の際に出席をさせていただきまして、少し要望させていただきました。高岡町長もいらっしゃいましたので、アニマルセラピーをもし今後検討していただけないかというふうなことも要望させていただきました。徳之島町の課題として、いろんな犬であったり猫の問題が挙がっている中で行政も今動いている状況等なんですが、何らかの状況で心

の優れない子供たちにそばで、犬であったり猫のそういった精神的な安定を、第三の居場所の活動としてひとつできないかというようなことも検討してくださいというようなこともあったんですが、それについては太課長のほうで何か動きがあったとかってというのはありますか。

#### ○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

その件に関しましては、スタッフと少しお話をいたしました。まだ決定ではございませんが、そのときに少し出た意見が、まず、アレルギーとかそういったこともある子供たちもいらっしゃる。また犬猫、そういう動物が嫌いな方もいらっしゃいますので、そういった方に一度お話をして、実際それができるかどうか。また、子供たちがそういうのを受けたいかどうか、そういうのを協議しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

#### ○6番（松田太志君）

一昨日、太課長のほうにお話をしまして、私もその後の第三の居場所を見させていただきました。担当の方とお話した中で何名かの子供さんが来ていただいていますというようなことで、第三の居場所について一歩前進したことだと思います。徳之島町のほうにおいても、2項目めは後ほど質問をさせていただきたいと思うんですが、その中で、これだけの人数がいるんだったら自宅に行って呼びかけたらいいんじゃないかというような言葉もあったそうです。これは本当にその子供たちにとっては、いきなり扉をどンドンと開けられて、おいでよというような言われている中で、何名かの子供が今使用されているということなんですが、子供たちが一歩前に玄関から出ていくことが一番のスタートだと感じているんですね。なので、まずはこの第三の居場所で利用されている子がいるというふうなことで、いきなりそこに訪ねていくのではなくて、地道にこつこつと重ねていくことを少し重要視していただいて、ほかの議員から今後あったときにも、何名か利用されていますが地道に少し見ていただきたいというようなことも伝えていただきたいと思うんですが、その点については太課長はどのようにお考えですか。

#### ○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

ただいま松田議員がおっしゃった件に関しましては、施設のほうに施設見学にいらっしゃった方がそういったことを関係者の職員のほうに発言したということで伺っております。松田議員がおっしゃるように、第三の居場所に関しましては、私たちのほうから出向いていくのではなくて、受け身の体制、いつでも来てくださいという形で門口を広げて子供たちがいつでも来れるような施設だと思っております。

また、子供たちへのPRといたしますか、案内は学校のほうからしていただきまして、そして学校のほうから子供たちが来ていただく。そして保護者と連携しながら子供たちのそこでの生

活について進めていきたいと思います。それによって子供たちが社会で自立できる。門口を広げて、私たちはいつでも来てくださいということで、受け身の態勢でいきたいと思います。

以上です。

#### ○6番（松田太志君）

私、先日の出張の際に、B型事業支援所、精神的なことがあったりして通う事業所ではあるんですが、そちらのほうにちょっと見に行かせていただきました。その際にその事業所もSNSのほうを活用してまして、事業所の活動内容を発信しているんですね。ただ、その利用者さんに顔のほうを掲載していいですかという同意書を頂いている中で、ちょっと遠慮しますというふうな場合にはその方は写真は使わずに、使える範囲で使用している状況でその事業所もSNSで活動報告なりをしているんですが、なかなか微妙なラインで、今後発信していくとなるといろんな壁等もあると思うんですが、自宅で過ごしている子供たちが、徳之島町の第三の居場所とはどんなものなんだ、活動状況が知りたいなってなったときに、課長はどういうふうな方向性だとか、例えば今後SNSを活用してみようだとかというふうなこともありますか。例えばインスタとか、フェイスブックだとか。

#### ○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

その件に関しましては、第三の居場所、B&G財団のほうでも広報活動がございます。そういった中で子供たちの許可が得られれば発信していきたいですし、またその活動内容につきましては、報告できる範囲ではまた報告していきたいと思います。

以上です。

#### ○6番（松田太志君）

子供たちも家から一歩出ることの重要性をまず感じながら、自宅で徳之島町の第三の居場所ができたとなったときに、じゃあどういったものなんだって今後見るときに一つのきっかけにはなるかと思うんです。その点について、高岡町長の思いなりをちょっとお伺いできますか。

#### ○町長（高岡秀規君）

第三の居場所というのにとらわれてしまうと、僕は限界が来るかなというふうに今心配しているところです。第三の居場所は拠点であって、例えば海であったり、砂浜であったり、そこにも居場所があるわけですね。だから子供たちが何を望んでいるか。事例を申し上げますと、子供たちが釣りがしたい。それで釣りに連れて行った。学校に行かないけど。その釣りで何時間してどんな魚が釣れたってずっと日記を書かせたと。そしてだんだん第三の居場所に通うようになり、それで学校に通うようになったと。第三の居場所はあの建物だけが居場所じゃないということなんですよ。そして子供たちが何を望んでいるかということをしつかりと把握をしながら、そして徐々に徐々に第三の居場所のあの建物にも来るような施策、そしてまた学校に

行くような施策が実は必要なんじゃないかなと思っているんですね。だから第三の居場所のあの建物だけではないということを皆さんには分かっていたきたいと。そして子供たちが何がしたいのか。そしてずっと椅子に座っていられるのかどうかもしっかりと観察しながら、子供たちの将来に向けた人間のスキルをしっかりと身につけていただきたいなというふうに思いますので、そういった視野の広い居場所を今後構築したいと私は思っています。

#### ○6番（松田太志君）

B & G財団のネット等を見ますと、第三の居場所について、将来の自立に向けて生き抜く力を育む場所、安心して過ごせる居場所であったり、健康を支える食事、正しい生活リズム、学習サポートであったり、体験活動、地域とのつながり、そして保護者へのフォローをしていきたいというようなことです。高岡町長が先ほど言われたように、建物だけが場所ではなくて、魚釣りに行って釣りをしたことによって自分の扉が一つ開くこともあるだろうし、先日、内議員が言われた闘牛の場所、本当に子供たちは生き生きしていると。ああ、いい話だなと思って聞いていたんですが、学校が苦手な子も牛の世話をすることによって育まれる力も出るでしょうし、いろんな自然体験も必要だと思うんです。この地域の行事と色々な人との関わりが人を育てていくと思いますので、先ほどのわれんきやポイントの中であったコミュニケーション能力であったり、そういったことを今後継続してやっていただきたいと思います。

最後の質問になりますが、何らかの理由で学校に行けていない子供たちの人数について、少しお伺いをしたいと思います。

#### ○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

何らかの理由といいますと、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的な要因、背景により児童生徒が登校したくない、したくてもできない状況にある方は、令和6年度では6名です。また、経済的理由、またその他による欠席、それが月5日以上及び累計で30日以上長期欠席者となる方が37名、それ以外に病気等の理由で欠席者が17名います。総数で60名となります。

以上です。

#### ○6番（松田太志君）

太課長、この60名の子供さんの例えば小学校、中学校、分けることは可能ですか。分からないければ後でもいいんですが。後ほど。はい。

60名というようなことで、私この一般質問を出すときに、不登校というような言葉を使わずに、何らかの理由というふうな言葉を使わせていただきました。様々な理由があるかと思いません。その中で町長の施策の中で第三の居場所をつくっていただいて、建物だけが居場所ではなくて、様々な環境の中が子供たちの居場所だというような答弁を頂きました。ぜひ、少しずつ

少しずつ前に進んでいく政策だと感じております。子供たちが今後生き抜く力をこの徳之島町で培えるように、また今後とも御尽力いただければと思います。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（行沢弘栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、6月13日午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 午前11時45分



# 令和7年第2回徳之島町議会定例会

第4日

令和7年6月13日



令和7年第2回徳之島町議会定例会会議録  
令和7年6月13日（金曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第4号）

○開 議

- 日程第 1 議案第23号 徳之島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する  
条例について ……………（町長提出）
- 日程第 2 議案第24号 総合整備計画の一部変更について ……………（町長提出）
- 日程第 3 議案第25号 徳之島町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変  
更について ……………（町長提出）
- 日程第 4 議案第26号 令和7年度災害時用給水車購入契約の締結につい  
て ……………（町長提出）
- 日程第 5 議案第27号 工事請負契約の締結について（令和7年度徳之島  
町公園施設長寿命化支援事業ウォータースライ  
ダー改修工事） ……………（町長提出）
- 日程第 6 議案第28号 工事請負契約の締結について（東天城中学校プー  
ル新築工事（1工区）） ……………（町長提出）
- 日程第 7 議案第29号 工事請負契約の締結について（東天城中学校プー  
ル新築工事（2工区）） ……………（町長提出）
- 日程第 8 議案第30号 工事請負契約の締結について（東天城中学校プー  
ル新築工事（3工区）） ……………（町長提出）
- 日程第 9 議案第31号 令和7年度一般会計補正予算（第1号）について  
……………（町長提出）
- 日程第10 議案第32号 令和7年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第  
1号）について ……………（町長提出）
- 日程第11 議案第33号 令和7年度介護保険事業特別会計補正予算（第1  
号）について ……………（町長提出）
- 日程第12 議案第34号 令和7年度水道事業会計補正予算（第1号）につ  
いて ……………（町長提出）
- 日程第13 議案第35号 令和7年度下水道事業会計補正予算（第1号）に  
ついて ……………（町長提出）
- 日程第14 報告第 1号 繰越明許費について ……………（町長提出）
- 日程第15 報告第 2号 繰越明許費について（水道事業） ……………（町長提出）
- 日程第16 報告第 3号 繰越明許費について（下水道事業） ……………（町長提出）

- 日程第17 陳情第 1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育  
費国庫負担制度の負担率の引き上げをはかるため  
の、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳  
情について …………… (総務文教厚生常任委員長)
- 日程第18 陳情第 2号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求め  
る意見書採択の陳情について … (総務文教厚生常任委員長)
- 日程第19 発議第 3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育  
費国庫負担制度の負担率の引き上げに係る意見書  
について …………… (植木 厚吉 外1名)
- 日程第20 発議第 4号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求め  
る意見書について …………… (植木 厚吉 外1名)
- 日程第21 委員会の閉会中の継続調査の申し出について … (総務文教厚生常任委員長)
- 日程第22 委員会の閉会中の継続調査の申し出について …………… (経済建設常任委員長)
- 日程第23 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について  
…………… (議会運営委員長)
- 閉 会

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	内 博行 君	2番	政田 正武 君
3番	宮之原 剛 君	4番	植木 厚吉 君
5番	竹山 成浩 君	6番	松田 太志 君
7番	富田 良一 君	8番	勇元 勝雄 君
9番	徳田 進 君	10番	池山 富良 君
11番	是枝 孝太郎 君	12番	広田 勉 君
13番	木原 良治 君	14番	福岡 兵八郎 君
15番	大沢 章宏 君	16番	行沢 弘栄 君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 長 清原 美保子 君 主 査 中野 愛香 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	高岡 秀規 君	教 育 長	福 宏人 君
総務課長	村上 和代 君	企 画 課 長	中島 友記 君
建設課長	作城 なおみ 君	花徳支所長	尚 康典 君
農林水産課長	廣 智和 君	耕 地 課 長	水野 毅 君
地域営業課長	清瀬 博之 君	農委事務局次長	星野 弘仁 君
学校教育課長	太 稔 君	社会教育課長	安田 誠 君
介護福祉課長	福田 博文 君	健康増進課長	吉田 忍 君
おもてなし観光課長	吉田 広和 君	税 務 課 長	新田 良二 君
住民生活課長	大山 寛樹 君	選管事務局長	藤 康裕 君
会計管理者・会計課長	田畑 和也 君	水 道 課 長	奥村 和生 君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（行沢弘栄君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

昨日の松田議員の質問に対して、太学校教育課長より訂正があります。

○学校教育課長（太 稔君）

おはようございます。

昨日の松田議員への何らかの理由で学校に行けない子供たちの人数に対する答弁に誤りがありましたので、訂正いたします。

経済的理由及びその他による欠席が月5日以上及び累計が30日以上長期欠席者数が、37名と答弁いたしましたが、38名に訂正いたします。また、総計に対しても60名と答弁いたしましたが、61名に訂正いたします。申し訳ございませんでした。

△ 日程第1 議案第23号 徳之島町報酬及び費用弁償条例の一部  
を改正する条例について

○議長（行沢弘栄君）

日程第1、議案第23号、徳之島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第23号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、徳之島町報酬及び費用弁償条例第2条中（10）選挙長開票管理者、（11）選挙立会人、開票立会人、（12）投票管理者、（13）投票立会人、（64）期日前投票管理者、（65）期日前投票立会人の日額を改正するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第23号、徳之島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第2 議案第24号 総合整備計画の一部変更について

○議長（行沢弘栄君）

日程第2、議案第24号、総合整備計画の一部変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第24号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、辺地に係る総合整備計画の一部変更について、議会の議決を求める件であります。

内容は、市町村道橋梁、消防施設について、それぞれ事業費の変更と漁業施設の新規事業の追加を要するものであります。

何とぞ審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第24号、総合整備計画の一部変更についてを採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第24号は可決されました。

△ 日程第3 議案第25号 徳之島町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について

○議長（行沢弘栄君）

日程第3、議案第25号、徳之島町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第25号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について、議会の議決を求める件であります。

内容は、徳之島町過疎地域持続的発展市町村計画について、産業の振興の中で基礎整備農業事業としてオルソ画像共同更新事業を追記する。生活環境の整備の中で、消防防災関連施設整備事業を追記する。子育て環境の確保、高齢者等の保険及び福祉の向上及び増進の中で、過疎地域持続的発展特別事業として、高齢者ハンドル型電動車椅子購入支援事業を追記する。教育の振興の中で、給食施設事業として給食配送車購入事業を追記する。

以上の計画書本文、文言を変更するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第25号、徳之島町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第25号は可決されました。

△ 日程第4 議案第26号 令和7年度災害時用給水車購入契約の締結について

○議長（行沢弘栄君）

日程第4、議案第26号、令和7年度災害時用給水車購入契約の締結についてを議題とします。  
本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第26号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、去る5月13日に指名競争入札いたしました令和7年度災害時用給水車購入契約の締結について、議会の議決を求める件であります。

内容は、災害等による断水時に、水を供給するための浄水装置付給水車の整備を行うものであります。契約金額は3,388万円、契約の相手方、鹿児島県鹿児島市松原町12番32号、鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役尾曲昭二であります。

参考までに指名業者を申し上げますと、株式会社モリタエコノス鹿児島支店、南九州日野自動車株式会社の3社であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第26号、令和7年度災害時用給水車購入契約の締結についてを採決します。  
お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第26号は可決されました。

△ 日程第5 議案第27号 工事請負契約の締結について（令和7

年度徳之島町公園施設長寿命化支援事業  
ウォータースライダー改修工事)

○議長（行沢弘栄君）

日程第5、議案第27号、工事請負契約の締結について（令和7年度徳之島町公園施設長寿命化支援事業ウォータースライダー改修工事）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第27号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、去る6月2日指名競争入札した令和7年度徳之島町公園施設長寿命化支援事業ウォータースライダー改修工事に係る工事請負契約の締結について、議会の議決を求める件であります。

本町では、平成29年度に公園施設長寿命化計画を策定し、老朽化や更新の必要な施設の改築、改修を進め、安全安心な都市公園の再整備に取り組んでいるところであります。

内容は、老朽化により使用できなくなったウォータースライダーを建て替え改修する工事です。契約金額は1億3,915万円、契約の相手方、鹿児島県大島郡徳之島町亀津5106番地の1、清和工業、代表取締役清和雄であります。

参考までに、指名業者を申し上げますと、株式会社清和工業、株式会社富建設、湧上建設工業株式会社の3社であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第27号、工事請負契約の締結について（令和7年度徳之島町公園施設長寿命化支援事業ウォータースライダー改修工事）を採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第27号は可決されました。

△ 日程第6 議案第28号 工事請負契約の締結について（東天城  
中学校プール新築工事（1工区））

○議長（行沢弘栄君）

日程第6、議案第28号、工事請負契約の締結について（東天城中学校プール新築工事（1工区））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第28号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、去る6月2日に指名競争入札した東天城中学校プール新築工事（1工区）に係る工事請負契約の締結について、議会の議決を求める件であります。

内容は、東天城中学校のプール建築工事を施行するものであります。契約金額は7,865万円、契約の相手方、鹿児島県大島郡徳之島町亀津2883番地の1、有限会社住建設、取締役住喜和であります。

参考までに指名業者を申し上げますと、木之下建設、里田工務店、住建設、富建設、富山建設工業、ふくろう建築工房、太利建設の7社であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第28号、工事請負契約の締結について（東天城中学校プール新築工事（1工区））を採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第28号は可決されました。

△ 日程第7 議案第29号 工事請負契約の締結について（東天城  
中学校プール新築工事（2工区））

○議長（行沢弘栄君）

日程第7、議案第29号、工事請負契約の締結について（東天城中学校プール新築工事（2工区））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第29号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、去る6月2日に指名競争入札した東天城中学校プール新築工事（2工区）に係る工事請負契約の締結について、議会の議決を求める件であります。

内容は、東天城中学校のプール建築工事を施行するものであります。契約金額は1億373万円、契約の相手方、鹿児島県大島郡徳之島町花徳1649番地の1、有限会社太利建設、代表取締役太利一也であります。

参考までに指名業者を申し上げますと、東建設、川建設、里田工務店、扇建設、ふくろう建築工房、渕上建設工業、太利建設の7社であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第29号、工事請負契約の締結について（東天城中学校プール新築工事（2工区））を採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第29号は可決されました。

△ 日程第8 議案第30号 工事請負契約の締結について（東天城  
中学校プール新築工事（3工区））

○議長（行沢弘栄君）

日程第8、議案第30号、工事請負契約の締結について（東天城中学校プール新築工事（3工区））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第30号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、去る6月2日に指名競争入札した東天城中学校プール新築工事（3工区）に係る工事請負契約の締結について、議会の議決を求める件であります。

内容は、東天城中学校のプール建築工事を施行するものであります。契約金額は6,600万円、契約の相手方、鹿児島県大島郡徳之島町亀津5536番地の1、淵上組、代表淵上芳則であります。

参考までに指名業者を申し上げますと、東建設、佐田建設、里田工務店、清和工業、ふくろう建築工房、淵上組、太利建設の7社であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第30号、工事請負契約の締結について（東天城中学校プール新築工事（3工区））を採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第30号は可決されました。

△ 日程第9 議案第31号 令和7年度一般会計補正予算（第  
1号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第9、議案第31号、令和7年度一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第31号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度一般会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,558万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億5,998万5,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、町債1億2,160万円、繰入金1億514万2,000円、国庫支出金6,971万4,000円などの増額であります。

歳出の主な内容は、教育費1億7,397万3,000円、土木費5,832万6,000円、商工費3,142万1,000円などの増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

○3番（宮之原剛君）

事項別明細書13ページ、款項目4、1、3の12、带状疱疹予防接種委託料625万の補正でありますけれども、これは何点かちょっとお聞きしたいんですけど、まず何人分の見込みで、この補正、計上しているのかお伺いします。

○健康増進課長（吉田 忍君）

お答えいたします。

本接種委託料につきましては、65歳以上の方などは新型コロナと同様に、定期接種化となっているところです。厚生労働省のほうから標準的な接種費用などが示されたため、今回、この額の内訳としましては、350人分を補正予算しております。

○3番（宮之原剛君）

この定期接種は、今年度から带状疱疹の定期接種が行われるようになったということでありまして、国からの助成金もあると思うんですけども、ワクチンが2種類あるということで、生ワクチン、それから不活化ワクチンとあるんですけども、私も一昨年受けたんですけども、2回やるやつがよく聞くということだったので、2回やるやつにしましたけども、これ1回やるやつと、それから2回やるやつと、それぞれどれぐらい費用が、個人負担それから助成金がかかるのか。それから後、経過措置が今回あるようですけども、その経過措置も併せてちょっ

と教えていただければ。

○健康増進課長（吉田 忍君）

まず、町からの助成という部分が、今回のこの委託料となっております。625万円の内訳につきましては、宮之原議員が打たれたという2回接種が必要な不活化ワクチン、こちらのほうが1万円掛ける300人掛ける2回で、600万円となっております。接種が1回で済みます生ワクチンにつきましては、5,000円掛ける50人で25万円、合計625万円の委託料、これが助成額となっております。

医療機関におきましては、この額を差し引いた分について、自己負担をお願いしているところでございます。

まず、自己負担につきましては、医療機関ごとに接種単価というものが異なっております。町内の医療機関では、自己負担額がおおよそ2分の1の1万円から1万6,500円の範囲となっているところではございます。

最後に経過措置でございますが、今回、定期接種となりましたので、今年度から2029年度までの5年間、経過措置として、年度内に70歳、75歳、80歳、5歳刻みですね。100歳となる方が定期接種の対象となる経過措置を設けております。

そして、また今年度に限り100歳以上の方につきましては、全員が対象となっております。以上です。

○3番（宮之原剛君）

3回目ですけども、ちょっと確認ですが、これは一生涯に1回打てばいいということもあるんですか。これワクチンの種類によっては5年、それから10年、その効果が続くということで、この定期接種に限り1回ということですかね。そこら辺だけ教えていただければ。

○健康増進課長（吉田 忍君）

そのワクチンの効果等々もございますので、1回と申し上げるよりかは、まず予診票のほうをこちらのほうからお送りして、医療機関とお話の上、確認した上での接種となっております。以上です。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（勇元勝雄君）

歳出の事項別明細の8ページ、2、1、15の委託費、万田川リバーフロント整備事業、これはもう役場のほうでもある程度の計画ができていますでしょうか。

○企画課長（中島友記君）

お答えします。

今現在、この事業についてはおもてなし観光課、企画課、建設課、花徳支所と併せて協議を

進めていく考えをしてありまして、構想としては子供たちが川に下りて水辺で川の生き物を勉強する環境教育の場所となるスペースと、あと町民の方が憩える川を見たり、山を見て憩える休憩施設、あずまや等の整備ができたらという、今の構想の段階ですが、今後、この委託費を使って、設計概要の費用と図面の作成をしていきたいと考えております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

河川内に造るわけですね。一部は外にも出ますけど。まず第一にその予算を執行する前に、県の河川課のほうに話して、町が計画しているそのようなものが造れるかどうか確認してから、その予算を執行するべきだと思いますけど、どうでしょうか。

○企画課長（中島友記君）

この事業につきましては、まず徳之島事務所の建設課、そして県庁の河川課のほうにまずは協議をしております。先日、県知事が徳之島に来島されたときも、県知事が視察予定でもあったんですが、急遽スケジュールが変更になってしまって、県知事の視察はなかったんですが、もちろんこの事業に関しては、建設課とあと私、企画課のほうで、県のほうと連携を取って進めていくように協議を進めております。

以上です。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第31号、令和7年度一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第32号 令和7年度国民健康保険事業特別会計  
補正予算（第1号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第10、議案第32号、令和7年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第32号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,254万6,000円とするものであります。

歳入の内容は、諸収入522万5,000円、国庫支出金10万9,000円の増額、繰入金444万9,000円の減額であります。

歳出の内容は、総務費88万5,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第32号、令和7年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第33号 令和7年度介護保険事業特別会計補正

## 予算（第1号）について

### ○議長（行沢弘栄君）

日程第11、議案第33号、令和7年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

### ○町長（高岡秀規君）

議案第33号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ177万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,639万5,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金177万2,000円の増額であります。

歳出の内容は、諸支出金177万2,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### ○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第33号、令和7年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

## △ 日程第12 議案第34号 令和7年度水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第12、議案第34号、令和7年度水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第34号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度水道事業会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、収益的収入におきまして、営業外収益202万1,000円の増額であります。収益的支出におきまして、営業費用202万1,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第34号、令和7年度水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第13 議案第35号 令和7年度下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第13、議案第35号、令和7年度下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第35号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度下水道事業会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、収益的収入におきまして、営業外収益2万9,000円の増額であります。

収益的支出におきまして、営業費用2万9,000円の増額であります。資本的収入におきまして、国庫補助金523万9,000円の増額であります。資本的支出におきまして、建設改良費1,047万8,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第35号、令和7年度下水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第14 報告第1号 繰越明許費について

○議長（行沢弘栄君）

日程第14、報告第1号、繰越明許費について報告を求めます。

○総務課長（村上和代君）

報告第1号、繰越明許費について御報告いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調整いたしましたので、別

紙のとおり議会に御報告いたします。

内容につきましては、お手元に事前に配付してございます令和6年度徳之島町繰越明許費繰越計算書のとおりでございます。

一般会計、総務費、総務管理費、戸籍附票システム標準化更新事業、翌年度繰越額899万8,000円でございます。

次に、総務費、総務管理費、アンダーシービレッジ整備事業、翌年度繰越額2,050万円でございます。

次に、総務費、総務管理費、空き家対策総合支援事業、翌年度繰越額782万4,000円でございます。

次に、総務費、総務管理費、稼ぐ力の向上に向けた創業・事業拡大支援事業、翌年度繰越額21万8,000円でございます。

次に、民生費、社会福祉費、低所得者世帯支援給付金給付事業、翌年度繰越額8,932万7,000円でございます。

次に、農林水産業費、農業費、畜産基盤再編総合整備事業、翌年度繰越額2,077万9,000円でございます。

次に、農林水産費、林業費、林道改良事業、翌年度繰越額1,781万円でございます。

次に、農林水産業費、林業費、県単林道（山クビリ）線開業事業、翌年度繰越額800万円でございます。

次に、農林水産業費、水産業費、水産物供給基盤機能保全事業、翌年度繰越額1,524万円でございます。

次に、農林水産業費、水産業費、亀津漁港製氷庫避雷針設置事業、翌年度繰越額219万5,000円でございます。

次に、土木費、道路橋梁費、社会資本整備道路事業、翌年度繰越額1億3,042万4,600円でございます。

次に、土木費、道路橋梁費、防災安全社会資本整備事業、翌年度繰越額8,823万4,000円でございます。

次に、土木費、道路橋梁費、道路メンテナンス事業、翌年度繰越額3,255万1,000円でございます。

次に、土木費、河川費、緊急浚渫推進事業、翌年度繰越額2,000万円でございます。

次に、土木費、河川費、県単急傾斜地崩壊対策事業、翌年度繰越額1,361万円でございます。

次に、土木費、都市計画費、総合運動公園改修事業、翌年度繰越額7,514万2,400円でございます。

次に、土木費、住宅費、公営住宅建設事業、翌年度繰越額1,879万7,000円でございます。

次に、教育費、社会教育費、文化会館非常用発電設備改修事業、翌年度繰越額2,478万円でございます。

次に、災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費、現年発生農地農業用施設災害復旧事業、翌年度繰越額7,826万8,000円でございます。

次に、災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費、現年発生林業用施設災害復旧事業、翌年度繰越額6,252万6,000円でございます。

次に、災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、現年発生公共土木施設災害復旧事業、翌年度繰越額8,181万7,500円でございます。

以上、一般会計21件でございます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号については終わります。

△ 日程第15 報告第2号 繰越明許費について（水道事業）

○議長（行沢弘栄君）

日程第15、報告第2号、繰越明許費（水道事業）について報告を求めます。

○水道課長（奥村和生君）

報告第2号、水道事業会計の繰越明許費について御報告いたします。

地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、翌年度へ繰り越した繰越明許費について、同法第3項の規定により、繰越計算書を調整いたしましたので、別紙のとおり議会に御報告いたします。

内容につきましては、お手元に配付してございます令和6年度徳之島町水道事業会計予算繰越計算書のとおりでございます。

資本的支出建設改良費、防災安全交付金事業、翌年度繰越額3,450万円でございます。

次に、資本的支出建設改良費、防災安全交付金事業、翌年度繰越額1億円でございます。

以上、2件でございます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号については終わります。

#### △ 日程第16 報告第3号 繰越明許費について（下水道事業）

##### ○議長（行沢弘栄君）

日程第16、報告第3号、繰越明許費（下水道事業）について報告を求めます。

##### ○建設課長（作城なおみ君）

報告第3号、下水道事業会計の繰越明許費について御報告いたします。

地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、翌年度へ繰り越した繰越明許費について、同条第3項の規定により繰越計算書を調整いたしましたので、別紙のとおり議会に御報告いたします。

内容につきましては、お手元に配付してございます令和6年度徳之島町下水道事業会計予算繰越計算書のとおりでございます。

資本的支出建設改良費、社会資本整備総合交付金事業、翌年度繰越額1億7,546万4,072円でございます。

次に、資本的支出建設改良費、地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業、翌年度繰越額1億6,302万7,104円でございます。

次に、資本的支出建設改良費、防災安全交付金事業、翌年度繰越額1,292万円でございます。

次に、資本的支出建設改良費、単独路線事業、翌年度繰越額1,000万円でございます。

以上、4件でございます。

##### ○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

##### ○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号については終わります。

#### △ 日程第17 陳情第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引き上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

##### ○議長（行沢弘栄君）

日程第17、陳情第1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の

負担率の引き上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

#### ○総務文教厚生常任委員長（植木厚吉君）

ただいま議題となりました陳情第1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引き上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、総務文教厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

当委員会は、去る6月11日の本会議散会后、委員会を開催し、審査をいたしました。

陳情の趣旨は、学校現場では貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や人員不足など深刻な問題が山積しており、子供たちの豊かな学びを保障する体制が十分に整っていません。こうした状況を改善し、教育の質向上と学校の働き方改革を実現するためには、教職員定数の改善や義務教育費国庫負担制度における国の負担割合の引上げが不可欠です。

よって、2026年度政府予算編成において、少人数学級の推進、加配教職員の増員や少数職種の配置増、複式学級の解消、特別支援教育の制度改善、義務教育費に対する国の負担割合引上げなどを実現するよう、国の関係機関へ意見書を提出していただきたいというものであります。

当委員会としては、陳情の趣旨に賛同する意見が多く、採決を行った結果、全会一致で採択するべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

#### ○議長（行沢弘栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引き上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

△ 日程第18 陳情第2号 「カリキュラム・オーバーロード」の  
改善を求める意見書採択の陳情について

○議長（行沢弘栄君）

日程第18、陳情第2号、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情についてを議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（植木厚吉君）

ただいま議題となりました陳情第2号、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情について、総務文教厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

当委員会は、去る6月11日の本会議散会后、委員会を開催し、審査をいたしました。

陳情の趣旨は、現在、学校現場では不登校の増加や貧困、いじめ、教職員不足、長時間労働など多くの課題を抱えており、子供たちの豊かな学びを保障することが困難な状況です。

こうした状況を踏まえ、次期学習指導要綱ではカリキュラム・オーバーロードの解消に向けた内容の精選と標準事業時間数の削減を行い、教育の質の向上と教職員の働き方改革の両立を強く求めることを、国の関係機関へ意見書を提出していただきたいというものであります。

当委員会としては、陳情の趣旨に賛同する意見が多く、採決を行った結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（行沢弘栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第2号、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

△ 日程第19 発議第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引き上げに係る意見書について

○議長（行沢弘栄君）

日程第19、発議第3号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引き上げに係る意見書についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（植木厚吉君）

ただいま議題となりました発議第3号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引き上げに係る意見書について趣旨を説明いたします。

この件は、先ほど採択していただきました陳情第1号に関する意見書の提出であります。

皆様に配付してあります意見書の趣旨で、関係機関に意見書を提出したいと思います。

よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、発議第3号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引き上げに係る意見書についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第20 発議第4号 「カリキュラム・オーバーロード」の  
改善を求める意見書について

○議長（行沢弘栄君）

日程第20、発議第4号、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（植木厚吉君）

ただいま議題となりました発議第4号、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書について、趣旨説明をいたします。

この件は、先ほど採択していただきました陳情第2号に関する意見書の提出であります。

皆様に配付してあります意見書の趣旨で、関係機関に意見書を提出したいと思っております。

よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、発議第4号、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

- △ 日程第21 委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- △ 日程第22 委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- △ 日程第23 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について

○議長（行沢弘栄君）

日程第21、委員会の閉会中の継続調査の申し出について、総務文教厚生常任委員長から、日程第22、委員会の閉会中の継続調査の申し出について、経済建設常任委員長から、日程第23、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について、議会運営委員長から、以上3件を議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（行沢弘栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第2回徳之島町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午前10時56分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

徳之島町議会議長 行 沢 弘 栄

徳之島町議会議員 松 田 太 志

徳之島町議会議員 勇 元 勝 雄